に召し天皇親しく之を慰勞す。是歲黑田次官上書して曰く、樺太の事は其の要力を無用の地に用ひて利益なし、寧ろ之を願みさるよ若かす、願くは其の名分を捨て、其の實利に就き、姑息を去て果斷に出てん事を請ふと。是月森村埠頭成り。雇米人ライマン幌內煤田を相して、開坑適當の地と爲す。

七年一月少判官堀基七等出仕時任爲基侍從東園基愛と共に玄武丸に乘して樺太に赴き、長谷部辰連に面して、詔を傳へ、物を賜ふ。人々感喜奮勵す。東園基愛等三人駐留し、玄武丸品川に歸航す。自費を以て漁場昆布場を新開する者の免稅期限を定む。是月福嶋灣より福山を經て函館よ至る電信線を架設す。又函館に裁判所を置き、支廳管理する所の聽訟斷獄事務を函館裁判所に引繼く。三月山野火入の禁令を設く。樽前岳噴火し、灰砂降り、震動數回、三日の間止まず。是月在留清國人籍牌規則を定む。五月東園侍從樺太より歸る。浦河支廳を廢し、保任社を廢す。是より先き外國密獵船千嶋に出沒し、膃肭を捕ふ。是月本廳外務省と協議し、彈壓の方法を定め、尋て玄武丸を遣はす。區長戶長準官等及ひ月俸を定め、總代副總代を置く。六月擇捉嶋振別の東灣を單灣と稱し。移住農民給與規則を定め。嶋野市次郎西洋形船製造所を函館に設く。七月露人樺太楠溪に暴行し、又苗淵よ暴行す。黑田次官陸軍中將兼開拓次官に任し、北海道屯田憲兵事務を總理す。八月更に參議開長官に兼任す。是月函館稅關を大藏省に屬す。八月秋田縣士族田崎秀親獨逸國代理領事ロードウユーク、アーバを函館に殺す。〔九月二十六日秀親を斬に處す〕九月本使定額金より臺灣の問罪費補助として十万圓を還納す。是月函館青森間に郵便船を開設す。十月屯田兵例則を設け。綠青銅屑を以て昆布を染るを禁す。十一月三菱會社東京函館間に定期船航海を開設す。是歲後志國各郡暴風雨屢々至り被害極めて多し。八年一月樺太支廳開拓費を毎歲金二万二千五百圓と定め。札幌より根室留萌兩支廳よ至る間に郵便線路を開く。〔是後歲々擴張す皆略す〕二月北海道諸產物出港稅則及ひ各港船改所規則を設け。曩よ設くる所の產物會所及ひ歩合金收入を廢す。又海關所を改めて船改所と爲す。又測量物產二課を札幌本廳よ移し。米人ライマン、ティ　等を東京より派遣し事を執らしむ。三月准陸軍武官を置き、准陸軍大佐中佐少佐大尉中尉少尉曹長軍曹伍長とし。屯田事務局を札幌本廳內に置く。又福山江差に選卒を置き。福山區裁判所を置く。是月開拓顧問米人ホラシケブロン期滿ちて歸らんとす、西村中判官請導して謁見を賜ひ、勅して其の勞を慰す。四月官立小學校を函館會所町に設け、會所學校と稱す。函館支廳管內普通小學校の設け此に始まる。九等出仕福士成豐を露國彼得保留斯兵港に遣はす。〔七月十四日歸り紀事を上る〕五月露國駐劄特命全權公使榎本武揚露國大臣コルチヤコフと樺太久里留諸嶋交換の約成る。中判官西村貞陽を淸國に遣はし〔十月十三日歸朝〕、黑田長官玄武艦に駕し樺太に趣く。家祿奉還者の爲めに北海道荒蕪地斥賣規則を定む。是月根室に選卒を設け、會所學校內に小學教科傳習所を置く。〔十二年に至り師範學校と改む〕八月函館在留

英人プラストン商社、私に證券を造て國內ょ頒布す。官令して之を停む。是より先き（三月）東京農學假學校及ひ女學校を札幌に移すに決し。尋て校舍を新築し。是月校長以下皆札幌に移り、翌月開校式を行ふ。是月樺太クリル諸嶋交換條約書交換せられ、理事官中判官長谷部辰連を樺太に遣はし、五等出仕時任爲基をクリルに遣はし、交換を實行す。此時に當り理事時任爲基クリル諸嶋の露民に告くるに漁獵其他の生理は舊に由るへく、去就を決するは三年の間に於てし、各其の宗教を奉するも妨けなきを以てす。是月黑田長官クリル諸嶋ょ趣く。十月日高國鹿獵規則を設く。官令してクリル諸嶋を本使の管轄と爲し。樺太土人八百四十一名の請願を許し、宗谷ょ移す（九年更に石狩國對雁に移す）。福山舊城內に公立學校を設け松城學校と稱す。函館管內公立學校の設け此に始まる。十一月樺太支廳を廢す。黑田長官開拓使職制及ひ事務章程案を具し、裁可を乞ふて、允許を得、直に之を施行す。十二月職制章程に基き分局章程を定め、クリル諸島を札幌本廳の所管となす」九年一月クリル諸嶋の名を改めて千嶋國に編入し、得撫新知占守三郡を置き。露領哥爾薩港（楠溪）に領事館を置き、開拓使管掌の事務を兼掌せしむ。二月遲卒長以下官等を改正し、一等警部より警部補に至る凡て八級とし、巡査一等乃至四等とす。四月北海道漁業取締規則を定む、專ら千嶋臘虎獵の事に係る。舊土人山本總五郎を等外吏に補す、土人を官吏となす此に始まる。是月本廳管內の出張所を全廢し、更に分署を置く。五月中判官長谷部辰連五等出仕時任爲基等千嶋國ょ赴く。是月函館根室兩支廳管內各出張所勤番所を改めて分署と爲す。七月是より先き車駕東巡し、是月青森より海路函館に幸し、駐輦一日、函館支廳に臨御す。三等出仕杉浦誠北海道誌要領等十九部幷に事務成績を執て奏聞す、了て杉浦誠先導廳中諸課を巡覽を賜ひ、又北海道物產を陳列して天覽に供す。尋て學校病院七重勸業試驗場ょ幸す。又車駕五稜郭に至り、蹕を駐め、相馬胤彪を召し、內閣顧問木戶孝允をして赤川戰鬪の狀及ひ中嶋三郎助父子戰歿の地を問はしめ。還て協同館ょ臨御し、舊土人を召し、酒を賜ふ、又杉浦誠を召し、右大臣岩倉具視をして開拓著手の順序管內施政の略を問はしむ。誠具に奉答す。又招魂社及ひ墳墓に金幣二十五圓を賜ひ、之を祭らしめ、官員學校生徒八十歲以上の高齡者等に物を賜ふ。而して海路東京ょ還幸す。是月黑田長官又千島國に赴く。八月太政大臣三條實美參議寺嶋宗則同山縣有朋同伊藤博文等北海道を巡視せんとして函館ょ至る。函館支廳裁判所稅關其他の官衙を巡覽し。又航して小樽に至り。札幌ょ著し、本廳各官衙學校其の他を巡覽し。伊達邦成等及ひ敎育所生徒の優等者ょ金を賜ひ其の業に勉むるを慰す。而して札幌を發し、室蘭に向ふ。九月太政大臣の一行函館に出て青森に歸航す。黑田長官全道ょ告諭すらく、太政大臣の巡回は陛下の特旨ょ出て、實地の事情人民の勤惰等を視察せしめ給ふ所なり、或は路次の順便を得さるに依り巡回せさる地方は札幌函館滯留の日兩廳之を明細に具狀し、歸京の日必す奏聞せらるへしと。又長官家屋搆造の改良を勸誘す。是月大判官松本十郎職を罷め小判官堀基代て廳事を執る

## 第四章　其三　開拓使時代

○十月黒田長官千嶋より歸り。舊土人に諭すに智工を開き物理よ通し氣力を振作するを以てし、且つ黥吻耳環を禁す。蓋し辛未の令を申ぬるなり。十一月曩に太政大臣の巡視するに當り、參議山縣有朋同伊藤博文特に幌内煤田を巡視し、尋て鑛山權頭大嶋喬任も亦來り視る。是月本使煤田開採意見概略を作る。十二月北海道地租は百分一と定め、除租滿期よ從て徵收す。十年一月本使准陸軍武官を除き大判官以下を廢し、大書記官權大書記官少書記官權少書記官屬を置き、其の下よ等外を置く。二月警部警部補巡査の官等を定め。地租を減額し、費用を節減すへきことを令し、是歳より定額滿期まで、毎年定額金二十万圓を還納せしむ。權少書記官柳田友郷杉浦三等出仕に代て事務を執る。是月北海道在勤判任官以下月俸制增を廢す。稟米拂下を廢し、更に常備倉を置き、凶荒よ備ふることを上稟し。裁可を得。時よ九州騒擾、屯田兵一小隊を遣はし函館を警備し。黒田長官京都よ赴き、翌月長崎に於て征討參軍よ拜す。（五月歸京）四月屯田兵一大隊を遣はし西南の軍に從はしめ（九月歸る）六月札幌函館管下の士族六百人を募り、屯田豫備兵を編し、東京に遣はす。（九月東京より歸る）六月大小區に總代人を置き、其の撰擧法を定む。十二月土地を文量し地券を發し地租を收むることを令し條例を定め。國用多端、十一年度定額金百分の五を減す。大書記官堀基職を辭し權大書記官調所廣文代て廳事を執り。權大書記官時任爲基函館支廳よ趣き事務を執る。是月幌内煤田開採經費概算表を作り開採の議を決し、又岩内炭坑改良の議起る。時に函館の商民渡邊熊四郎等義學を起し鶴岡學校と稱す。貧民學校の設け此に始まる。是歳八月以降「コレラ」病流行し、函館支廳管内の患者百零二人に及ひ、内死亡する者八十三人、札幌本廳管下同二十五人内死亡する者十人。

十一年一月函館北溟社函館新聞を發行す。之を北海道よ新聞紙を發發する嚆矢とす。又對雁に樺太移住土人の教育所を設く。之を土人學校の興る始とす。二月函館郵便局貯金保管の法を設け、人民をして貯積せしむ。郵便貯金此に始る。是月荒蕪地賣下制限及ひ順序を定む。三月烏鴉銃獵の法を設け、其害を除く。黒田長官幌内煤田開採岩内炭坑改良の意見を立て、其の經費概略百五十万圓を國帑に借り、幌内は下手後凡四年、岩内は凡三年を以て成功せしめ、別途下付の經費は年期を定め煤炭販賣の利益を以て辨納するものと爲し、大藏卿と訂約すへきことを上書す。政府別途交付を允す。又石狩河口を改良して石炭運輸の便を取んとし、其の費用金五万圓は煤田開採費に取ることを稟議し、允許を得。是に於て河口改良係を、札幌本廳に置き、水利工師を和蘭より聘するに決す。八月本廳所轄千嶋國得撫新知古宇三郡を根室支廳よ屬す。根室支廳曩に官吏を古宇嶋よ派し、土人を救恤せしめ、是月歸る。又黒田長官屬員を率ひ川村海軍卿と共に金剛艦よ駕して函館を發し、露領浦塩斯徳港よ入る（九月四日歸る）。是より先き本使北海道物産を浦港に輸入し貿易を試みんとす。少書記官鈴木大亮命を奉し屬員村尾元長大槻直信小野寺魯一等を率ひて、函館丸に搭して小樽を

## 第四章　其三　開拓使時代

發し、浦港に赴く。而して一行浦港より留りて物産を試賣し彼の内地より入り、而して翌十月一行歸り、浦塩紀行を上る。十月農業假博覽會を札幌より開く（後札幌函館隔年之を開設す）。又森林監護假條例及び函館管内部分木仕付條例を設く。十一月蝦夷人を舊土人と稱せしめ。管内より令して生糸製造を督勵し、聲價を墜す事勿らしむ。十二月黒田長官札幌を發して露領哥爾薩港に赴き、大書記官調所廣丈長谷部辰連等之に從ふ。同月札幌より歸る。是歳漁民高利の資金を借り利息を償はしめは、終より獨立自營の途立たす、故を以て之を救濟するか爲め、漁業資本貸與規則を設け、五万圓（本廳下三万圓函館根室両廳下各一万圓）を定額として利子を收め、其の一半を官收し一半を資本貯積とす。十二年一月札幌本廳火災より罹る。南一條通女學校を以て之に充つ。是月東京大阪函館より設くる所の貸付會所を廢す。二月函館の商民田中庄右衛門村田駒吉小林重吉等資を捐て函館商船學校を設立せん事を請ふ。之を允す。是月米國人土木師クローフオルド雇聘より應して札幌より至る。黒田長官命して幌内鐵道布設を計畫せしむ。四月陸運改良係を札幌に置き、露國浦塩斯徳港より携ふる所の橇車及び荷馬車を摸造し、之を人民に傳へ、以て運搬の便を得せしむ。是月北海道送籍移住者渡航手續を定め、内地より移住する者は、本使附屬船を以て、無運賃渡航せしむ。五月准陸軍中佐永武四郎を露國哥爾薩港に遣はす（六月三日歸る）六月三等出仕西村貞陽權大書記官折田平内等玄武艦に搭して千嶋を巡視し、七月占守嶋に至り、土人を懇諭して根室より歸る。是月大藏卿大隈重信香港より太守ヘンネツシーと共に函館に著し、各所を巡覽して札幌に來り、學校工場屯田兵村等を巡覽し、八月二日歸る。是月大小區書を廢し、郡區町村を編制し、區役所を函館札幌に、郡役所を石狩小樽古平岩内室蘭勇拂浦河宗谷留萌（以上札幌本廳所管）龜田森福山江差壽都久遠（以上函館支廳所管）根室厚岸振別網走（以上根室支廳所管）に置き、其の所在の各郡を管理せしめ、郡區長以下の職制を定む。時に獨逸皇孫ハインリヒ殿下函館より來り、森に遊ひ、駒岳に登り、去て浦塩斯徳に向ふ（九月再ひ來る上陸せす）。十月伊太利亞國皇族ゼノア公軍艦を率ひて函館に入り、碇泊十數日、茅部郡尊菜沼及ひ森より遊ひ、十一月帆を揚て去る。是月函館に農業假博覽會を開く。十二月幌内炭礦鐵道延長の爲め費金二万圓を增加す。是月函館支廳福山江差壽都三分署を廢す（本廳根室支廳各分署も亦郡區改正に由り廢す）。是歳七月以降コレラ病流行し札幌支廳管内患者二百三十五人、内死亡百二十四人に及ひ、函館支廳管内患者二百五十三人、内死亡百八十六人に及ひ、根室支廳管内患者十七人、内死亡五人より及ふと云ふ。

十三年一月根室支廳管下釧路國舊土人を除き、鹿獵を禁す。是月幌内手宮間鐵道線路中小樽若竹町第三隧道工事に著手す。之を鐵道土功の初とす。開拓使管内小學校校則敎則を改正し、且つ屢諭すに虚飾を去り、實用を先にすへきを以てす。是より於て大より從來の弊習を改む。六月本道の木材を海外に輸出せんか爲め、廣業商會をして、木材を厚岸の山林に採らしむ。七月東京箱崎町に北海道

## 第四章　其三　開拓使時代

物産取扱所を設く。是月郡區編制に由り小區總代人消滅するを以て、更よ郡區總代人を置く。十月部分本仕付條例を設け、樹木の欠乏を防き（函館支廳管内を除く）。石狩樺戸二郡の界シベツに集治監を設く（後月形村よ移し樺戸集治監と云ふ）。是より先き釧路米町佐野孫右衞門釧路國跡佐登硫黄山を開採し、之を運搬せんか爲め、資を捐て、釧路川セチリより二十七里餘、新道を開きて成る。十一月手宮札幌間鐵道竣工し。試運轉を爲す。十二月開拓使職制及び事務章程を改正し。經費節減の結果、十四年度經費金十万圓を減す。是より先き水利工師和蘭人ヨハンゴダルド、フアンゲント雇聘よ應して札幌に至り（十二年四月）石狩河口測量に從事し、尋て本使改良費金二十九万圓を請ひ。裁可を經たり。而も是月フアンゲント病死し、工事を中止す。

十四年一月札幌本廳管下の郡村吏に諭し、凡そ勸農に關し、資本金を貸與せしものをして、其の實際を調査し、每歳六月十二月兩回に之を具狀せしめ。又後志膽振天鹽日高各國中よ山林掛派出所を置き、林務を管掌せしむ（後屢々廢置あり）。此月函館區民積春治（豐治の子）西洋形造船所を同區眞砂町に設く。五月黑田長官本道產出の良馬を知らしむるか爲め、東京横濱の競馬會に出會せしめ、其の費用は各牧場をして支辨せしめんと上陳す。官之を允す。六月是より先き舊松前藩士族蠣崎廣胖等藩祖武田信廣の祠宇を建ん事を請ふ、是月黑田長官の下問に對へ、信廣追賞の事を陳す。又山形秋田兩縣及北海道巡幸の令出つ。七月津輕福嶋二郡を併せて松前郡とし、釧路國網尻郡を北見國網走郡よ併す。八月漁業資本金の事を上稟す、其略よ曰く、北海道の漁業は昔時專ら商估の占有に歸し、新移住者起業の妨碍なる亦甚し、仍て從來官金貸與の便法を設け、十一年に至り漁業資本金貸與規則を設け、其の金額を增加して四十九万圓を供ふ。是等の事固より官の干涉する所に非すと雖も、今中道にして廢すれは、漁民再ひ債主の牽制する所となり、漁業の奮頽を致さんとす、殊に懼る明年一月本使定額の期滿つ、故に本年之を徵收せさるを得す、宜く破格を以て大藏省より貸與せられ、他日人民結社資本貸借融通の便利を得せしむるに至らん事を請ふと。政府は本年貸す所の金四十八万八千五百餘圓は、國幣に償還する兌換證券引換元金二百五十万圓の內に取り、明年六月に至り悉くこれを償はしむ。是月黑田長官札幌に來れり、聖駕を小樽に奉迎せんとするなり。而して三十日御艦手宮に入るや、黑田長官及び松方內務卿御艦に候し、調所大書記官艀に乘り、空知豐平二船を率て、奉迎す、天皇、皇族大臣參議等供奉し、手宮棧橋より直に滾車に御し、札幌よ著御す。少時停車場便殿に憩し、龍駕靜かに馳せて行在所（豐平館）に入る。翌三十一日本使及び札幌に在る奏任官以下有位者及華族菊亭脩季士族堀基屯田兵下士以下有位帶勳者に謁を賜ひ。了て札幌本廳に臨御し、黑田長官本使事務の要領を奏上し、事業略記等十部を上り、調所廣丈も亦管下治績の梗概を採錄し、根室支廳を併せて奏上す。左大臣熾仁親王藻巖學校陸運改良係札幌病院等を巡覽す。札幌豐平館新築成を告く。蓋し聖駕を迎ふるか爲めなり。九月一日眞駒內牧場

及ひ山鼻村屯田兵農場、山鼻學校、農學校、博物場等に幸し。熾仁親王小樽を巡覽し。量德學校に金を賜ひ、山田吉兵衞に銀杯三組を賜ふ。蓋し資を捐て行在所及ひ小憩所を設くるを以てなり。能久親王は又屯田兵開墾地を巡覽し。宮內大書記官堤正誼を遣はし、札幌神社を祭らしめ。又特旨を以て西南の役戰死せる、故准陸軍々曹佐藤市藏以下二十二名の遺族に金を賜ひ。且つ招魂社を祭らしめ。田村顯允（伊達邦成舊臣）五妻謙（伊達邦直舊臣）及ひ早山清太郎（篠路移民）中山重藏（松嶋移民）中田儀右衞門（上手稻移民）等に書を賜ひ、能く開墾を勉勵修路、殖產或は敬神愛國の心を興起せしむる等の狀を賞す。二日龍駕發する時、調所廣丈伊達邦直等に謁を賜ひ。中山久藏行在所を建るを賞し金三百圓銀盃三組別に金二十五圓を賜ふ。蹕を千歲驛に駐め賜ふや、侍從片岡利和をして新冠牧場を巡視せしむ。三日車駕千歲驛を發し、蹕を白老驛に駐め賜ふや、特旨を以て舊土人に金九百二十五圓を賜ふ。四日車駕白老驛を發し、室蘭に到る。是日小樽港罹災者に內帑の金五百六十圓を賜ひ。室蘭郡長田村顯允及ひ港民幌別有珠二郡人民に金を賜ふ。能久親王紋鼈製糖所を巡覽す。五日長谷部辰連佐藤秀顯に謁を賜ひ。迅鯨艦に乘御し、森に航す。是日侍從高辻修長を有珠に遣はし墾地を視閱せしめ。帛及ひ金百圓を伊達邦成に賜ふ。又前一日函館支廳大書記官時任爲基少書記官湯地定基等室蘭行在所に候ゑ森に還り、龍艦を奉迎し、黑田清隆供奉し、森行在所に到る。行在所阿部重吉に金七十五圓を賜ひ別に金三十圓銀盃一個を賜ふ。其他物を供ふる人民に金を賜ふ各差あり。車駕行在所を發し、峠下を經て、七重に到り。勸業試驗場事務所に臨御し賜ふや。場長少書記官湯地定基に謁を賜ひ。定基該場沿革書及ひ一覽表を上り。又本場製品各種を天覽に供す。了て供奉して函館に到る。是日車駕に先ち、能久親王勸業試驗場及ひ大野養蠶場開進會社第一會所を巡覽し、會所に金百圓を賜ひ。五稜郭を巡覽す。車駕函館行在所に到る。是夜支廳裁判所稅關砲隊奏任以上の官吏及ひ華族德川義禮其の他帶勳有位者に謁を賜ふ。是日堤正誼を遣はし、函館八幡宮に神饌料幣帛料を供し、招魂社に金七十九圓を。舊松前藩兵隊七十九名戍辰已己の役、勤王戰死者遺族に祭資料金三百九十五圓を賜ふ。又武田信廣北地開拓の功績少からさる以て。正四位を贈らる。行在所々在地の民家及ひ途中物を献する者に金を賜ふ、各差あり。又杉浦嘉七常野正義山田文右衞門栖原小右衞門等に賞狀を賜ひ。能久親王をして函館支廳其の他を代覽せしむ。而して支廳に於ては有竹裕時任爲基に代て諸表を上り、管內施治の要領を陳へ了て、函館裁判所眞砂町假器械製造所木燧製造所假博物場辻松之烝造船所等を巡覽し。公園係渡邊熊四郎に謁を賜ひ、修築の勞を賞し。器械製造所辻造船所及ひ燧木製造所等に金を賜ふ、各差あり。適公園の石橋成る。公園係淺田清次郎命名を請ふ。命して白河橋と曰ふ。七日車駕發するに臨み、時任爲基及ひ帶勳者六級以上教導職に謁を賜ひ。維新前後王事に勤勞し、賞典を得たる者及ひ帶勳者有位者をして、天顏を奉拜せしむ。而して黑田清隆時任爲基等先導、稅關より端舟に乘御し、御艦に移御し賜ふ。又黑田清

## 第四章　其三　開拓使時代

隆等御艦に候し。有竹裕扈從して、青森に到り、謁を得て歸る。十二月是より先き〔十月〕各裁判所の位地區畫等公布すと雖も、別に令して曰く、北海道は姑く從前定むる所に由り、其所轄の管廳、より於て裁判し、治罪順序亦便宜處分し、控訴は函館控訴裁判所之を管轄すへしと。是歳函館病院を新築し、官立を改めて公立と爲し。山田愼等共同して松前郡知内村に牧畜會社を立つ。

## 第五章　沿革　三縣時代

十五年一月十一日開拓使長官黒田清隆内閣顧問に轉す。陸軍中將兼參議農商務卿西鄉從道開拓長官に兼任す。是月十勝國河西郡下帶村に晩成社起り農業に從事す。二月八日開拓使を廢し。函館札幌根室三縣を置き。元開拓使東京出張所を箱崎物産取扱所に移し、殘務を整理し。准陸軍佐官以下は陸軍省之を管轄し。時任爲基を函館縣令に、調所廣丈を札幌縣令に、湯地定基を根室縣令に任す。法律規則の從前北海道に施行せさるものは姑く舊に仍らしめ。屯田事務局を陸軍官廨の一に列し、函館縣經費歳額を金二十一万八千四百四十五圓、札幌縣經費歳額を金三十五万千九百七十六圓、根室縣經費歳額を金十万二千六百七圓と定め、三縣管轄の區域幷に各縣廳の位置を定め、總て開拓使支廳と同一ならしむ。是月根室支廳焼失し、假廳を花咲小學校内に設く。三月舊開拓使物産取扱所大阪敦賀出張所、北海道準備米漁業昆布採收資本金貸與に關する事務は大藏省に。札幌工業課諸工場、幌内岩内兩煤田、幌内鐵道は工部省に。殖民山林事務、七重勸業試驗場、札幌育種場、製煉場、博物場、製網所、製粉所、農學校、附屬農園は農商務省に、各管理せしめ。準備米配置石數を定め、函館縣に五千石、札幌縣に二万三千石、根室縣に三千石を配置し、漁業資本を金四十万圓、昆布採取資本を金四十万圓とし、從前の手續を取捨して貸與せしむ。是より先き杉浦喜七堀基常野正

養園田實德發起者となり、資本金を五十万圓と定め、北海道運輸會社を設立せん事を請ふ。是月之を許し、滊船四隻風帆船五隻を貸與し、尋て函館區運漕社内に於て開業す（後共同運輸會社に合併す）。又函館縣警察本部を設置す。（札幌根室二縣も亦尋て之を置く）函館札幌二縣開廳。舊開拓使東京濱谷第三試驗所を御苑に加へられ。農商務省をして眞駒内牧牛場、新冠牧場、札幌綿羊場、麥酒釀造所、葡萄園、葡萄酒釀造所、葎草園、桑園、養蠶室、紡織所、味噌醬油製造所、石狩鑵詰所、美美鑵詰所、根室鑵詰所、厚岸鑵詰所、撫捉幷ㇱ國後臘虎獵場、根室木挽器械所、函館製革所、同鱈肝油製造所、札幌陸運改良事業及ひ官有船舶等を管理せしめ。北海道の兵備は姑く第二軍管に屬せしめ。根室縣海豹獵稅則を定む。四月根室縣開廳す。是月英國滊船メリータサム號樺裳岬に難破し、乘組清國人七百餘名、幌泉郡内の各村に分配し、救護せしむ。（後函館を經て東京に送付す）五月農商務省移住民渡航手續を定め、無賃渡航せしむ。大藏省租稅局出納所を東京箱崎町ㇱ置き、北海道海產稅ㇱ關する事務を管理す。是より先き三縣公立小學校の維持を確固ならしむる爲め、每校山林原野等五十万坪を限り、無代下付を政府に稟議し、此月裁可を得。又三縣令連署、土地拂下官制に據り稟裁を經る時は時機を失ふの恐あり、故に開拓使の例ㇱ倣ひ直ㇱ處分報告するを請ふ。是月之を允す。又德嶋縣人阿部與人札幌郡篠路村の地を相し、開墾製藍に從事す、是月規模を擴め社を結ひ與產社と稱す。六月大藏省に舊開拓使會計殘務整理委員を置き。石狩國空知に空知集治監を置き。札幌根室兩縣管内に始審裁判所を置き、七月一日開廳す。是より先き三縣出港稅收入金支辨方法を審議して政府に稟議する所あり、此月北海道出港稅收入金、十五年度以降收入場所の區別に拘はらす、三縣海產物、前三年間の平均數に據りて配分し、地方稅と併せて地方費に充用支辨せしむ。時に農商務卿西鄕從道札幌縣を巡回す。七月農商務省移住民渡航手續細則を定む。八月是より先清國輸出昆布往々濫造の弊あり、三縣屢々採藻者を戒諭すと雖ㇾ改らす、是月政府農商務省をして改良を圖らしむ。農商務省金一万二千圓を函館縣ㇱ委托し、十五年度殖民費に充てしむ。根室縣昆布採收漁業資本金貸與規則を假定す。時ㇱ三縣管内各郡區に虎列拉病流行す。九月大藏省物產稅昆布外三品拂下取扱順序を定め。根室縣テス網を以て魚を捕るを禁す。十月農商務省移住民心得を頒ち、根室縣昆布改良諮問會を開く。（此類以下著大のものに限ㇾ掲け其の他ㇱ皆略す）十一月北海道假博覽會を札幌ㇱ開き。札幌縣管内各支川の鮭漁業を禁す。是月内務卿山田顯義北海道を巡回して札幌ㇱ來る。十二月函館縣種牛馬貸與規則を定め、函館縣漁業資本金貸與規則を定む。

十六年一月後志與農會社起り。本社を壽都大磯町に置き、開墾農作に從事す。二月農商務省に北海道事業管理局を置き、廢使後工部省所轄の炭礦鐵道及ひ諸工場を併せ、東京箱崎町ㇱ出張所を設け、札幌縣に札幌農業、札幌工業、炭礦鐵道の三事務所を、函館七飯に七重農工事務所を、根室縣に

根室農工事務所を置く。又大藏省租稅局出張所を函館よ置き、尋て東京箱崎町出張所を廢す。是月札幌縣札幌近傍の小豆百八十四俵を三井物産會社よ托して東京よ輸し、販賣を試む。是に於て北海道産小豆漸く聲價を得たり。三月函館縣教育事務要領を定め、函館縣學區規則、小學校教則、校則等を定む。時に沿海區域の稱呼を定め、渡嶋白神岬より根室納沙布岬に至るを北海道南海岸とし、納沙布岬より北見宗谷岬に至るを北岸とし、北見宗谷岬より渡嶋白神岬に至るを西岸とし、國後より占守に至るを千嶋列嶋と名く。又函館縣師範學校規則を定む。根室縣海産營業雇主被雇人取締規則を定む。是月石川縣士族團結移住し、起業社（資本金十万圓）を組織し、農耕に從事す。前田村是なり。四月札幌縣總代人會施行手續を定め。根室縣小學校教則を定め。根室縣總代人會規則を定め。室蘭森間の航海を共同運輸會社よ委托し、每年補助金一万圓を給し。函館縣私立商船學校を縣立とす。是月下旬渡嶋國茅部郡宿野邊村に飛蝗發生し、尋て同郡及ひ龜田上磯二郡に蔓延す。六月函館縣幷に根室縣移住士族取扱規則を定め。札幌縣昆布改良諮問會を規則を定め。札幌師範學校規則を定め。農商務省移住者取扱手續を定め。札幌縣士族取扱浦河に開き。札幌縣管内に諭し、魚油を精製し輸出を圖らしむ。時に巡察使田中參事院副議長函館よ着し、縣廳其の他の官衙學校幷五稜郭を視、七月一日函館控訴院始審治安諸裁判所其の他の各所を視、根室に至り、再ひ函館よ航し、歸京す。又農商務大輔品川彌二郎北海道に來る。札幌縣令調所廣丈勸業課長及ひ老農を札幌藻巖學校に召集し、品川農商務大輔隨行員船津傳次平を請し、農話會を開き諸事を質問す。品川農商務大輔札幌縣下巡回を了へ、小樽港より航路、壽都江差福山を經て函館に出て、根室に航し、擇捉を巡視し、再ひ函館に出つ（八月歸京す）。是月露人薩哈連嶋流罪囚六名北見國紋別郡へ漂着。函館に護送し、露國領事よ交付す。札幌區厚別官林出火し、七日にして鎭火す。森林權災反別凡二百三十一万坪樹木百万本燒く。從一位勳二等德川慶勝舊名古屋士族を北海道に移住せしめ、開拓の成績著明なるを賞す。又野村驛遞總監北海道を巡視し、函館より小樽に航し、八月八日函館を經て青森に歸航し。文部少輔九鬼隆一も亦尋て、函館に到り、札幌方面を巡回し、函館よ歸り、再ひ福山江差を巡視す（九月歸京す）。是より先き農商務省御用係岡毅北海道よ出張し、蝗害を視察し、報して曰く、十勝地方の蝗蟲は豫想の如く甚しからす、膽振石狩地方は悉く驅除且つ採卵を終ふ。之を總概するに蝗卵を堀採すること九百二十八石餘、費用金一万七百三十八圓餘なりと。地理局長櫻井勉も亦北海道を巡視し、函館に出て、歸京す。曩さに札幌區豐平川洪水堤防を破壞し、修繕費十万六千圓を國庫の負擔と爲し、內務省御用係古市公威工事を計畫し、是月工を起す。八月農商務農府縣よ士族移住規則を頒ちて勸諭す。其の略よ曰く、十五年度以降二十二年度迄八箇年間、每年士族二百五十戶（百五十戶札幌縣五十戶函館縣五十戶根室縣）保護を加へて北海道に移住せしむ、依て移住志願者は請願すへしと。陸軍省宮城福嶋岩手青森山形秋田六縣

より屯田兵七十戸を召集し、札幌縣下に移住せしめんとし、其の心得書を六縣よ頒つ。札幌縣昆布採取資本金貸與規則を定む。時に飛蝗十勝方面より釧路の一部に蔓延し、膽振國禮文華山道ゟ羅へて、壽都山越二郡に蔓延す。九月前月彰仁親王函館よ至り、紋鰹よ至り、尋て新冠を巡視し。月の十七日內閣顧問黑田清隆農商務卿代理陸軍卿大山巖參謀本部次長曾我祐準工部大輔井上勝等を率ひて札幌に至り、幌內鐵道開業式に臨み、親王祝詞を賜ひ。農商務卿代理及び管理局長農商務六書記官安田定則答詞を奉る、內閣大書記官佐久間一介太政官大書記官小牧昌業札幌縣令調所廣丈歩兵大佐永山武四郎工部大書記官阿部浩宮內權大書記官長田銈太郎有竹函館縣大書記官堀同少書記官富小路侍從月形集治監典獄長谷部農商務大書記官森同少書記官等倍場す。而して親王小樽より航して函館に出て、函館より厚岸濱中を經て根室を巡視し、函館に歸航す（十月二日青森に向ひ歸京す）。是月英國軍艦五隻函館よ入る。（例年入港の艦隊は皆略す）十月膽振國樽前山噴火、破裂して近傍灰燼を降し、尋て雲霧四塞、日色光なく、苫小牧近傍まて少許の灰を飛散す。後志國高嶋郡日和山燈臺竣工點火す。是より先き紋鰹製糖所（農商務省所轄）製糖の改良を圖り、製造所を增築し、獨逸國より教師を聘し、器械を購入し、是月製造に着手す。又函館縣北海道物產共進會を開き。函館駐在合衆國領事を廢止す。是より先き余市岩內間道路開鑿に著手し、是月竣功す。十一月樽前山又噴火し黑烟天を衝き、細砂を飛下す。函館縣公立函館商船學校新築竣功し移轉式を行ふ。共同運輸會社に命し、一箇年五十回內外、國後擇捉北見地方其他の各離嶋に航行せしむ。岩內余市間電信線を接續し、室蘭長万部間從來の線路を廢す。仙臺鎭臺青森營所步兵第□聯隊第三大隊を渡嶋國函館に分屯せしむ（龜田村字千代ケ岱）。函館區末廣町藤野喜兵衛根室本町柳田藤吉夙に根室よ移住し專ら漁業を勉め、遂よ荒寥の地をして繁盛よ至らしめたる成績を賞し、藍綬褒賞を賜ふ。十二月農商務省所轄日高國新冠牧場を宮內省の所轄とし、農商務權少書記官森源三宮內省御用係を兼ね、新冠牧場事務長に任す。是歲東京に水產博覽會あり、函館縣漁業家の事蹟を錄して出品す。又高田屋嘉兵衛村山傳兵衛に各金五十圓、小川幸吉飯田與五左衛門よ各金十圓を追賜し、飯田與五左衛門（飯田三代）よ褒狀を追賞し、栖原小右衛門に一等賞牌及金五十圓、山田文右衛門に二等賞牌及金二十圓、山田六右衛門に四等賞牌、吉田三郎右衛門岩田金藏金子元三郎岡田傳五郎等に各賞狀を賜ふ。

十七年一月農商務省告示して曰く、北海道に轉籍移住の爲め自費を以て渡航する者と雖も、營業の目的確實なりと認むるときは、資力なき者に限り移住地到着の上、假家料幷營業器具代及農業者には特に種物代を給與すへしと。是月根室縣昆布採取資本貸與規則を改定す。二月根室縣種牛馬貸與規則を定む。四月札幌縣札幌郡外五郡役所を札幌に置き。根室縣物產稅徵收規則を定め。當分北海道轉籍移住渡航保護を停止す。五月公布す、北海道に於て納稅すへき水產物を取獲せんとする者は其地の管廳に出願許可を受くへしと。又北海道轉籍移住者往々保護の資格なき者、輕擧移住を企て

、困難に陷る者あり。農商務卿三縣人民に願書の進退に注意すべきことを諭告す。又函館縣漁業組合條例を定め。函館租稅局出張所を廢し。安田農商務大書記官同三等出仕よ補し、北海道事業管理局長と爲る。又北海道に於て臘虎幷納臘獸を獵獲するを禁し。函館港口勝當智崎燈臺を葛登支岬燈臺と改稱し。新冠牧馬場を皇宮地附屬地と改む。是月函館區杉浦喜七田中正右衛門遠藤吉平等資本金十万圓を以て、北海道共同商會を設立し、産物委托販賣及ひ官廳用達に從事す。六月農商務省十七年度殖民費金一万圓を函館縣に委托す。時に陸軍少將小澤武雄太政官大書記官西德次郎北海道に出張し、函館よ至り、札幌其他を巡回して歸る。是より先き內務少輔芳川顯正參事院議員安場保和等千島を巡視し、根室に至り、小澤陸軍少將關澤農商務少書記官橋本內務權少書記官鮫嶋海軍中尉外務省御用係磯部物外等と相會し、根室縣令湯地定基も亦屬官を率ひ、之と偕よ千嶋よ航し、占守郡占守嶋に至り、同嶋土人よ示諭し、之を率ひて歸り。色丹嶋に移住せしむ（七月十二日根室に歸る）。開拓使會計殘務整理委員誥所を廢し、更に書記局中よ、同使事業報告編纂殘務掛を置く。七月福山江差間電信架設成り、開局す。時よ安場元老院議官札幌に來る。（八月四日歸京す）太政官權少書記官渡邊廉吉同雇獨逸人カール、ルードルフ　函館よ來り、町村制度を調査し、芳川內務少輔時任函館縣令と共に札幌に來る（三十日芳川少輔新潟に赴く）。宮內少輔杉孫七郎宮內大書記官堤正誼侍從藤波言忠等函館に到り、航路根室に赴きて歸る。（八月二十二日根室に達し、九月五日歸京する者なり）八月根室縣鮭漁業組合規則を定む。是月北見國網走郡地方蝗蟲發生す。九月函館師範學校に函館縣水產談話會を開き、官吏及ひ民間實業者等四十九名を會員とし、連日討議し、農商務省御用係松原新之助之に臨み、質議に應答す。函館縣區會規則を改正し。根室縣施療規則を定め。札幌縣牛馬取扱規則を定む。十月川崎會計監督長札幌縣屯田事務局よ出張し。根室縣貧困兒童學資給與規則を定め。札幌縣小樽港船舶取扱規則を改正し。函館縣船燈取締規則を定む。十一月札幌縣製氷取締規則を改正す。是月陸軍省函館砲隊編制を改正す。十二月函館縣漁業資金貸與取締規則を定む。是歲札幌伊藤一隆等發起者となり、北水協會を起し、水產の改良發達を圖る。（十九年以後に至り會務次第に擧る）

十八年一月根室國花咲郡シユコタン嶋を千嶋國に編入し色丹郡と稱し。函館商業組合例則を定め。同縣有稅水產物取獲願手續を定め、英國汽船グレーサムボール號松前郡大澤村近海の暗礁よ觸れ、船長以下乘組員及乘客共四十人上陸し、函館よ到る、後本船を競賣し。根室縣漁業資本金貸與規則を定め。札幌縣小樽港海面埋立則規を定む。二月函館縣獸病治療所を縣廳內に假設す。陸軍省告示す、本年より向ふ五箇年間に於て北海道移住志願各府縣士族の輩を徵募し屯田兵よ編入す、宜しく志願者の取調を爲して提出すへしと。是に於て屯田兵志願者心得書を頒布し、農商務省より北海道移住士族取扱方を陸軍省に移管し（十七年度以降）、十六年第九號第十四號達を廢するに至る。又

## 第五章　沿革　三縣時代

函館縣士族移住規則を廢し、十五十六兩年度相當移住者は從前の通取扱ふものとす。渡嶋國上磯郡水産談話會を開き（此類以下著大のもののみを掲け他は省く）。函館縣商事諮問會を函館師範學校内に開き、會員は商業各組合中老練の商賈二十四名を撰て之に充つ。内務省告示し函館札幌根室三縣に達する路線を國道とす。函館縣外國船乘組稼人口入營業者取締概則を定む。三月札幌縣醫師養成規則を定め。根室縣同業組合準則を定め。函館縣驛遞貯金を奬勵す。又函館區有志者町會所を設立することを議定し、創立委員十名を撰定す。根室縣昆布採取資本金を豫め各郡に配布するの方法を改め、其の業に堪ゆると認むるものに限り、貸與するものとし。函館縣女學校を師範學校内に設け。札幌殖民地撰定法を定む。四月根室縣千嶋土人撫育費、臨時增額別途交付の稟議を經。札幌縣高島郡色内町に監獄支署を設け、札幌縣小樽監獄支署と稱す。函館縣諭達を發して魚粕荷造改良を勸奬す、札幌縣土人救濟費十年間毎歳金七千圓、別途下付の稟裁を經。根室縣衞生通信規則を定め。根室縣魚粕荷造取締規則を定め。札幌縣種蓄取締規則を定め。札幌縣魚粕荷造改良方法を諭達す。時に東部檢閲使三好陸軍中將函館に來る（五月二日青森より赴く）。五月札幌縣報を發行す。札幌縣林區名稱を改め、第一林區より第六林區に至る毎區事務所を置き、所管郡區を定め。屯田兵條例を定め、屯田兵を陸軍兵の一部として北道道樞要の地に配置し、本道の警備を充て、第七軍管下の諸縣全く徵兵令を施行するに至れはこれを廢するものとし、其の本部を札幌に置く。又根室縣厚岸湖内牡蠣採取規則を設く。屯田事務局を屯田本部と改め、尋て（是月二十一日）准陸軍大佐永山武四郎陸軍少將に任し、屯田兵本部長となる。鳥取縣民三百五十名根室縣釧路國釧路郡鳥取村へ移住す。札幌縣日高國浦河郡浦河村より沙流郡乃至十勝國廣尾郡地方昆布改良諮問會を開き。根室縣釧路郡釧路町より郡役所を置き。厚岸外五郡役所出張所を廢止す。又兵庫縣民二百三十人日高國靜内郡染退へ移住す。六月根室縣釧路國各郡山林の等位を定め。根室縣海鼠漁業規則を定む。時に山形縣士族五十三戸（二百四十六人）函館縣上磯郡木古内村に移住し。鳥取縣士族九十九戸（四百九十六人）師範農家五戸（二十三人）札幌縣下空知郡岩見澤に移住す。又根室土人救濟法を定め。札幌區各町より官撰衞生委員を置き、從前の委員を廢す。外國人九名北見國宗谷郡猿佛村に漂著す。札幌縣之を函館に護送す。後露國人たることを認定し、碇泊同國軍艦ジキット號に交付す。外務省露國沿海州軍務縣令同地方及び樺太島捕魚幷昆布採收規則を設け、同年中より施行す。是月函館縣松前郡福山に於て郡長有志者と相謀り、貧民授産の目的を以て農業に着手す。之を福山農事會社と稱す。山口縣令原保太郎本道の各地を巡回し、移住民の實況を視察す。是より地方官の北海道を視察する者多しと雖も、之を略す。七月是より先き函館器械製造所瀛船を製造し、矢越丸と稱す。スクーネル形噸數七十噸長八十尺幅十四尺、是月進水式を行ふ。之を本道瀛船製造の始とす。札幌縣來八月三十一日を限り各驛々遞所を廢止し、驛傳取締規則及び細則を定む。其の法

は各種の驛傳營業人各驛に據り組合を設け、驛傳營業組合旅人宿營業組合と稱し、組合人は一驛一箇所よ限り驛傳取締所を設置し、取締所維持困難の場所に限り、補助金を下付するものとす。當分根室縣教育補助金を各學校教員給料に充て、配布するものとす。是より先き函館縣函館區の商業者、漸々組合規約を編製し認可を受け、從來函館の商業者中清國商と貿易取引をなす水產商、物產商、荷受問屋、仲買商の四組亦此組合規約に準據し、從來の習慣を廢し、賣買の便益を謀るを目的とし。カンカン料、付け昆布、五斤飛等を廢し。標衡は賣主之を秤量する等の規定を設く。然るよ清國商自家の利を失ふを恐れ、彼亦規約を結ひて抵抗す。是に於て彼我紛議を生し市場賣買取引全く絕んとす。此時よ當り四組合同團結し、委員を設け三菱會社船本龍之助、共同運輸會社園田實德、山田銀行山田愼等其の間に周旋し、彼我の調和を謀る。六月彼我熟議約束する所ありと雖も、幾干なくして清商異議を唱ひ、再ひ紛議を生し、連日解けす。更に委員を撰ひ、船本龍之助等と謀り清商よ議す。此よ於て彼我結約紛議始て解く。又陸軍恩給令附則を定め、屯田兵恩給を規定す。時に函館縣諭示して露國權太捕魚幷昆布の採收よ注意せしむ。此月福山に勸農授產會社を設立し。鶉山道開鑿に著手し。日本郵船會社支店を函館に、其の出張所を小樽に置く。八月札幌縣札幌近傍の養蠶家を縣廳に集め、養蠶談話會を開く。太政官大書記官金子堅太郎北海道三縣を巡回し、北海道縣治改正の議を齎らして歸京す。函館縣廳構內に西洋形の船舶檢查所を設け。函館札幌根室三縣區町村總代人の評決協議費に關し、不服あり出訴せんとする者は、同年七月第二十三號布告に據るへき旨を布告し。司法大輔岩村通俊及隨員司法權大書記官人見恒民少書記官福原恭輔等と共よ函館を經て札幌に來り、永山屯田兵本部長と共に上川地方を巡回し、陸路浦河を經て根室よ赴き、再ひ函館に出て歸京す。又渡嶋國鶉山道の修築に著手し。函館縣外務省の通知を受け、露國薩哈連嶋海岸日本人民漁業規則を告示す。函館縣合して物產稅徵收上人目砂引等の稱呼を廢し、眞正の風袋繩引をなし、收入拂下と共よ處理せしむ。曩に設立せる札幌區民會所落成し、開場式を行ふ。膽振國室蘭港船改所を廢し、後志國余市郡余市天塩國留萌郡鬼鹿北見國利尻郡利尻の三箇所に船改派出所を新置す。時に東部撿閱使陸軍中將三好重臣函館に着す。是月小樽よ北水協會水產品評會を開く。九月海軍大輔樺山資紀海軍中將仁禮景範等各港要地實視の途、小樽札幌を經て室蘭港よ出て、明治丸に搭して函館に赴き（九日安渡よ航す）。根室縣漁業資本金貸與規則を定め。函館縣收稅課派出所を函館碇山江差久遠壽都に置き。同縣諸稅撿查區畫を定め。同縣監獄署を龜田郡龜田村よ移し、函館監獄署と稱し。函館支署を廢し、函館監倉を監獄署留置場と改稱し。函館縣龜田郡千代ヶ岳營所第五聯隊第三大隊長途行軍を爲し、月寒村よ屯田兵と對抗演習を行ひ、余市郡春部村忍路郡蘭嶋村近傍に不期對抗運動を行ひ、歸營す。又函館縣醫師取締規則を定め。釧路國川上郡熊牛村に既決監を設け、釧路集治監と稱し。札幌縣產婆取締規則を改正し。札幌縣北見國宗谷岬よ燈臺を建築し、降霧

或は眼瞭なる天候には一分時毎に十二聲宛の號鐘を打鳴し、毎年十二月一日乃至翌年三月三十一日の間點火號鐘共に停止す。是月一等驛遞官日下義雄内務權大書記官大谷靖等北海道を巡回す。十月函館縣船燈取締規則を改正し、昆布採取取締規則を改正し、昆布切立目方及ひ結束を定め。根室縣花咲灣根室市街を離る直經西二十町の所に昆布盛と云ふあり、東北に友知村を控へ、脊に丘陵あり、東南は即ち海に面し、灣口ユルリ島に向ひ、冬季氷結せす。四時繫泊よ便なるを以て、同縣波止場建築工事を起し、此月落成す。時に札幌豊平館を皇宮地附屬地となし。金剛扶桑二艦函港に入り拔錨す。（以下通常の出入は皆略す）十一月根室縣根室に北海道物産共進會を開く、出品數三千四百三十九個。該會創設以來未曾有の盛況を極む。函館港の西方、葛登支岬よ燈臺を建設點火し。釧路集治監を開廳し。根室郡穗香村屯田兵本部建築落成を告け、移轉し。函館縣立函館病院附屬醫學講習所規則を定む。是月日本郵船會社小樽港より伯州境港よ至る、定期航路を延長し神戸に達し、自今毎月両地交互一艘ッ、航海するに至る。十二月函館縣函館水上警察を設置し、港内一圓を管轄せしめ。札幌始審裁判所管内浦河治安裁判所を幌泉よ移し、幌泉治安裁判所と稱し、沙流新冠靜内三郡を札幌區裁判所の管轄に改め。函館縣函館女學校を函館師範學校よ合併し。渡嶋國上磯郡石別千嶋國振別郡振別等の船改所を廢し。後志國久遠郡久遠千嶋國紗那郡に派出所を設け。屯田兵本部内よ第一大隊本部を置き、札幌縣移住各隊に關する事務を取扱ひ。露國明治二十三年まて薩哈嗹嶋從前の規程に由り、我か出稼人の漁業を許可す。是歳十勝上川石狩雨龍網走等飛蝗の發生すること甚し。

## 第六章　其五　現代の一

十九年一月札幌縣北海道物産稅徵收上風袋引砂引を廢し、總て風袋は現量を引去り徵收する事と爲し。函館縣官有地拂下規則を定め。根室縣地租割戶數割規則を改正し。函館縣種痘細則を定め。札幌縣種馬交尾出願手續を定む。是時北海道施治の方針を變す。其の略よ曰く、北海道は土曠荒漠住民稀少にして、富庶の事業未た普く邊隅に及ふこと能はす。故に今全土よ通して拓地殖民の事業を擧るか爲め、從前置く處の各廳分治の制を改むるの必要を見る。因て函館札幌根室三縣竝よ北海道事業管理局を廢し。更に札幌に北海道廳を置き、全道の施政幷に集治監屯田兵開墾授産等の事務を總理せしめ。函館根室に支廳を置くと。是よ於て北海道廳官制を定め。道廳よ長官理事官屬警部長警部警部補（警察官）郡區長郡區書記（郡區官）典獄副典獄書記看守長（監獄官）技師技手（技術官）農學校長同幹事同教授同助教（學務官）等を置き。司法大輔岩村通俊を長官よ、函館縣令時任爲基根室縣令湯地定基農商務大書記官鈴木大亮等を、北海道廳理事官に、安田農商務三等出仕調所札幌縣令長谷部農商務大書記官等を元老院議官に、會社を設立す。二月堀基堀金峯佐藤秀顯廣田千秋淺羽靖村田堤唐崎恭三等を農商務權少書記官に、細川碧判事藤田九萬等を北海道廳理事官に任す。此月函館の有力者協同し、同區に函館縣船

## 第六章　其五　現代の一

山内久内森長保等亦任官す。又北海道廳支廳官制を設け。道廳事務分課を定め、長官付庶務課租稅課勸業課土木課會計課警察本署集治監炭礦鐵道事務所紋鼈製糖所警察署を置き、支廳に庶務租稅勸業會計課を置き。本支廳管轄區域を元三縣に區別し、殖民山林事務及ひ蝗蟲驅除事務を北海道廳に管理せしめ。官吏服務內規を定め。本廳課署を分て第一部第二部とし、其の第一部は第二部及ひ支廳の事務を統理し、第二部は支廳管轄外の地方行政事務を管理す。此月根室縣管內よ在勤せる官吏の特別手當支給を廢止す。三月道廳を開廳し、處務條例を定め、元札幌師範學校を廳立札幌師範學校と稱し。肥料魚粕荷造法を定め。且つ長官本支廳に令す、本道殖民事務山林事務等自今北海道廳の管理に歸すと。又元三縣定むる所の警部巡査給與規則を廢し、更よ巡査被服幷に旅費を改正す。是月道廳に審査委員數名を置き、諸規則の立案及ひ審査を爲さしめ、幾なくして散解す。又幌泉治安裁判所を開廳す。四月道廳外務省の通知に基き、露西亞國沿海の海岸よ於て、本年より明治二十一年まで、捕魚幷に昆布採取を許す。又札幌函館根室廳立病院職制を定め、熊狼獲殺手當金〔熊は金三圓狼は金十圓〕を改正し。根室支廳浦役場位置及ひ浦役人事務規程を定め。函館區に一等郵便電信局を置き。十九年度北海道廳經費豫算金〔二百五十万圓〕を定め。郁春別炭山の開坑に著手す。五月鐵山一切の事務を北海道廳に委任し。漁業組合準則根室支廳林木拂下規則炭竈築造規則等を定め。根室支廳有害鳥獸獵規則を廢し、根室支廳薪木移植取締規則を定む。六月理事官時任爲基を函館支廳長に任し。舊開拓使根室支廳定むる所の鳥鴉獲殺手當及ひ該銃獵心得を廢し。農工業場拂下及貸下處分方等稟裁を經、廑別新道開築の工を起し〔十一月三日竣工す〕。道廳理事官鈴木大亮內閣顧問黑田伯に隨ひ、歐米各國巡回の途に上る。又令して北海道土地拂下規則を定む、曰く、拂下素地代價は、千坪を一圓とし、拂下を請はんとする者は、先つ其の土地貸下の許可を得、成功の後拂下を受け、但拂下土地を一人十万坪、其の成功期限を十年以內とすと。七月函館遞信管理局を開廳し、北海道諸鑛山試堀借區通洞採取爐稼等出願する者あれは自今道廳之を處分する事と定め。曩に內閣に北海道廳事務取調所を置き、長官以下事務を執りたるを閉鎖し。北海道轉籍移住者手續を廢し。眞駒內牧牛場を眞駒內種畜場と改稱し。根室支廳昆布採取取締規則を改正し。司法省雇獨逸人オツトー、ルードルフ司法省參事官本多康直等函館控訴院管內を巡回す。八月種豚貸與規則を定め。土地拂下規則施行手續を定め。幌內炭山採掘事業を空知集治監よ付して處理せしむ。是月內務大臣山縣有朋參事官末松謙澄秘書官中山寬六郎等を隨へ、外務大臣井上馨書記官古澤滋秘書官鈴嶋武之助を隨へ共に函館を經札幌に來り、岩村北海道廳長官と共に〔農商務省參事官大山綱昌も同行す〕根室を巡視して歸る。又遞信大臣榎本武揚秘書官栗野慎一郎驛遞官因藤成光を隨へ本道を巡回す。時に北海道廳屬伊藤一隆〔農學士〕を米國に派遣し、水產の蕃殖及ひ其の製造方法を調查せしめ、本道水產家の參考に資せんとせり。九月牛馬貸與規則を定め。札幌函館兩師範學校を廢し。札幌

## 第六章　其五　現代の一

區北一條西三丁目よ尋常師範學校を設け、當分の內函館に北海道師範學校分校を置き、女子生徒のみを養成し。商業學校を函館區元町に設置す。十月潛水器械を用ひ、鮑海鼠を捕獲するを禁し。元函館縣官林木拂下規則を改正し、拂下代價を取捨するを得せしめ。北海道物產共進會を函館海岸町に開き。函館支廳熊狼獲殺手當支給法を改正し。根室支廳驛馬規則を定む。十一月根室支廳農商務通信規則を改正し。漁業組合準則を定む。是月渡嶋國江差市の渡間鶉山道開鑿工事成る、總里數十四里六町十間四尺。福山町に商船組を設立し、遠船海運に從事し、後松前商船株式會社と改む。十二月登記所位置管轄區域を定め。函館始審裁判所管內に二十箇所、札幌始審裁判所管內に二十九箇所、根室始審裁判所管內に十八箇所を置き。膃虎膃肭獸獵獲及其の皮肉輸入販賣規則を定め。根室支廳官有地拜借取扱手續を定め。北海道廳官制を改正し、道廳職員を長官〔一人勅任〕理事官〔十人奏任〕屬警部警部補〔以上判任〕とし、郡區官を郡長區長〔奏任〕郡書記〔判任〕とし、監獄官を典獄〔奏任又は判任〕書記看守長監獄醫〔以上判任〕とし、事務を分掌する爲め、第一部乃至第四部を置き、理事官を以て部長部次長と爲し。函館根室兩支廳を廢し。藤田理事官第一部長よ、堀理事官第二部長に、小野修一郎第三部長に任し。札幌農學校官制を定め。函館に北海道廳長官出張所を置き。外國人に關する事務を處理し、長官不在の時は理事官をして代理せしめ。函館商業學校規則を定む。是歲北海道廳新築工事を起し。屯田兵を札幌江別村よ百十五戶、篠津村に十戶、根室郡和田村に二百二十戶を移住せしめ。道廳殖民地撰定事業を起し、五年を期し、其の業を卒へんとし。石狩膽振二國の調查よ着手し。鑛山地質調查の事業を起し。室蘭上川鐵道豫定線を測量し。開拓使以來官立に係る札幌製網場、札幌鐵工場、厚別根室兩木挽場、石狩厚岸兩鑵詰所等の事業を停止し。札幌製粉新器械場、札幌麥酒製造場、別海紗那鑵詰所を拂下け。札幌製粉舊器械場、札幌機織場、札幌大野兩養蠶場を貸下け。札幌葡萄酒釀造場を桂二郎に委托して維持せしめ。琴似村宅山溪札幌間、江別幌向間、鼈別室蘭間、雁來幌內間の新道を開鑿す。其の他新築修繕小工事等枚擧するに遑あらす。

二十四年一月時任理事官宮崎縣知事に轉任す。空知樺戶釧路集治監を空知樺戶釧路監獄署と改稱し。徵兵事務を函館出張所詰理事官よ委任し。郡區役所々在地よ警察署を設置し。札幌育種場を札幌農學校の所屬とす。二月船燈信號監查規則及ひ巡查採用規則を定め。屯田兵本部概則を定め。諸貸付金整理順序を定め。戶長俸給額を定む。時よ前年以降全道天然痘大に流行し、患者四千二百餘人、死亡千三百五十餘人に及へるを以て、再ひ豫防法を頒つ。是月官立製粉場を宮原景雄等に貸下げ、之を札幌製粉場と稱し、和洋小麥粉の製造に從事せしむ。三月二十年度北海道廳經費豫算額〔金二百十八万八千二百五十九圓〕を定め。永山屯田本部長荒城屯田兵少佐栃內屯田兵大尉等露米清三國差遣の命を受け出發し。北海道水產稅則を制定し。出港稅を廢止す。時に三縣分治に際し、各郡

第六章　其五　現代の一

漁業者の減稅を請願する者あり。道廳亦設立よ際し、水產の發達商業の隆盛を圖り兼て漁民の獨立を謀るは本稅を減し出港稅を廢止するを必要とするの議あり、長官再三審査之を政府に申稟す、遂に勅令を以て稅則を公布し、稅額は水產物營業人の組合を定め、該組合水產物產出高價格百分の五を以て、其の組合一箇年の稅額となし。之を各營業人よ賦課するものと定む。又北海道物產共進會規則を定め。道廳經費特別規程を定め、經費殘額を後年度に繰越し。北海道鐵道事務所官制を定む。此月農學士堀宗一甜菜製糖取調の爲め獨逸國に赴き。山越郡長萬部村に產馬會社創立し。越後人大橋一藏等發起樺戶郡月形村に北越殖民社を設立し、開墾に從事す。四月函館砲隊廢せられ。炭鑛鐵道事務所を廢し。幌內炭礦事務所を空知監獄署よ屬し。尋て北海道事務所を手宮に置き。町村立私立學校の設置變更廢止規程、生徒授業料金額及其徵收規程、學齡兒童就學規則、小學校教員學力檢定試驗細則、小學校教員免許狀手數料、小學簡易科教員及小學校授業生免許規則、小學校職制、同職員俸給規則等を定め。函館港浦役場事務中海員雇入雇止の事務を分離し、東京海員掖濟會よ委任し、五月一日より同會支部函館海員寄宿所に取扱はしめ。山川阻隔し、醫師を招くに由なき僻地の死亡者、戶長の認許證を得る能はさる者は、親戚若は隣保二名以上立會檢案し、埋葬又は火葬を爲す事を得せしめ。北海道尋常師範學校函館分校を廢し。紋鰲製糖所を廢し。鑛山事務取扱手續を定め。野火取締規則を定め。北海道事務所分掌規則を定め北海道鐵道事務所をして既成鐵道及ひ全道鐵道事業を併せ管理經營せしむ。是月鈴木北海道廳理事官歐米を巡回して歸朝す。五月北海道鐵道事務所を手宮町に置き、開廳す。時に理事官湯地定基獨逸國米國等に差遣の命を受け屬小野兼基を隨へ出發す。又水產物營業組合を設け水產稅額を定め。岩村長官郡區長を召集し諮問會を開き、且つ施政の方針を示し。函館水上警察署を廢し仲濱町よ函館警察署仲濱分署を置き、同港內水上警察の事を掌らしめ。紗那郡紗那病院を廳立とし、留別出張病院內保藥取兩派出所を之に屬す。東京控訴院檢事長野村維章函館控訴院長に任す。是月北海道製麻會社設立せられ、初め滋賀縣民高田義助等八名發起麻亞麻の糸布を紡織し、海外の麻布輸入を防くの目的を以て北海道生麻の消流を圖り、資本金八十万圓合資會社を、札幌に設くる事を請願し、且つ七年間年六朱に當る利益の保護を出願し、道廳之か設立を認可し。拂込株金に對し年五朱の利子を交付し、爾後年五朱の純益を保證する事を命令し。官立紋鰲製糖所を有珠郡民に拂下け、製糖會社と稱せしめ、株金五万五千圓を五千五百株よ分ち、其の四千五百株を北海道廳に屬し、營業年限十五年內、十箇年株金額に對する年五朱の配當保證は、道廳之を保證す。是月栖原角兵衛紗那郡紗那村よ紗那鑵詰所を設立し、鱒鑵製造廳文書保存規則を定め。土地檢查手續を定む。七月北海道物產共進會を札幌中嶋遊園地に開く。此月札幌に北海新聞を發行し、後ち北海道每日新聞と改む。八月函館大町よ東京第三十三國立銀行支

店を設置し。軍艦天龍號根室千島を巡視す。岩村長官理事官典獄等を會し農場開設方法書を示し、其の得失を諮問す。時ゝ司法大臣山田顯義秘書官菊地武夫を隨へ東京を出發し、函館札幌其の他各地を巡視して歸京す。此月福山の農業有志者松前養藏會社を設立す。九月函館大町ゝ東京第三國立銀行支店を設置し。鮭差網漁業願處分手續を定め。道廳令を北海道毎日新聞ゝ登載するを以て公布式と定め、郡區役所到達日數の後七日を以て施行の期限となし、宗谷網走紗那三郡役所は現ゝ到著の翌日より起算す。此月高嶋郡民某等稻穗町に北燈社を設立し、燈木製造に從事す。先に道廳横須賀造船所ゝ托したる鱈漁船落成し、高嶋郡祝津村の洋中ゝ漁獲を試み好成績を得たり。道廳屈赤壁二郎函館共同商會頭取遠藤吉平東京府平民鹿嶋万平等を清國ゝ遣はし、北海道水産物の販路商況嗜好等を調査せしむ。十月北海道廳違警罪目を改正し。種豚貸與手續を定め。内務省測候所（測候所條例に依る）位置ゝ函館札幌根室壽都襟裳宗谷六箇所と定め。民有牛馬籍規則を定む。是月札幌の安田德治機織場ゝ設立し。道廳屈伊藤一隆米國より歸朝す。十一月各戸標札規則を定む。函館郵便電信両局を合併し函館郵便電信局と稱す。十二月函館商船學校を遞信省の所轄となす。此月東京府民澁澤榮一大倉喜八郎等札幌麥酒會社を設立す。初め十九年十二月大倉喜八郎札幌麥酒製造所の拂下を受るや、北海道廳之れを保護し、釀造師獨逸人マックス、ボールマン を雇入れ、一箇年の俸給を與へ（二十一年に至り更に三箇年の俸給を補給す）其の改良を圖らしめ、業務を擴張して資金七万圓（後增加して十万圓とす）の合資會社と爲す。是歲官設工場の内札幌紡織場中製糸部、石狩鑵詰場、篠路醬油釀造場、札幌養蠶場等を貸下げ。札幌製網場、厚岸鑵詰場、根室木挽場、上磯煉瓦製造所を拂下げ。曩に桂二郎に委托せる札幌葡萄酒釀造場、宮原景雄へ貸與したる札幌製粉場を拂下げ。尋て桂二郎北菱葡萄酒製造所を設立し。屯田兵二百五十六戸を札幌郡琴似村及ひ室蘭郡輪西村に移住せしめ。久遠郡久遠奥尻嶋の間小蒸滊船空知丸を用て航海を開始し。函館區ゝ公立書籍館を設置し。札幌ゝ伊藤一隆發起し北海禁酒會社を設立し、釧路十勝共同滊船會社を設立し。二月船燈信號器監査規則を定め。車稅規則第一則中荷積馬車牛馬荷積大七大八車荷積小車は北海道に限り當分の内免稅とし。北海道海湖沼池埋立規則を定む。是月鈴木道廳理事官農商務省水産局長ゝ轉任す。三月道廳管内鑛業篤志者を召集し、札幌町會所ゝ北海道鑛業談話會を開き。二十一年度北海道廳經費豫算額（金二百六万六千百四十九圓六十五錢）を定め。道廳林務課員派出所を各地ゝ設け、森林に開する事務を取扱はしめ。北海道水産物取締規則を定め。村田堤等小樽手宮町ゝ北有社を設立し。北海道鐵道事務所を閉鎖す。四月村田堤鐵道運輸營業を開始し。町村醫規則を定め。驛傳營業取締規則を廢し、人力車繼立營業規則を定め。繼立所を設置すへき各驛を定む。此月北海道鐵道事務所器械場を手宮工場と改め、蒸滊器械彙て鑄物具木具等を創製し。東京府民岩本五兵衛等資本金四十万圓（

後增加して八十万圓とす」を以て札幌製糖會社を設立し、本道産の甜菜を消流し、其の栽培を奬勵せんとし、創業の際特に保護を請ふ。道廳之を許可し、株金募集の翌月より營業開始に至る間、其の拂込金額に對し一年金五朱の利子を下付し。開業後一箇年五朱の利益不足額を保證し、其の後數万坪の地所を貸與し、又金五万圓を貸與して器械費に充てしむ。尋て株券（二万圓）を帝室財産中に加へらる。五月官林々木特賣規則、官林雜産物特賣規則を定め。山林火入取締規則、官林雜産物公賣規則を定め。函館商船學校規則を定め。腦虎幷膃肭獸獵業取締手續を改正し。請願巡査出願手續を定め。腦虎幷膃肭獸獵業取締手續を改正し。請願巡査出願手續を定む。此月根室及び札幌郡琴似村に屯田兵百五十四戸を移住せしむ。六月岩村長官元老院議官に任し。屯田兵本部長陸軍少將永山武四郎道廳長官に兼任す。時よ撿閲使陸軍中將佐久間左馬太一行函館に來り。函館在留英國代辨領事ヘンリー、ニーボナー著任し。千嶋大日本帝國水産會社に膃虎幷膃肭獸獵業を特許し。函館在留獨乙人ダブリウ、ウイルケー庖丁を以て左足の動脉を切斷し自殺す。是月願乘寺川埋立工事（惠比須橋乃至川上舊函館監獄署間）に着手す。七月函館の有志者協同し、資本金十万圓を以て漁船會社を設立し、同業組合例則を定め。陸軍少將桂太郎函館及び札幌を巡視し。後志國積丹郡神威岬燈臺竣工、點火し。永山長官郡區長を召集し諮問會を開く。是月醫學博士小金井良精理學士坪井正五郎人類學研究の爲め、後志石狩渡嶋地方を巡回す。八月法制局參事官曾根荒助大嶋邦太郎海路宗谷に出張して歸京す。時に漁業者河流に杭木を植へ砂石等を以て流水を堰止め、或は海岸より築出を爲す等總て水路を妨くる所業を禁し。前年起工せる所の札幌近傍排水及び道路開鑿竣工す。是月北有社北海道に移住する者にして、官廳又は會社等の証明あるものは、其の移住地よ到着する間、本年より向ふ三箇年鐵道無賃乘車を許す旨を廣告す。九月鐵道運輸受負人村田堤當道農産物等本年より向ふ二箇年間瀧車無賃遞送を道廳に請ひ、認可を得。厚岸郡奔渡村同郡眞龍村の間に海底電信線を沈布し。札幌區字中嶋遊園地内に北海道海陸産物見本品陳列場を設け。與産社資本金を增加して五万圓と爲し、利子の補足額を補給する事を命す。（本年三月）十月札幌郵便電信二局を合併し札幌郵便電信局と稱し。靜内郡新冠御料牧場主馬寮の管理となり、新冠御料牧場と改稱す。時に道廳全道昆布採收業者を札幌よ召集し、臨時昆布諮問會を開き、昆布一手販賣を良策とし、一の會社を設立する事に議決し。日本帝國水産會社出張所を函館に設け。堀基田中平八下村廣祐池上仲三郎植杉二貢等資本金五十万圓を以て、小樽に北海道鑛山會社を設立し。札幌紡織場生絲部を足立民治よ、同場機織部を安田德治に拂下く。十一月大野養蠶場を東京府華族德川義禮に拂下く。十二月道廳廳舍新築竣功、移轉す。是歳札幌よ有志者團結學友會を設立し、翌年北海道と題する雜誌を發行し。前年起工有珠室蘭間道路江差市街岩内街道開鑿全く落成し。札幌豐平橋を改造し。曾て釧路國厚岸郡民中川喜三郎等に貸與せし厚岸、牡蠣鑛詰場を函館區民和田元右衛門に拂下け。前年著手せる所の龜田川流末轉注工事稍々成る。

二十二年一月元三縣定むる所の土石拂下規則を廢し、更ょ土石拂下手續を定め。種豚貸與手續を改正し。道廳官吏は、試驗を要せず、郡區長に任用するを得るもの、資格を定め。理事官佐藤秀顯英米及ひ濠洲巡回の命を奉し東京を發し。函館青森間の滊船賃從來區々なるを改め一人金壹圓と定め。札幌農學校敎師米國人アーサー、エー、ブリガム著任し。江差港人民江運社を設立し、海運事業に從事し。後北海道滊船會社と改む。二月北海道廳官制中第三部を廢し、第四部を第三部と改む。時に永山長官大日本帝國憲法幷に皇室典範治定に際し、奉告の爲め管內官國幣社ょ勅使として參向の命を受け、札幌函館其の他各郡市村の人民憲法發布の大典を祝して祝賀會を開き、到處歡聲湧か如し。是月樺戶郡月形村に石狩川滊船會社を設立し、行人荷物の運送に便ならしむ。三月理事官湯地定基米國を經て歸朝し。第二部長堀理事官非職となり。湯地理事官之ょ代る。北海道廳三等技師橋口文藏理事官兼農學校長に任す。是月無期徒刑相原尙褧特典を以て放免せらる。四月札幌始審裁判所管內の登記所を廢合す。時ょ函館在留丁抹領事デュース逝去す。屯田兵將校等札幌偕行社の開社式を行ひ。札幌縣種畜取締規則を廢し。侍從藤波言忠同万里小路通房來道し、新冠根室千嶋等を巡回し歸京す（七月二日）五月釧路國厚岸郡松葉町平民舊土人太田紋助、平素力を公益ょ致すを賞し、木杯一組を賜ひ。宮內省より函館八幡宮保存費の內ょ金五十圓を賜ひ。有珠郡紋鰹村移住者開拓二十年祭を執行す。時に本邦駐在澳國公使館付プリンスサビヤ公爵函館に至り、七重蕃菜沼森村等を視察して歸京す。產婆規則を定め、三縣の布達を廢し。函館の有志者巴港社を設け、北海と題する日刊新聞を發兌す。是月札幌に蠶業傳習所を新設し。函館に日本昆布會社を設け、官撰を以て廣田千秋を社長に任す。六月陸軍大臣大山巖函館に來り、龜田分屯所の撿閱を行ひ。土地分割手續を定め。蒸滊器械取締規則を定め。日高國襟裳崎燈臺竣功點火し。內務省參事官久保田貫一北海道監獄を巡閱し歸京し（八月二十日）。北海道開墾地地租地方稅免除の件を公布す。此月道廳英人傳敎師デョン、バチエラー著蝦和英三對辭書を出版し。岩內郡民協同して岩內滊船會社を設立し。前年起工室蘭郡道路開鑿の工事成るを告く。七月侯爵德川義禮外數名發起者となり、資本金十万圓を以て札幌ょ私立北海銀行を設く。世界漫遊者米國人カアー孃函館に至る。醫學博士小金井良精蝦夷人種に就き人類學研究の爲め函館ょ來り、全道を巡回し、歸京す（八月三十一日）又郵便及電信局官制を定め、函館を一等郵便電信局とし、奏任三等以下を以て局長とし。函館札幌根室の郵便區畫を元三縣の管轄に取るに改め。牛馬貸與規則を更正す。參謀本部次長陸軍少將川上操六來道し、札幌に屯田兵各中隊を巡視し靑森に赴く（八月七日）。屯田兵條例を改正し。特別輸出港規則を公布し、小樽港を其の一に置く。是月英國將官ビーエッチ、コンリッフ其の他數名、札幌に來遊し。增毛郡民協同し、資本金五万圓を以て增毛に天塩北見漕運會社を設立す。八月陸軍少將永山武四郎を屯田兵司令官ょ補す。北水協會主唱し北海道漁業雇夫逃亡豫防方法研究の爲め、全道の漁業家を札幌に

招集し、連日會議を開き。福山港辨天嶋に燈明臺を設置、點火し（九月一日より）特別輸出港規則に由り下の關博多口の津小樽四港より規則を施行し。農學士廣井勇獨國より歸朝す。侯爵菊亭脩季等札幌より北海道土木會社を創立し。北見國斜里郡音根別硫黄山忽然黑烟を吐き火焰を認む。侯爵德川義禮奈良原繁澁澤榮一森岡昌純原六郎高嶋嘉右衛門小野義眞吉川泰二郎田中平八園田實德下村房次郎北村英一郎堀基等發起者となり、北海道炭礦鐵道會社創立の計畫を爲し、其の事務所を東京材木町に置く。江差鷗嶋に燈明臺を設け點火し（九月十五日夜より）。道廳製造する所の滊船上川丸をして、石狩川に航運せしめんとし、進水式を行ふて河口より樺戸に到る。時に英國東洋艦隊アラクリチー外十艦厚岸港より函館に入り、小樽港に轉し、水師提督軍少將サーモン等札幌より來る。九月澳國皇族ハインリー親王函館に來り、森及ひ山越に到り、土人部落を見て横濱より赴き。海軍中將仁禮景範室蘭に到り、地形を視察し、札幌に來り、歸京し。日高國靜內郡下々方村に馬市を開き。帝國艦隊高千穗浪速扶桑武藏大和葛城等六艦函館港を拔錨し、小樽に入り、浦塩斯德に向ひ。製氷規則を定め。根室有志者北友社を設け、北友と題する雜誌を發刊し。札幌農學校々則を改正し、新に兵學科を加ふ。時に函館水道落成す、長官代理理事官小野脩一郎臨んで疏水式を行ふ。此工函館區民二十年前企圖設計し、十九年函館區會之か決議を與へ、區債を募り、道廳の補助を乞ふ。故を以て道廳再三之を調査し、七万五千圓を三箇年に割合補助し、五万圓は共有財産を擧て之に注入し、十万圓は區債を起すに決し、遂に二十一年六月起工し、是月竣功す。是に於て區民歡喜し、烟火を揚け饗宴を張り祝意を表すること兩日に亘る。又屯田兵徵募規則を定め。釧路町愛北物産會社二千餘圓を投して釧路川に木橋を架設し。開橋式を行ふ。是月函館在留大不列顚國領事代理エイチ、エボナール公使館書記官補に轉し、エスダブユブレイフエ領事代理となる。十月根室に五日間根室釧路浦河紗那網走五郡役所管內聯合水產物品評會を開き。屯田兵司令部より軍法會議を設け。函館區に日本魚油製造會社を設立し。龜田三大隊荻野少佐兵二百七十名を率ひて、函館を發し仙臺に赴き歸營し（十一月二十三日）。奈良縣大和國十津川鄉移民六百戶を移住せしむるの議決し。十津川鄉難民移住計畫の爲め、總代人札幌に來る。故を以て札幌函館等の有志者十津川移住民の爲めに救恤金を募集す。是月函館商船學校燒失し。十津川移民空知太に着す、後二回着する者を合せ六百戶（二千四百八十九人）となる。十一月札幌區民豐平館に立皇太子祝賀會を開く、會する者四百十七人。函館區其の他亦盛んに祝賀會を開く。時より工學博士鐵道廳一等技師松本莊一郎北海道廳一等技師に兼任す。市來知空知太間電話線落成し共に開通し。根室北友社新聞を發兌、開業式を行ひ。北海道炭礦鐵道會社請願する室蘭空知太間の鐵道幷に夕張空知間の兩支線鐵道敷設許可の本免狀を下付し、且つ幌內太郎春別間の鐵道幷に所屬物件を併せ、之を拂下け、每工區鐵道敷設竣功に至る迄、株金拂込額より對し一箇年五朱の利子を補給し、開業後八箇年間資本に對する純益金一箇年五朱

第六章　其五　現代の一

よ遠せさる時、其の不足を補給す。而して非職北海道廳理事官堀基官撰を以て炭礦會社長となす。

又街路取締規則を改正し。宿屋取締規則を定め。函館新水道取締規則を定め。營業人力車取締規則を定む。是月十津川鄉移住民九十二戸を屯田兵に編入し、瀧川村よ住せしむ。十二月炭礦鐵道會社手宮幌内間及ひ郁春別幌内太間鐵道の運輸及ひ幌内郁春別採炭の業を始め。北海道事務所官制を廢す。時よ總理大臣令すらく、上川郡内よ他日一都府を建て離宮を設けられんとす、宜しく計畫施設すへしと。是月函館商船學校新築落成を告け移轉す。是歳屯田兵室蘭及ひ根室郡和田村札幌郡篠路村空知郡瀧川村よ移住する者五百二十二戸、前年度起工の余市古平間、小樽市街、上川、龜田大野間の道路開鑿工事落成し。物産品評會及ひ競優の目的を以て開會する者、本道諸所に最盛を來せり。

二十三年一月日本昆布會社株券株式取引所よ定期賣買を始め。私立札幌藥學校を開設し。札幌郡篠路村與産社本社を札幌よ移し、篠路を支社とし。北見國宗谷郡有志者北見開耕社を設立し。空知郡よ瀧川村、樺戸郡よ新十津川村を新設し。道廳と屯田兵司令部眞駒内種畜場札幌區役所農園札幌農學校等の間に電話機を架設す。是月理事官佐藤秀顯歸朝し。札幌區民常野正義渡邊熊四郎平田兵五郎上川離宮造營費を献金せんことを請願し。（後河益郡本間豊七亦請願す）道廳第二部刊行勸業月報を廢し、水産に係る事項は北水協會に、其の他は勸業協會に下付して、該會の報告に記載せしむ。

二月蠶業篤志者札幌區に北海道蠶絲協會を設立し。北海道及町村制を施行せさる嶋嶼の國稅徵收法を定め。小野理事官函館出張所詰となり。會社を設立し。薩哈連嶋出稼漁業者を諭戒し。道廳に警察會議を開き。桔梗野牧場を、鹿兒島縣士族園田實德に拂下く。是月十一日札幌、函館、小樽其の他全道市邑に、憲法發布紀念會を行ふ。三月道廳二十三年度經常歳出豫算を本廳金百十一万三千九百五十八圓十七錢、札幌農學校金五万五百一圓、監獄署金五十万千七十七圓二十九錢五厘、北海道地方費五十四八千二十一圓六錢一厘と定め。理事官佐藤秀顯を第一部長に、同橋口文藏を第二部長よ、同淺羽靖を第三部長よ命す。函館商業學校を中學校の學科程度と同等以上のものと認め、元開拓使函館支廳定むる所の地租割稅賦課及其徵收方を改正し。元根室縣定むる所の地租割戸數割稅徵收規則を改正し。森岡昌純外二名發起者となり、資本金五十万圓を以て函館に北海道セメント會社を設立し。（後有川村に移す）根室牧場を鹿島万平に拂下け、尚ほ同人の請を許し、根室郡和田村屯田兵の共同牧場となす。其の他前月以降、官有農工場等特別拂下を爲すもの、數十所に及ふ。又勸業委托金を處分し、漁業資本金貸與其の他負債者困難の事情を酌量し、棄捐するものと幷に拂下代金即納利引法に依り控除せし、金高六千九万三百六十圓に達し、海陸殖産の費途に充用せしもの、金十八万四千六百九圓餘、各郡共有財本よ充て配布せしもの、金一万四千百四十二圓餘とす。此月上川離宮地豫定地に技術官を派し地質風

土及ひ運輸の便否等を調査せしむ。四月官有地貸下規則を改正し。廳立札幌函館根室紗那四病院を廢し、更に北海道病院を札幌に置き開廳し。札幌函館根室紗那に公立病院を置き。戸長准官等俸給額を改正し。港内取締規則を定む。是月侍從東園基愛函館に到り各地を巡回して歸京す。五月河川航通船規則を定め。内務省函館八幡宮保存金二百圓を下付し。屯田兵移住給與規則を定め。軍醫松嶋玄景外一名貧民施療の目的を以て、札幌に濟生館を創設し。函館商業學校規則を改定し。湯地基外一名主唱し、札幌に衞生講話會を設け。鑛種製造販賣取締規則を定め。增毛月形間道路開鑿に着手す。六月理事官湯地定基元老院議官に轉任す。時に前月以來米價騰貴し、細民大よ苦しむ。是に於て園田實德外數名發起者となり、函館貧民救濟會を設立し。海軍大尉三浦義深室蘭根室千嶋等の海岸測量に從事し。米價漸次騰貴し（札幌の小賣相場四斗入一俵（上白）五圓六十五錢）、札幌有志者も亦協議救濟法を議し。東京第三十三國立銀行支店を閉鎖す。且又前月以來インフルエンザ（感冒症）始めて全道に流行し、大に猖獗を極む。七月北海道製麻會社始めて器械試運轉を爲し。日本郵船會社は横濱函館間定期航海船四艘を改めて六艘と爲し。根室北友社發兌北友雜誌を廢し、每週二回根室新聞を發刊し。北海道廳官制を改正し、職員を長官理事官參事官技師技師試補技手警部警部補、郡區官を郡長區長郡書記區書記、監獄官を典獄副典獄書記看守長監獄醫と定め。長官は内務大臣の指揮監督に屬し、各省の主務に就ては各省大臣の指揮監督を承くる事と改む。又江差有志者窮民救濟會を設置し、義捐金を募る。時に澳太利國公使フオンピーゲレベン函館に至り、其の近傍を巡遊し、翌日歸京し。英國陸軍中將サーアルレン、チヨンソン函館樽前を經て札幌に來り、青森よ赴き（八月十四日）函館大谷派本願寺別院も亦北海道慈善會を設け。福山岡田傳五郎岩田營藏等も亦貧民救濟會を組織す。獨國軍艦イルチス號室蘭港に入り、尋て函館港よ入る。（八月一日）又其の前後英米獨露の軍艦交々入港す。此月空知樺戸釧路監獄署を改めて集治監と稱し。又英獨米諸國人來遊する者多し。八月御料局札幌支廳及ひ各派出所、開廳す。元函館根室二縣定むる所の摺附木製造に黄燐を使用するの禁を解き。江差港築港請願（松前隆廣丹羽維孝等）事件を總代人會よ付して意見を問へ、總代人之を江差公共事業として起工するよ決す。是よ於て築港論漸く盛に起る。札幌御料局支廳所轄御料地内、宮内省官吏よ限り銃獵を許可せられ。藤井札幌始審裁判所長他よ轉任し、判事本間季明之に代り。野村函館控訴院長大阪控訴院撿事長に轉し、大審院刑事第一局長判事西岡逾明之に代り。春木函館控訴院撿事長廣嶋控訴院撿事長に轉し、宮城控訴院撿事長林三介之に代る。時に町村備荒組合を設け、金十一万四千百十二圓八十七錢六厘を配布して基本金よ充てしめ、其の保存手續を定め。農商務大臣令す、北海道鑛業に關する一切の事務は尚ほ從前の通り道廳に於て取扱ふへしと。又屯田兵條例屯田兵司令部條例及ひ屯田兵監督部條例を定む。是月札幌製糖會社長堀宗一職を辭し、伊藤祐之之に代る。幾干なく役員株主間、紛爭百出し。前年著手したる札

## 第六章　其五　現代の一

幌近傍原野排水及ひ道路開鑿工事竣工す。九月函館巳港社北海公論を發兌し。屯田兵給與令を公布し。日高馬市會社馬市を静内郡下々方村に開く。時に獨逸國公使フオンホルレーベン來遊し、小樽札幌室蘭を巡遊して歸京す。屯田兵土地給與規則を公布し。石黒軍醫監來札し、衞生談話會の招に應して日本赤十字社の沿革等を演説し、根室を巡回し歸京す。（十月四日）札幌暴風雨の爲め、豊平川大に水量を增し、堤防を破壞し、市街數箇町を浸すこと二回。函館も亦暴風の爲め、烏賊漁船凡そ三十艘漁夫數百名を溺沒す。前嶋遞信次官郵便電信事業視察の爲め來道し、札幌等を巡回して歸京す。時に英國艦隊函館近海に於て發火演習を爲して寄港し、拔錨す。根室花咲郡南東端落石崎燈臺を建設し、點火す（十月十五日夜より）。札幌公立創成小學校札幌女子小學校札幌女學校等聯合、天皇皇后の御影拜戴式を執行し。（函館根室亦同し）苫小牧より馬市を開き、勇拂外四郡の產馬千五百頭を羅賣し。永山長官郡區長を召集して諮問會を開き。石狩郡暴風雨の爲め河水漲溢し、市街民家を浸し。渡嶋國龜田郡東端、惠山岬燈臺を建設し、點火し（十一月一日夜より）。前年起工する所の札幌區内道路改修及ひ大下水開設工事竣工す。十月室蘭市街宅地貸下當籤者に、地所の割渡を爲す者三百十二人、根室國花咲郡花咲郡東角に燈臺を建設し、點火し（十一月一日夜より）。中嶋遊園地内共進會場に札幌區外五郡聯合物產共進會を開き、開場式を行ふ。出品人千四百人。又褒賞授與式幷に閉場式を擧行す。岡崎高厚官撰を以て大日本帝國水產會社副社長より任し。厚岸港大黑嶋燈臺を建設し、點火し（十一月二十五日より）。道廳管内試堀借區其の他鑛業に關する願書は、自今農商務省に差出さしめ。後志國壽都港辨慶岬燈臺を建設し、點火し（十二月一日より）。英國倫敦クラビック新聞記者エ、エツチ、エス、ランダー本道を漫遊、上川に到り、小樽を經て歸京す。十一月現役屯田下士兵卒食料給與規則を定め。根室の根室新聞を日刊となし。函館札幌根室始審裁判所を地方裁判所と改稱し、其の管轄内治安裁判所を區裁判所と改稱す。福山吉岡間の新道落成を告け開道式を行ふ。北海道鑛山會社長堀基職を辭し池上仲三郎之より代る。屯田兵召募規則を定め。鐵工假免許手續を定め。佐藤理事官農商務省農務局次長より轉し、農商務書記官大槻害直之より代る。函館區字大森濱青森縣下佐井村の間に海底電信線二條を沈布し。根室國厚別村走古潭村の間遠太海に海底電信線一條を沈布し。根室縣魚粕俵造取締規則及ひ北海道廳肥料魚粕荷造法を廢す。是月第一議會帝國の開會を祝し札幌區有志者無慮二百五十三人、豊平館に集まり嚴肅なる祝賀會を催し。了て演説會懇親會等を開き。區内の諸官衙諸會社協會學校其の他函館區小樽區各郡有志者も亦各集會祝賀會を行ふ。十二月小樽港修築工事落成し、盛大なる竣工式を行ふ。手塩國增毛港燈臺を建設し、點火し（二十五日夜より）。北海道炭礦鐵道會社新鐵道線路落成し（白老岩見澤至歌志内）試運轉を爲し。水面埋立竝ひ使用出願手續を定め、海湖沼池埋立規則取扱手續を廢し。石狩川堤防工事落成式を行ふ。是歲北水協會改良塩鮭薫製壓搾鮭筋子粕漬を宮内省に獻納す。又前年起工する所

## 第六章　其五　現代の一

の森長万部間、忠別網走間、江差瀬棚間、札幌江別間、禮文華山道、上川豫定市街地、岩見澤空知太間、定山溪虻田間、釧路厚岸間、釧路網走間の道路開鑿及び釧路川の疏通工事竣工す。

## 第七章　其六　現代の二

二十四年一月札幌農學校敎員俸給額を定む。函館區有志者、北海道會開設の要項を議し、議案を脫稿し、第一帝國議會に請願すべきことを可決す。此月衆議院議員高津仲次郎、北海道會設置の議を衆議院よ提出す。二月江差有志者十六名亦相會し、北海道會開設請願の事を協議決定す。尋て函館區請願委員工藤彌兵衛馬場民則等請願書を携へて上京す。根室港有志者亦町會所に會し、北海道會開設請願の事を議し、委員十名を擧撰す。札幌區有志者亦北海道會を設け、地方費の收支を議定し、帝國議會に兩院議員を撰出し、事業費を增加し。大よ殖民事業を擴張するの三條を帝國議會に請願するの議を立て。屢々會合協議する所あり。小樽區有志者亦此の三條の外よ特別制度を立て、自治の原則を施行するの一條を加へ又請願せんとす。此時札幌區は阿部宇之八を上京委員に撰定し、小樽は山田吉兵衞岡野知莊を上京委員に撰定し、共に上京せしむ。而して本道中八箇國三十餘郡有志者亦請願の議を立て、札幌有志者に嘱托する者、陸續絕へす。故に更よ橋本義知を上京委員に撰定し、尋て出發上京す、其の請願事項は小樽區に同し。北海道炭礦鐵道會社常議員湯地定基勅撰貴族院議員に任す。勇拂郡有志者亦團結して勇拂協會を設く。三月衆議院議員橋本久太郎北海道ノ行政組織を更革し、拓地殖民事業の方針を一定すへき建議案を衆議院に提出す。函館電信建築區を札

幌電信建築區と改め、其の區域を改正し。屯田兵司令部服務規則を定め。北海道水產稅算出價格を改正し。三日間札幌小樽間よ屯田兵大演習を爲し。增毛郡民增毛共同牧畜會社を設立し。德島縣の移住者三百名函館に著し。來二十五年（八月一日より同月三十一日まで）札幌に北海道物產共進會を開設すへし」告示し。函館區有志者北海道海產物を改良すへき大親睦會を開き、根室屯田兵數名根室北友社よ亂入し器械を破り編輯人を傷く。四月函館商船學校移轉式を擧行す。函館電燈會社創立の認許を受け、株主總會を開き、解散に決す。小樽に日刊北門新報を發行す、金子元三郎之か社長たり。五月函館警察署仲濱町分署を廢し、函館警察署水上警察所を置く。膽振國有珠郡紋鑵村田村顯允外九名發起し、北海孤兒院を創立す。時に露國皇太子遭難の報到る。札幌區民之を慰問するか爲め總代辰野宗城を上京せしむ。函館區亦臨時區會を開き、其の決議を持らし、區民代表者區長椎原國太郎を上京せしめ、皇太子の遭難を慰問す。內務省雇獄務顧問グルト、フオン、ゼーバシ北海道各集治監を巡視す。町村立病院職員俸給支給規則を定め。函館札幌根室登記所の位置を改正し。銀行會社員及ひ官吏學士等相會し北海道經濟會を札幌よ興す（後每月一次相會し北海道經濟問題を討究す）。主稅官鈴木米三郎北海道廳理事官に任す。是月札幌區有志者團結して拓地殖民事業の發達を謀り、北海道俱樂部を設立す。六月大槻道廳理事官の第三部長を解き、鈴木同理事官をして之に代らしめ、永山長官依願兼官を免し。滋賀縣知事渡邊千秋北海道廳長官に任す。北見國網走郡最寄村に釧路集治監を設置す。此月空知郡沼貝村に砲騎工兵百戶を移す。七月釧路港特別輸出港規則を實施す。函館公園內に水產陳列場を開く。獨逸公使館書記ワドソーセン札幌に來り、上川空知樺戶雨龍等の各郡を巡回して室蘭に赴き、屯田兵の實況を見る。炭礦鐵道會社空知線中岩見澤砂川の幹線及ひ砂川歌志內の枝線三十哩落成を告け開業す。阿波國團結移住民百九十人函館に著す。檢事河津祐之を函館控訴院檢事長に補す。軍艦海門號千嶋群嶋に向け拔錨し、密獵船の取締を爲し、根室港に入る。北海道廳官制を改正して職員を長官書記官警部長財務部長參事官技師典獄屬監獄書記看守長監獄醫とし。長官を勅任典獄以上を奏任屬以下を判任とし、技術官は判任官俸給豫算額內を以て之を置くを得せしめ。道廳の事務を分掌して內務部警察部財務部監獄署よ分ち。書記官を內務部長に警部長を警察部長に財務長を財務部長に典獄を監獄署長よ命して所部の事務を掌理す。又北海道集治監官制を定め、典獄分監長（以上奏任）書記看守長監獄醫（判任）を置く。札幌農學校官制及ひ同校高等官俸給を定め。廣嶋縣書記官遠藤達を北海道廳書記官よ任す。山田愼北見國網走に燈軸製造所を設置し。北海道廳種畜を貸渡すとき、隨意契約に依ることを得へしと公布し。北海道集治監を樺戶に分監を空知釧路網走に設く。是より先き（四月一日）米國漁獵船ベンテンサン橫濱を發し露領東察加に向ひ進行し、千島國占守郡幌牟知嶋近傍の暗礁よ觸れ終に破壞す。此月札幌製糖會社爲造株式を發覺し、元社長自首し其の他重役は拘引せらる。八月官制改正更に船舶司檢所を函



## 第七章　其六　現代の二

館よ置く。大審院判事富永冬樹函館控訴院檢事長に任す。伯爵板垣退助衆議院議員河野廣中等函館に來り、高津仲次郎に會し、小樽を經て札幌に達し、大黒座に政談演說會を開き、豊平館に懇親會を開き、陸路室蘭を經て、青森に轉す。時よ後志國古平郡暴風雨日本形船二十五隻を破壞せ、溺死三十二人を出す。侍從藤波言忠函館に著し、陸路新冠地方を巡回し歸京す。（九月十二日）海軍少將井上良馨函館に來り、根室小樽を巡回して歸京す。本間札幌地方裁判所長福嶋地方裁判所長に轉し、東京控訴院判事高野孟矩之よ代る。龜田村千代ヶ岱兵營第三大隊龜田營所を廢し、青森營所に移る。札幌函館七重福山江差壽都岩内增毛室蘭釧路根室各警察署を改革し、警部を署長に充て。北海道廳監獄署を札幌郡苗穗村に置き、支署よ龜田根室增毛福山江差壽都厚岸よ置く。道廳地理課派出所租稅課檢查員派出所等よ設置し、其管轄區域を定め、又別よ分遣所よ壽都紗那網走稚内鬼脇に置き、各郡に駐在所四十四箇所よ置く。土地貸下の後成功期限よ誤り著手せさる者よ、規則に依り斷然之よ處分して假借せさるよ告諭す。函館商船學校よ東京商船學校の分校と爲し、分校規則よ定む。小樽に七日間北水協會北海道水產奬勵會よ開き開會式よ行ひ、褒賞授與式よ行ふ、縱覽者凡一万六千五百人とす。此の時貴族院議員田中芳男來會す。室蘭ポンモイト砂原村字砂崎間、海底電信線よ沈布す。此月伊藤一隆土田政次郎等發起者となり北海音樂會よ開設し。北海道セメント會社創立の認可よ得たり。九月釧路國釧路崎燈臺よ建設、點火し。札幌區有志者商業俱樂部よ設立し。渡

邊長官始て管内巡回の途に上り、七飯福山小樽釧路各警察署管轄内分署の位置よ變換し、警部よ分署長に充つ。英國東洋艦隊水師提督海軍中將サー、ブレテリック、リチヤーヅ等道廳よ訪問し、幌内炭山よ赴き、小樽港碇泊軍艦に歸る。陸軍少將野田豁通一行、瀧川よ經て上川地方に赴く。是月露國皇太子よ加害したる無期徒刑囚津田三藏肺炎症よ罹りて死す。十月函館區元町別院に北海道蒸善會の創立式よ行ふ。帝國常備艦隊浪速高雄葛城諸艦、大湊より函館に入り、浪速號よ佐渡二見港へ向ひ、函館よ抜錨す。浦河幌泉二所に燈臺よ建設し、點火し。札幌江差壽都岩内增毛室蘭釧路根室警察署管轄分署（厚岸よ除く）の位置よ變換し、警部よ分署長よ充て。昆布木材板等不開港場より、外國航行の内國船に積載輸出することよ特許し、大藏大臣其手續よ定めて施行す。時に片岡侍從千嶋巡回の命よ奉して函館に來る。岩見澤アビラ間鐵道竣工し、試運轉よ開始す。此月岡本監輔千島義會よ設立す。十一月室蘭港大黒崎燈臺よ建設し、點火し。函館區民片岡侍從千嶋よ行くよ以て町會所よ送別會よ開き、擇捉に向て發航す。町村立小學校生徒授業料全額並に徴收規程よ改正す。札幌區北海道電燈社開業式よ行ふ。小樽の北海時論社札幌に移りし、体裁よ改良す。山越郡長万部・村より虻田よ經て札幌に通する禮文華山道の開通及ひ長久橋竣功し、落成式よ擧行す。是時渡邊長官管内巡回よ了へて歸廳す。十二月奥尻嶋北端、稻穗崎燈臺よ建設、點火し。區町村立小學校職員俸給及ひ旅費規程よ定め。渡邊長官上京す。函館區の有志者、再ひ北海道會の開設よ企望し、請願

委員を上京せしむ。新渡戸稻造等主唱北海道出獄人保護會を創設す。屠畜並賣肉取締規則を改正す。此歳北水協會壓搾鹽鱈及ひ薫製鯡を宮內省に献納す。

二十五年一月石狩河口西岸に燈臺を建設し、點火す。二月札幌本金庫區域を更正擴張す。三月札幌農學校敎官俸給額を削減す。四月道廳二十四年文部省訓令普通敎育の施設に關する方法を實施す。五月札幌區裁判所燒失し、保管する所の訴訟書類亡失せるを以て、更に提出せしむ。八月札幌本金庫所屬室蘭支金庫の位置を移轉す。九月根室本金庫及ひ札幌本金庫所屬江尻市來知支金庫の位置を改稱す。十一月函館本金庫所屬江差支金庫の位置を移轉す。是歳八月札幌區中嶋公園に北海道物產共進會を開き、協贊會を設く。其の趣意書に曰く、夫れ農工商の三業は、互に相須て其の隆興を起すへきは、經濟上の原則にして、復た多言を要せさるなり、故に苟も一國一地方の產業を發達せしめんと欲せは、先つ三業の結合を計らさる可からす、是れ輓近吾國各地に於て博覽會若くは共進會の設けある所以なり。顧みて吾か北海道農商工の現況を觀察するに、拓地殖民の事業は年を逐て隆盛に赴き、產業亦之に伴て興り、各地到る所村落市街を形成するに至りたり。就中函館、小樽、札幌の如き、一は天然の良港を扣へ以て各港と相應して貨物集散の中心を占め、一は中央政廳の在る所にして、而して沃野連綿、百貨製造の本源たる而已ならす、北海全道富庶の一大基本たる鐵道工事は、着々其步を進め明年七月を以て全く其落成を告けんとす。然れとも本道の位置は我邦の北端に在り、從來交通便ならす、開國日淺きを以て、他府縣人民は未た其狀況を知悉する能はす。水陸の遺利空しく地下に埋沒するも措て問ふ者なし。是れ時運の然らしむる所なりと云と雖も、抑も亦拓地殖民上の一大缺點と云はさる可けんや。意ふに本道目下の急務は他府縣人民をして、普く本道の狀況を觀察せしむるは、博覽會若くは共進會を開くより善きはなし。政府茲に見るあり、來る明治二十五年八月を期し、石狩國札幌區に於て北海道物產共進會を開設せらる。此時に方り本道の有志者たる者、互に相團結し、互に相提携し、政府を助け、此會の圓滿完美を計るに非されは、何を以て本道事業の進步發達を促し、日本帝國の新富源を啓開するを得んや。是に於て平生等不肖を顧みす、今般協贊會なるものを設立し、他府縣人民の渡來を促かし、併せて其出品の便宜を計らんことを期すと。又本道郵便局六十一所を改廢し、電信局二十九所を增加す。

二十六年四月根室本金庫所屬熊牛支金庫の位置を移す。五月大藏省道廳管內の戶長又は水產物營業人組合納稅委員より、金庫に拂込むへき國稅金取扱方を定め、北海道廳收入官吏より金庫に拂込むへき收入金取扱方を定む。六月北見國宗谷岬燈臺點火期限及ひ霧鐘打鳴期限を改定す。八月札幌本金庫所屬市來知支金庫の位置を移轉す。九月札幌農學校敎授官等俸給準據方を定む。十月北海道廳官制を改正削除し、北海道集治監官制を改正削除する所あり。北海道及ひ沖繩縣尋常師範學校特別處分方を定め。渡嶋國汐首岬燈臺を建設、點火す。十一月札幌農學校官制に關すへき事を制定し、

札幌農學校官制二十四年同校高等官二十六年同校教授官等を廢す。十二月道廳金庫に拂込むへき收入金取扱方を定め、二十九年の訓令を廢し。北海道在籍陸軍豫備後備軍人中召集方を定め。日高國襟裳崎燈臺ょ霧笛を設置す。是歲郵便局五十三所を增設し、電信二十九所に增置す。

二十七年二月道廳管內戶長又は水產營業人組合納稅委員、金庫ょ拂込むへき國稅金取扱方を改正す。三月屯田兵移住給與規則中治療費等定額を定む。五月屯田給與令細則を改正し、明年移住すへき屯田兵を召募し。第四回內國勸業博覽會事務局道廳府縣等の切要書類物品を出品すへき事を告知す。六月北海道及ひ町村制を施行せさる嶋嶼の國稅徵收方を改正す。七月屯田兵移住給與規則を改正し、屯田兵條例を改正加除し、屯田兵服役志願下士取扱方を定め、屯田兵給與令を改正追加ゑ、屯田各兵科現役下士補充細則を改正す。八月屯田兵配備表を製し、屯田兵服役志願者舊任地より移住することを許可し、屯田給與令細則等五章中を改正し、明年步兵科下士ょ屯田兵服役を許可すへき人員を定め。北海道函館港船舶撿疫を停止す。十月北海道大隊區司令部管轄を定め。明年移住せしむへき屯田兵を召募す。是歲郵便局二十三所、電信局十五所を開廢令併し、事務所を移轉し、爲替事務取扱を開始す。

二十八年二月屯田兵給與令中改正加除する所あり、屯田兵下士兵卒扶助年限中動員部隊ょ屬する者の給料給與方を定む。三月屯田兵服役細則を追加す。四月屯田兵土地給與規則第六條中を追加し、屯田兵の官給建物及ひ馬匹を讓與質入する件を達す。五月明年移住せしむへき屯田兵を召募し、二十八年度中屯田兵移住給與規則外一件に依る徵收費治療費等定額を定む。六月屯田兵に服役すへき步兵下士の人員を定む。七月屯田兵動員部隊下士兵卒手當金給與方を定め、屯田兵配備表を發表し。札幌農學校資金に屬する北海道土地貸付は、隨意契約に依る事を定め。在北海道商業會議所會員選擧に關する財產上の資格を定む。九月陸軍屯田兵徽章を改め、其の圖式を示す。十月屯田兵服役及ひ轉科志願書送付の期日を延期し、更に明年移住せしむへき屯田兵補缺員を召募す。十一月屯田兵給與地收扱規則を定め、北海道徵兵令施行地居住官費一年志願兵兵願者の服役地及ひ願書提出方を定む。十二月函館札幌根室地方裁判所各管內ょ登記所を設置す。是歲郵便局九所、電信局四所を新設若くは廢止す。

二十九年二月北海道水產稅等出價格を改正し。北見國宗谷岬燈臺點火及霧鐘打鳴停止期間を改定す。三月北海道酒造稅則施行を廢し。北海道廳官制第四中を削除し、北海道廳高等官俸給の件第二條中を改正し。屯田兵給與令細則第四十三條中を削除し。札幌鑛山監督署事務取扱場所を定め。拓殖務官制を定む。四月二十九年度中陸軍病院條例屯田兵移住給與規則外一件ょ據る治療費徵收費等定額を定む。五月北海道鐵道敷設法を定め、臨時北海道鐵道敷設部職員官等俸給を定め、臨時北海道鐵道敷設部隨意契約ょ依る鐵道用物件賣買貸與方を定め。屯田兵司令部條例を廢し、屯田兵監督部

條例換稱及該條例中を改正し。北海道廳及北海道集治監物品出納規程を定む。六月北海道廳管内郡役所に郡長を廢置し。二十九年第二回北海道醫術開業幷藥劑師試驗擧行地及び期日を定め。屯田兵下士官名を換稱し、屯田後備役兵村及下士兵卒監視規則を定め、屯田兵服役細則中を改正加除し、明年移住せしむへき屯田兵志願書類の提出期日を定め、屯田兵を召募し。札幌鑛山監督署の事務取扱場所を定む。七月北海道寄留届寄留者復歸届取扱方を定む。八月北海道廳直營事業使用職工人夫を雇傭する、隨意契約に依るを得へき事を定む。九月拓殖務省官制第一條を改正し、北海道衛生會規則を定め。與尻組合に係る北海道水産稅筭出價格を改正す。明年移住せしむへき屯田兵召募區域を追加す。十月北海道廳官制第十九條中を削除し。内國稅徵收費所屬物品幷北海道廳府縣所管印紙及鑑札類稅務管理局に引繼心得方を定め。師團及屯田兵監督部服務規則を廢し、屯田兵軍醫部服務規則を廢す。十一月屯田兵司令部本部服務規則を廢す。十二月北海道在籍豫備後備軍人召集方、陸軍召集旅費支出規程に依り、出納官吏の任免、北海道廳長官府縣知事執行の件を廢す。是歲郵便局七十三所、電信局二十五所を廢置分合す。

三十年一月北海道縣社以下神職登用方を定め。札幌地方裁判所管内稚内區裁判所を開廳し、宗谷登記所を廢し。北海道商業會議所會員撰擧被選擧權に關する財産上の資格を改正す。二月道廳立函館尋常中學校商業專修科を、文官任用令に依り認定し。札幌地方裁判所管内登記所を廢置し。浦河區裁判所を開廳し。北海道森林の産物を賣却し。又道廳直接工事の材料を御料局より買受るとき、隨意契約を許す。三月北海道國有未開地處分法を制定し、北海道土地拂下規則及ひ之に抵觸する法規を廢し。北海道廳官制を改正し。臨時北海道鐵道敷設部官制中を改正追加し。函館札幌根室等に稅務官理局を設置す。四月北海道移住民規則を定め。移住民に關する件を道廳に訓令し。北海道國有未開地貸付面積を制限し。北海道廳官制中を改正追加し。道廳臨時築港に要する職員を定め。北海道廳警視を特別任用する事を定め。北海道廳に事業手を置く事を定め。北海道廳高等官の年俸中を改正追加し。北海道廳森林監守規程を設け。三十年度中陸軍病院條例屯田兵移住給與規則外一件に據る治療費等定額を定め。明年移住すへき屯田兵志願書の提出期限を定め。北海道轉籍陸軍豫備後備下士兵卒勤務演習簡閲點呼に召集せさる事を廢し。北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中に追加するあり。屯田兵官給建物及馬匹讓與質入書入に關する件を改め。札幌稅務管理局移轉し。北海道廳巡査看守及北海道集治監看守俸給令を定む。五月北海道國有未開地處分法に依り道廳令を公布し。北海道廳官制を改定し。北海道一級町村制二級町村制を制定し。北海道集治監網走分監を姑く閉鎖し。屯田兵給與令細則第十四條を改正し。道廳府縣に地方視學を置き定員を定め。北海道移住民規則ょ由り道廳廳令を公布す。六月北海道區制及ひ北海道一級町村制施行期日を定め。同一級町村制同二級町村制議員選擧員數を定むる標準人口調

査方を告示す。十九年訓令道廳府縣雇員俸給に關する件を廢し、明年移住すへき屯田兵を募す。七月道廳鐵道築港其他土木工事所用「セメント」を買入る事は隨意契約を許し。北海道廳巡査看守及北海道集治監看守に手當金を支給する事を定め。根室稅務管理局燒失移轉す。八月屯田兵移住給與規則中改正追加し。二十八年勅令を改正追加し北海道に徵兵令を實施し。札幌地方裁判所管内登記管轄區域表中を改正し。屯田兵召募規則を改正す。九月北海道區制及一級町村制の施行を延期し。後志國小樽港を船舶檢査臨時執行地に定む。十月明年移住すへき屯田兵召募區を增加し。屯田兵志願書の提出期限を定む。十一月北海道廳官制を改正し。臨時北海道鐵道敷設部官制及道廳臨時築港殖務省訓令巡査採用規則中改正巡査看守考査規則を廢し。道廳高等文官等俸給令を定め。道廳に要する職員の件を廢し。道廳長を特別任用する事を定め。道廳翻譯生を特別任用する事を定め。道廳支廳の名稱位置及ひ管轄區域を定め。支廳長を特別任用する事を定め。屯田兵配備表を發表し。函館稅務管理局移轉す。十二月道廳警部長を特別任用する事を定め。北海道保安林編入解除手續を定め。警察署及警察分署に拘禁留置者の食料金額を定め。巡査看守考試規程、巡査教習所概則、巡査配置、勤務概則、警察賞與規則中改正、巡査採用規則中改正等を道廳及北海道集治監に適用し。拓殖務省訓令巡査採用規則中改正巡査看守考査規則を廢し。道廳及北海道集治監物品出納規則第一條中に追加するあり。北海道地方稅取扱方を定め。屯田兵給與地取扱規則中を改正削除す。是歲郵便局四十所電信局三十四所を開廢す。

三十一年一月屯田給與令中を改正す。二月北海道移住民の便を計り瀛車瀛船賃割引券を與ふる事を定め。本年移住すへき屯田兵の移住期を定む。三月北海道殖民地道路橋梁排水工事及北海道陸軍管理工事に隨意契約を許し。北海道沖繩縣小笠原嶋等に施行し難き者の取扱方を定む。四月北海道移住民に關する瀛車瀛船賃無賃及ひ割引券を下付する事を定め。北海道廳鐵道書記を置き試驗規則を定め、特別任用する事を定め。壽都開進町警報信號標柱修繕竣工す。五月北海道鐵道書記試驗規則を定め。壽都開進町に建設せる警報信號標柱破損す。六月北海道移民瀛車瀛船無賃及割引取扱方を追加し。北海道官設鐵道營業哩程及旅客乘車賃金表を定め。北海道官設鐵道會計に關する事を定め、札幌本金庫所屬岩内支金庫移轉し。膽振國室蘭に建設せる警報信號標柱破損す。七月移住民瀛車瀛船賃の無賃及ひ割引取扱方を追加し。明年移住すへき屯田兵を召募し。北海道集治監網走分監を開監し。札幌本金庫所屬增毛支金庫移轉し。膽振國室蘭警報信號標柱修繕竣工す。八月北海道移住民渡航船舶取扱規則を定め。國庫歲出檢査員等北海道廳長官府知事を任命し。手塩國宗谷岬燈臺點燈及ひ霧鐘打鳴の停止期を廢し。釧路國灣月町に警報信號標を建設す。九月道廳巡査看守及北海道集治監看守俸給令を廢し。渡嶋國函館郵便電信局佛蘭西及ひ同國を經由して諸外國と交換すへき小包郵便物の取扱を開始す。十月北海道移住民三百名以上乘船に際しては警察官吏附添保護すへき事を定め。明

## 第七章　其六　現代の二

年移住すへき屯田兵志願書の提出期限を定め。道廳官制中を改正削除し。北海道鐵道部官制を定め。札幌農學校資金に屬する北海道土地貸下規程を定め。北海道集治監網走分監を廢し。釧路分監出張所を置き。根室國根室警報信號標柱破損す。十一月北海道移住民渠車渠船賃の無賃及ひ割引券を改正す。十二月明年移住すへき屯田兵志願書提出期を延期し、其の移住期を定め。北海道衞生會規則中を改正追加し。千嶋國在勤道廳職員に手當を給與する事を定め。札幌本金庫所屬增毛支金庫移轉し。北見國稚内町に建設せる警報信號標柱破損し。尋て修繕竣工す。是歲郵便局の開廢、爲替、小包、貯金事務等を設置廢止する三十二所とす。

三十二年一月北海道國有未開地處分法第十八條中に追加し。千嶋國在勤北海道廳支廳長以下手當給與細則を定め。千嶋國國後嶋安渡移矢岬及丹根萌間布設水底電線の位置を變更し。本電線の布設を廢し。北海道移住民渠車渠船賃の無賃及割引拜其の取扱方の中を改正す。二月北海道官設鐵道用品資金會計法を定め。屯田兵給與令細則第十四條を改正し。函館地方裁判所札幌地方裁判所根室地方裁判所各管内登記所を廢し。各區裁判所出張を設置し。登記所管轄區域表中を改正す。三月北海道舊土人保護法を定め。北海道拓殖銀行法を定め。屯田兵移住給與規則外二件治療費定額を定め。北海道鐵道書記試驗規則第一條中を改正し。北海道官設鐵道用品買入手續を定む。四月北海道舊土人保護法施行規則を定め。北海道廳及北海道集治監物品出納規程第一條中を追加する所あり。徵兵事務條例施行細則中、北海道沖繩縣及小笠原嶋を施行し難き諸件取扱方第一項を改正す。五月札幌農學校農藝科を文官任用令に依り認定し。道廳支廳名稱位置及管轄區域表中を加除し、屯田兵配備表を改正す。六月道廳官制中を改正追加し。北海道鐵道部官制を改正し。道廳府縣視學官俸給の事を定め。道廳高等官俸給令第一條中を追加するあり。道廳森林監守服制を定め。森林監守給與品及貸與品規則を定め。森林監守服裝帶劍竝禮式に關する規定準用の事を定め。屯田兵給與令及ひ細則を改正す。八月北海道移住民渠車渠船賃の無賃割引及其の取扱方を追加し。北海道區制中を改正除加し、其の施行期日を定む。九月北海道區制施行地を指定し、區制に依る會議及ひ傍聽の紀律幷取締り關する規則準用の事を定め、北海道區公民名譽職を擔任せさる者を處分する事を定め。區制第百十七條に謂ふ直接稅間接稅類別の事を定め、區制施行に就き必要事項を示し。道廳支廳名稱位置及管轄區域表中を改正削除す。十月北海道鐵道部鐵道事務官任用の事を定め。北見國宗谷利尻禮文間二箇水底電線を布設す。十一月屯田兵給與令中を改正削除し、其の細則第十三條を改正し。屯田兵配備表備考中を削除す。十二月北海道區町村會議員總代人及沖繩縣區會議員等撰舉の罰則に關する事を定む。是歲郵便局九十三所、電信局六所を開廢增減す。

三十三年一月道廳森林監守規程中を改正し。北海道沖繩縣に於ても亦改正小學校令幷同令施行規則を準用し。日高國浦河郡浦河村よ警報信號標を建設す。二月道廳及沖繩縣に配當する敎育基金使用



## 第七章　其六　現代の二

に關する規程を定め。後志國小樽港防波堤築設工事中捨石極端の位置を示す。三月學校醫職務規程中を改正し。衞戍病院條例竝田兵移住給與規則外一件に據る治療費等定額を定め。道廳官制第八條第九條中を改正し。北海道一級町村制中を改正加除し、區制施行上必用事項に關する事を定む。四月道廳取扱諸收入を金庫に拂込むべき收入手續を改正し。道廳管内戸長又は水産物營業人組合納委員より金庫へ拂込む國稅金取扱方を改正す。是月札幌函館小樽三區の現住人口を調査す。五月北海道一町村制實施地を指定し、其の事務取扱方を定め。一級町村公民名簿職を担任せす、又は執行せざる者の處分方を定め。北海道區制に依る會議及傍聽の紀律竝取締に關する規則中に追加するの區制第百十七條直接稅間接稅類別中を改正追加するの外。北海道砂金採取者臨時取締を要する職員を定め。北海道移住民運車運船賃の無賃及割引券中に改正を加へ。是月札幌地方裁判所管内岩内區裁判所神恵内出張所登記書類等燒失す。六月道廳府縣恩給顧問醫の醫術上事項審査に關する事を定め。北海道鐵道用品供給競爭者資格に關する事を定め、其の外國に於て製作を要する供給競爭者資格に關する事をも定む。北海道農業者の設立する産業組合に關する事を定む。北海道農會郡農會を組織すへき農會數に關する事を定む。北海道移住民運車運船賃の無賃及割引券竝に其の取扱方を改正す。函館地方裁判所管内壽都區裁判所尻別出張所を移轉改稱す。七月函館地方裁判所管内壽都區裁判所尻別出張所保存登記簿等燒失す。八月北海道に徴兵令を施行する事を改正す。九月北海道區制施行上必用事項に關する項を追加す。十月北海道鐵道書記試驗規則第七條中を削除す。道廳及北海道集治監物品出納規程を廢す。北海道移住民運車運船賃の無賃及割引券竝に其の取扱方中を改正追加す。徴兵事務條例施行細則中北海道沖繩縣及大島八丈島小笠原嶋に施行し難き諸件の取扱方を定め、三十一年の陸軍省令を廢す。十二月北海道鐵道工事請負競爭者の資格を定む。室蘭郡ホンモイ沖浮標流失す。函館區大森濱沖水底電信線浮標舊位置より碇置す。是歲郵便局六十三所電信局十九所を增減す。

三十四年一月札幌根室地方裁判所各管内區裁判所管轄區域表中を改正す。札幌地方裁判所管内旭川區裁判所、根室地方裁判所管内網走區裁判所を開廳す。北見國枝幸郡枝幸村及同國利尻郡鴛泊村より警察信號標を各建設す。二月農事巡回教師水産巡回教師設置心得を追加す。網走郡能取湖に水底電線を布設す。三月道廳支廳名稱位置及管轄區域表中を改正す。北海道一級町村制中を改正追加す。北海道會議員選擧令を定む。北海道地方費令を定む。北海道地方費法を定め。北海道會議員選擧令を定む。北海道區制中を改正追加す。屯田兵移住給與規則外一件に據る治療費等定額を改正す。四月道廳官制を改正加除す。北海道鐵道部支部局及派出工場現金前渡官吏を設くる事を定む。北海道會法第十五條直接國稅の種類を定む。北海道會議員選擧權に關する納稅届出手續を定む。北海道地方費豫算調製式竝に費目流用其他財務に關する事を定む。千嶋國在

## 第七章　其六　現代の二

勤北海道廳職員手當給與法を追加し、其の手當給與細則第一條を追加す。屯田兵及屯田兵村より給與する土地の登錄稅を免除す。北海道區制第百十七條及北海道一級町村制第百二十三條直接稅間接稅類別を定む。國後嶋擇捉嶋大嶋八重山嶋に設置する二等郵便局及電信局職員在勤月手當給與細則を定む。札幌農學校資金に屬する北海道土地貸下規程中を改正追加す。是月札幌根室兩地方裁判所管內區裁判所出張所變更改廢す。五月道廳官制を追加し。北海道農業者の設立する產業組合に關する施行規程及ひ施行期日を定む。六月北海道移住民規則第六條を改正す。北海道鐵道部官制第二條中を改正す。北見國二所に水底電信線區域を定む。七月三十二年末調查北海道區制及一級町村制施行地現住人口表を公示す。北海道區制第百十七條及北海道一級町村制第百二十三條直接稅間接稅類別中を改正す。北海道集治監空知分監釧路分監を廢し、網走分監を設置す。八月北海道地方費立農事試驗場農事講習所、水產講習所規程を定め、農事巡回敎師を置くに準據すべき事を定む。札幌地方裁判所管內小樽區裁判所野塚出張所燒失し、確定日附簿燒亡す。札幌本金庫所屬稚內支金庫の位置を移す。九月千嶋國安渡移矢岬燈臺、計羅武威岬燈臺、根室國納紗布崎燈臺、點燈、霧笛、霧鐘の停止を廢し。後志國岩內警報信號標破損す。十月屯田兵移住給與規則中を改正追加し、屯田兵配備表中を削除し、屯田後備兵村及下士卒監視規則を廢す。十二月北海道移住民ょ對する山陽鐵道汽車賃割引期限を定む。道廳府縣郡農事試驗場、水產試驗場種畜場、農事講習所職員及農事巡回敎師林業巡回敎師水產巡回敎師等の名稱待遇任免官等配當の事を定む。是歲郵便局三十一所を增減す。

三十五年一月岩內警報信號標修繕竣工す。二月北海道鐵道敷設法中を改正追加す。北海道二級町村制を改正す。小樽私立工學校の設置を認可し。道廳立札幌高等女學校の設置を認可す。三月北海道土功組合法を定め。北海道鐵道部官制第二條を改正し。道廳官制中を改正削除す。北海道一級町村制二級町村制施行地を指定す。北海道砂金採取者臨時取締に要する職員を改正す。北海道移住民汽車汽船賃の無賃及割引規程中を改正追加す。三十五年度徵成病院條例屯田兵移住給與規則外一件ょ依る治療費等の定額を定む。函館商船學校及小樽中學校を徵兵令及文官任用令ょ依る認可學校となす。北海道區制及北海道一級町村制に依る直接稅間接稅類別の事を定む。四月北海道鐵道工事請負競爭者資格の事を追加す。屯田兵給與令中を削除す。五月北海道移住民に對する汽船賃錢割引の事を追加す。北海道地方費立水產巡回敎師を設置するょ準據すべきを示し、水產試驗場水產講習所規程を定む。是月道廳立札幌高等女學校選定位置を認可す。六月道廳官制第八條中を改正す。根室國遠太灣水底電線浮標を撤去し、陸標を增置す。七月石狩國旭川郵便電信局內ょ電話所を設置す。千嶋國安渡移矢岬燈臺霧笛吹鳴を停止す。八月北海道國有森林原野に關する特別處分方を定め。三十四年末調查北海道區制及一級町村制施行

地現住人口を公示す。九月北海道土功組合法施行令を定む。根室國花咲岬燈臺を建設し、點火期間を定む。増毛郡暑寒別村警報信號標破損す。十月北海道國有森林を貸渡し、其の森林原野の主副産物を賣渡す隨意契約を以てする、工業者の具備すべき要件及ひ契約條項を定む。十二月山陽鐵道九州鐵道北海道移住民の運車賃割引期限を延期す。増毛郡暑寒別村警報信號標修繕竣工す。是歳郵便局七十所、電信局二十九所を増減變更す。

三十六年一月小樽區南濱町道廳警報信號標破損す、修繕中揚卸を中止す。元北海道集治監空知分監所屬石狩國空知郡市來知村字スツバオマナイ石炭採堀區域を廢す。是月空知郡奈良江、上川郡愛別、同郡弟子屈郵便局を三等郵便電信局とし。天塩郡遠別、中川郡茂岩、湘棚郡嶋歌郵便局を三等郵便電信局とし、其の發送時間を制限し。釧路室蘭兩鐵道停車場に於て公衆電報取扱を開始し。奈井江停車場着電報は其の停車場留置の者のみを取扱ふ。北咲郡花咲電報取扱所を置き、同村着發の電信のみを取扱ふ。二月陸軍管區を改正し、第七師團管區を札幌、函館、釧路、旭川聯隊區と分つ。上川郡旭川町に道廳立中學校を設置す。（四月開校）是月上川郡近文同郡鷹栖、札幌郡月寒、余市郡大川町、樺戸郡所十津川村郵便受取所を郵便電信受取所とし、其の電信取扱時間を制限し。電信建築事務を兼掌すべき一等郵便電信局を示し、札幌局を其の一に置く。三月道廳長官をして官設驛遞所存立の必要なしと認むる者、五箇年以上同驛に在勤し功勞顯著なる驛遞取



扱人よ該驛舍敷地牧場馬匹其の他の付屬物を無償付與することを得せしむ。内務省官制第五條に「九、北海道よ於ける林野、官設鐵道及拓殖に關する事項等の他北海道に關する事項にして他局の所掌よ屬せさるもの」を加ふ。又北海道廳官制第一條中典獄、監獄書記、看守長、及監獄醫を削り、第六條中視學官一人の下に「及」を加へ「及典獄一人」を削り、其の他監獄に關する項及字を削り。別に監獄官制を定め、司法大臣指揮監督の下に立たしめ。函館札幌樺戸網走十勝監獄を置き。監獄官制（第十二條二項、第二條）に由り、監獄の種類を分ち、函館札幌樺戸網走十勝監獄を地方監獄、拘置場、懲治場とし、根室郡根室村に函館監獄根室分監を置き。典獄及看守長特別任用令を定め。典獄俸給令（第二條）に由り樺戸監獄を指定し。集治監假留監官制及ひ之よ關する敕令を廢す。憲兵條例中憲兵管區第七憲兵隊管區を第七管區と改め、第七憲兵隊を上川郡鷹栖村に置き、札幌旭川函館に憲兵分隊を置き、其の管區を定む。教育基金令第二條中「北海道廳」を「北海道」に改め。實業學校令中「道廳」を「道」に改め、第五條中北海道一級町村二級町村、沖繩縣間切島に改め、札幌農學校其の他の學校に實業學校を置く。是月全國に鐵道郵便局を置き、郵便電信局鐵道郵便課の事務を繼承し、札幌區に札幌鐵道郵便局を置く。根室國花咲郵便電信受取所を閉鎖す。四月北海道備生會規則を廢す。北海道移住民運車運船賃割引方中内務省總務局北海道課之印を、内務省地方局よ改め、割引券は乘車又は乘船切符を買入たる時、要部の切取を受け、最後の乘船運車よ至

り二餘分の切離券の乘車を受け、此券を携帶して移住の證憑となすへしと改む。是月岩内郡小澤郵便局より於て電信事務を取扱ふ。五月道廳留萌郡留萌三泊村水産組合に於て留萌より警報信號標を設置することを許す。六月札幌函館小樽三區以外郡部に衆議院議員選擧法施行の事を定む、北海道に於ては衆議院議員選擧法及其附屬法令に關し、支廳管轄區域を一郡の區域、役場事務を共同處理する町村の組合を一町村と看做し、支廳長は郡長、役場事務を共同處理する組合の管理者は町村長、支廳は郡役所、役場事務を共同處理する組合役場は町村役場と該當すと。是月政府三十六年度歳入歳出總豫算追加を公布す、中より經常部歳出北海道本廳金八千百五十四圓十六錢、各特別會計歳入歳出豫算追加中より札幌農學校歳出經常部札幌農學校金三千八百圓、實驗農場金三千四百六十二圓九十七錢四厘、合計金七千二百六十二圓九十七錢四厘と定む。七月北海道鐵道部官制第二條中百四十人を百四十八人より、九十人を九十四人より改む。其の四十人は專任鐵道技師、九十人は專任鐵道技手なりとす。是月函館及札幌本金庫所屬支金の位置を改正す。天塩郡各村戸長役場燒失し、戸籍簿身分登記簿後見人名簿其の他書類燒亡し。積丹郡余別外三村役場燒失し、出入寄留簿燒亡せるを報す。札幌農學校新築竣功し、移轉す。八月三十五年末調査北海道區制及一級町村制施行地の現住人口を公示す。是月北見國利尻郡本泊村字ヲピヤタンナイ水底電線陸揚地と同國禮文郡尺忍村字チヤシトレヌプリ水底電線陸揚地より沖千間迄を水底電線と云ふより改む。九月既設警報信號標中札幌函館根室一等測候所、壽都網走二等測候所を正式警報信號標に該當すへきを報す。千嶋國擇捉郡紗那村に正式警報信號標を設置す。道廳立函館中學校位置を函館區大字龜田村より移す。十一月花咲郡水晶嶋郵便取扱所は十二月乃至翌年三月の間閉鎖し、其取立等に關する事務は根室郵便局續すへきを示す。北海道移住民より對する滊車滊船特別取扱方は居住地の府縣、嶋廳又は郡市役所警察署より割引券を受け若くは旅行先の官公署に請求するを得せしめ、而して其の滊車滊船の種類割引の割合を公示す。是歳三月一日乃至七月三十一日間大阪市南區天王寺今宮に於て、第五回內國勸業博覽會を開く。本道より第一部農業及園藝第二部林業第三部水產第四部採鑛及冶金第五部化學工學第六部染織工業第七部製作工業等へ出品する者實に二千九百點に達す。而して賞表を受る者、名譽金牌一人、名譽銀牌三人、一等賞二十人、二等賞六十八人、三等賞百八十四人、褒狀四百二十三人、協贊賞狀一人、地方賞事業出品受賞三等、函道廳農事講習所、鱈肝油北海道水產試驗場、燕麥道廳種畜場、褒狀風通織道廳農事講習所とす。而も第八部機械第九部敎育學術衛生及經濟第十部美術工藝は未た出品する者なし。

三十七年一月農商務省訓令す、北海道地方費を以て工業巡回を設置するとき準據すへきことを。二月日露兩國の國際敗れ、是月十日詔敕降る。曰く。

天佑を保存し萬世一系の皇祚を踐める大日本皇帝は忠實武勇なる汝有衆に示す

朕茲に露國に對し戰を宣す朕か陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に從ふへく朕か百僚有司は宜く各其の職務に率ひ其の權能に應して國家の目的を達するに努力すへし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し違算なからしむることを期せよ

惟ふに文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し各國の權利利益を損傷せすして永く帝國の安全を將來に保障すへき事態を確立するは朕夙に以て國交の要義と爲し旦靠敢て違はさらむことを期す朕か有司も亦朕か意を體して事に從ひ列國との關係年を逐ふて益親厚に赴くを見る今不幸にして露國よ釁端を開くに至る豈朕か志ならむや

帝國の重を韓國の保全よ置くや一日の故に非す是れ兩國累世の關係に因るのみならす韓國の存亡は實よ帝國の安危の繫る所たればなり然るに露國は其の清國との明約及列國よ對する累次の宣言よ拘はらす依然滿洲に占據し益々其の地步を鞏固にして終に之を併呑せむとす若し滿洲にして露國の領有に歸せん乎韓國は保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むへからす故よ朕は此の機に際し切に妥協に由て時局を解決し以て平和を恒久よ維持せむことを期し有司をして露國よ提議し半歲の久しきよ亘りて屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交讓の精神を以て之を迎へす曠日彌久徒よ時局の解決を遷延せしめ陽よ平和を唱道し陰に海陸の軍備を增大し以て我を屈從せしめむとす凡そ露國か始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし露國は既に帝國の提議を容れす韓國の安全は方に危急に瀕し帝國の權利は將に侵害せられむとす事既に茲に至る帝國か平和の交涉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求むるの外なし朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚賴し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保全せむことを期す

二月北海道會議員選擧令中別表を改正削除す。後志國余別電信受取所を設置し、余別郵便電信受取所を廢し。根室國花咲電信取扱所を閉鎖す。是月根室地方裁判所管內帶廣區裁判所燒失し、其の保存する所の訴訟記錄同登記簿確定日付簿燒亡せることを公示す。四月函館區仲濱町道廳警報信號標を正式となす。札幌農學校資金よ屬する北海道土地貸下規程中を改正追加す。六月色丹郡及花咲郡に於て鼠を捕獲することを禁す。七月宗谷稅務署の位置を移す。八月函館電信取扱所の位置を移す、九月屯田兵條例、屯田兵移住給與規則、屯田兵給與規則、屯田兵條例に依り服役志願下士に關する件等を廢し、屯田兵下士兵卒たる者の服役に關する件を定む。十月函館區高砂町道廳警報信號標破損し、尋て修繕竣工す。十一月後志國奧尻島稻穗岬燈臺に爆發霧警號を設置す。十二月北海道私立工學校の廢止を認可し。道廳立函館高等女學校同水產學校等を設置開校す。根室國花咲電信取扱所を設置し。釧路國厚岸郵便局の位置を移す。是月政府三十八年度歲入歲出總計豫算及同年度各特別會計歲入歲出豫算を公布す。中よ歲出經常部甲號北海道廳費金百四万七千六百七十九圓、乙號小樽築港費金二百十八万八千六百十八圓三十六錢九厘、北海道道路橋梁排水費金九百九十三万九千八

百六十二圓、歲出臨時部北海道鐵道敷設費金二十一万五千七百四十四圓、特別會計部豫算歲出經常部第一款札幌農學校金六万二千百圓、第二款實驗農場金二万七千五百四十八圓と定む。是歲內務省北海道移住者幷に奬勵者注意方を各府縣に通牒す。六月十三日乃至十七日五日間、北海道畜產協會主催者となり、北海道畜產共進會を札幌區中嶋遊園地に開く。經費は豫算金千三百三十七圓よして、北海道地方費補助金六百圓、地方有志寄附金千有餘圓を以て之を支辨す。出品數は牛馬羊豚兎雞及び畜產製品其の他を合せて百八點にして、會場建物を牛舍二棟馬舍二棟羊豚舍一棟其の他を合せて百五十四坪とす。而して授賞は七十五點にして、來觀者は一萬六十人の多きに達す。十一月一日乃至十日間、北海道蠶絲會第一回品評會を岩見澤に開く、出品點數九百四十一、受賞數二百。十一月一日乃至五日間、北海道果樹協會主催者となり、北海道果樹品評會を札幌に開く、出品點數千三百五十一、褒賞百二十四、褒狀百五十二。此會の審査は獨り出品の優劣に止めず、八九月の交出品者の果園又は苗圃よ就て現狀を審査す、其の園數六百五十三、而して其の地積は全道果園の過半に達す。

三十八年二月北海道官設鐵道用品資金會計法三十七年度限之を廢す。是月三十八年度歲入歲出總豫算追加を發表す、中に內務省所管歲出經常部第七款北海道廳金四千七百四十四圓を載す。三月北海道罹災救助基金法を定む。（四月一日より施行す）北海道拓殖銀行法第六條乃至第九條第十二條を改正す。內務省官制第五條第九條中「官設鐵道を削り、遞信省官制第一條中「北海道鐵道」及其の他を削り、道廳高等官俸給令中鐵道事務官を削り、鐵道作業局官制第一條第七條乃至第十條中人員を增加し。北海道廳鐵道部職員より鐵道作業局職員に特別任用すへき事を定む。北海道一級町村及二級町村をして租稅外國庫歲入を徵收せしむる法律を定む。函館地方裁判所管內江差區裁判乙部出張所、札幌地方裁判所管內某區裁判所野塚出張所、根室地方裁判所管內某區裁判所留別出張所を廢す。四月道廳官制を改正し、道廳高等官俸給令を改正す。是月札幌稅務監督署管內札幌兩館小樽稅務署所轄內各區部五人郡部四人を定員となす。五月道廳森林監守服制中を改正す。六月不動產登記噴托官中傳染病研究所長の次よ道廳支廳長、嶋司、郡長を加ふ。七月北海道罹災救助基金法第四條第十六條二項を改正し、道府縣罹災助基金管理方法と改む。八月道廳森林監守冬服は當分濃紺小倉織を使用す。十月（十六日）日露平和克復の詔敕降る。曰く。

朕東洋の治平を維持し帝國の安全を保障するを以て國交の要義と爲し夙夜懈らす以て皇猷を光顯する所以を念ふ不幸客歲露國と釁端を啓くに至る亦寔に國家自衛の必要已むを得さるよ出てたり開戰以來朕か陸海の將士は內謀書防備に勤め外進攻出戰に勞し萬艱を冒して殊功を奏す在廷の有司帝國議會と亦善く其の職を盡して以て朕か事を奬め軍國の經營內外の施設其の緩急を愆らす億兆克く儉よ克く勤め以て國費の負荷よ任し以て費用の供給を豐にし擧國一致大業を贊襄して帝國

の威武と光榮とを四表に發揚したり是固より我か皇祖皇宗の威靈に賴ると雖抑亦文武臣僚の職務
ょ忠に億兆民庶の奉公ょ勇なるの致す所ならすむはあらす交戰二十閱月帝國の地步既に固く帝國
の國利既に伸ふ朕の恒に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め生民をして永く鋒鏑ょ困ましむるを
欲せむや

嚮に亞米刑加合衆國大統領の人道を尊ひ平和を重むするに出て、日露兩國政府に勸告するょ講和
の事を以てするや朕は深く其の好意を諒とし大統領の忠言を容れ乃ち全權委員を命して其の事に
當らしむ爾來彼我全權の間數次會商を累ね我の提議する所にして始ょり交戰の目的たるものと東
洋の治平ょ必要なるものとは露國其の要求に應し以て和好を欲するの誠を明にしたり朕全權委員
の協定する所の條件を覽るに皆善く朕か旨ょ副ふ乃ち之を嘉納批准せり朕は茲に平和と光榮とを
併せ獲て上は以て祖宗の靈鑒に對へ下は以て不績を後昆に貽すを得るを喜ひ汝有衆と其の譽を偕
にし永く列國と治平の慶に賴らむことを思ふ今や露國亦既に舊盟を尋て帝國の友邦たり則ち善鄰
の誼を復して更に益々敦厚を加ふることを期せさるへからす

惟ふょ世運の進步は頃刻息ます國家內外の庶政は一日の懈なからむことを要す假武の下益々兵備
を修め戰勝の餘愈々治教を張り然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠に扶
持すへし勝に狃れて自ら裁抑するを知らすむは深く之を戒めさるへからす

汝有衆其れ善く朕か意を體し益々其の業を勵み以て國家富强の基を固くせむ
ことを期せよ

是に於て山本海軍大臣は其の海軍一般ょ、寺內陸軍大臣は其の陸軍一般ょ、清浦內務大臣は地方行
政一般ょ、久保田文部大臣は教育社會一般に、詔敕を奉體して戒告する所あり、且つ戰後經營の事
ょ及ふ者あり。本道の官民亦從て中央本州の意氣に合し、講和全權委員の行爲に不平なりと雖も、
而も平和克復の詔敕を奉體するに至ては本道各地到る處に、祝勝會を開かさるなきに至る。

三十九年一月天塩國增毛郵便局電話交換業務を開始す。北見國稚內燈臺霧笛吹鳴を開始す。根室國
花咲電信局を設置す。二月十勝國當縁郡を廢し、其の區域ょ屬する歷舟村大樹村當縁村の內ホロカ
ヤントー沼と當縁川との間の海岸より該沼川の中間に在る高丘の中央を上りオイカマナイ川と當縁
川との間ょ在る分水嶺を趁ふて中川郡界に至る以西を十勝國廣尾郡に、當縁村の內其の以東を十勝
國十勝郡に編入す。北海道札幌郡篠路村外七十二村を二級町村制施行地と指定し、四月一日より施
行すへきことを令す。道廳立根室實業學校、小樽高等女學校の設置開校を認可す。石狩國濱益郵便
局、電話交換業務を開始す。三月三十年敕令三百九十五號別表北海道廳上川支廳の項中川郡（天塩
國）の下に「勇拂郡の內」「占冠村」を加へ、「當縁郡」を削る。石狩國秘布
郵便局を比布郵便局と改稱す。是月三十九年度歲入歲出豫算幷三十九年度各特別會計歲入歲出豫算

總額金四億八千七百八十九万八千五百七十二圓と定め、其の別冊甲號歳出豫算第七款に北海道廳費金六十八万七千四百三十圓と定む。四月北海道に地租條例を施行す。既設北海道農會は農會令第六條三項の條件を具備するに至る。根室國花咲郵便局を廢す。函館港修繕の爲函館燈船假燈を點火す。五月北海道移住民に關する鐵車鎭船の特別取扱を受けんとする者、居住地府縣、嶋廳、郡市役所、警察署又は地方長官指定の警察分署、町村役場より割引券を受けさるときは、其の旅行先の當該官公署より、割引券を得へき種類を公示す。北海道地方費給與吏員職員の退隱料退職給與金遺族扶助料支給規程を定む。神社寺院佛堂境内地使用取締規則第二條を北海道に施行す。北海道土人保護法施行規則第三條「主務大臣の認可を經て」の十字を削る。札幌地方裁判所管轄管轄幷登記管轄區域を改正す。七月北海道一級町村制第九十二條第四項を削り、二級町村制第四十八條第四項を削り、町村制は無記名債券を發行することを得す、又北海道地方費吏員に關し府縣制中の幾部を準用し、其の府縣參事會の職務は、北海道廳長官之を行ふものと定む。北海道移住民規則の幾部を改正す。屯田兵村に屬する公有財産、造營物、事業及權利義務は北海道兩龍郡東秩父村に屬するもの、同秩父兵村に屬するものは、秩父村に歸屬し、其の他は屯田兵村部落に歸屬すと定め。北海道二級町村制施行地の部落にして屯田兵村に屬する公有財産、造營物事業及權利義務の歸屬したる行政に關し、北海道一級町村制第五章の規程を適用すと定む。九月（十日乃至三十日）札幌區中嶋遊園地に北海道蠶絲會、北海道畜産協會、北海道林業會、北海道園藝協會等聯合主催者と爲り、北海道物産共進會を開き。道廳長官園田男爵を會頭に撰擧し、會頭は道廳次官大塚參事官札幌農學校長佐藤農學博士等二人を副會頭に、道廳參事官高岡農學士を事務員長に、札幌農學校教授南農學博士を審査委員長に嘱託し、事務員六十二人、審査委員八十六人、評議員百十二人、地方委員千三百六十四人を囑託し、各擔任事務に從事せしむ。而して經費は主催各團體釀出金五千圓、北海道地方費補助金一萬圓、一般寄附金二萬圓、雜收入金七千九十一錢四厘合計金四萬三千九十七圓九十一錢四厘を以て之に充つ。其の出品物産の多き、殆と二萬點に達す。而して札幌區民相謀、本會の主旨を翼賛し其の隆昌と成功を期するを目的として協賛會を設立す、經費豫算金一萬圓と定め全道より會員を募集し、各種の餘興及ひ接待に關する設備を爲し、會場内に賣店をも設け出品と同一の物品を即賣す。開場以來四方より參觀する者、毎日數千を以て數ふるに至る。是歳園田長官戰後の經營計畫を立て、四十度乃至四十九年度繼續事業と爲し、第一小樽、函館、根室、網走、釧路、留萌六港築港、第二土地改良、第三森林經營を政府に要求す。之を道廳の十年計畫と謂ふ。且つ園田長官日露戰爭の爲め中止せる拓殖事業經費の復活を要求す。四十年度通常道會に於ても亦三名に對する二十九名の大多數を以て、道廳事業計畫の遂行すへき建議を可決し、其の他屯田兵給與地免稅、舊町村制改正、北海道會法、地方費法改正、公有林法設定、室蘭港修築、函館縣設置等建議すへきことを可決

し、共に道會議長の名を以て内務大臣に建議書を提出す。



# 第八章　舊土人誌

## 緒言

凡そ野蠻の民なるものは禮義なく倫理なく又道徳なく殆んど禽獸を距る事遠からざるものを稱するなり然るにアイヌ土人は朴直よして禮を重んじ篤く神を信し法を守り敢て犯さす之を他邦の蠻夷に較ふるに殆んと雲泥の差あるものなり、然らは彼等は等級に於て熟れの種族に屬すへきものなる乎夫れ人類の區別は其心に存す、而して心の動機は腦を以て主と爲す、故よ最も速かに人心を判斷せんとするには先つ腦中よ萌芽して後之を外に現す所なる個人の行爲裝飾或は住家、村落等の形相を窺ふに如かさるなり、彼の歐米風俗の快活敏捷にして高大なる建築物の秩序其法に適ひたるものは其國の人心快敏高尚にして秩序あるを代表せるものに外ならす、之に反し粗器を用ひ茅屋弊衣に安んし更に進歩の道を知らさる國民は其心も亦將よ此の如くなるへき而已、勿論達道の君子よして以上の如き生涯よ甘んするものありと雖も其は例外なりとす、吾北海道アイヌ土人は其心狹隘魯鈍の如くなれ共其行爲より察すれは多少物理を解し又人情を知る、左れは彼等は未開人と呼ふへきものよして之に蠻夷の名を下すは其當を得たるものよ非らさる也、彼等既に未開人民なり若し適當の敎育法を見出し之を開發誘導せは盖し善良なる日本國民と爲し得らるへきは理の將に然るへき所なりとす、記者か多年アイヌ土人の探究よ從事せるは唯り人類學上の爲めにのみよ非すして併せて六義

の爲めに彼等民族に對する救濟化育の道を探究せんと欲するか故なり

## 人種及狀貌

人類學者ラサム氏の說よ依り世界國民を歐羅巴、蒙古、亞弗利加三大人種よ別つときはアイヌは確かよ蒙古人種よ屬するもの也彼等は概して軀幹長大よして、骨秀て額廣く眼は深凹にして大に瞳は黑くして時に異光を放ち物を凝視するの癖あり蓋し之れは數百年以來山野に獵り河海を探り自然生の食を求め或は敵の來襲を窺ふ等にて其眼を用ふる過度なりしより來れる結果なるへし、此風は支那、印度等の古代國民よ見すして歐羅巴北部の國民に於て記者か屢々實見せる所なりとす、世人はアイヌを多毛人種なりと稱すれとも今日の歐米人に比すれは敢て多毛なりと云ふ可からす但し多毛人種はアイヌ人以外に生存せる事あり之は曾て土人等より聞ける所なり、理髮の風は米國インデヤン土人に於て見るものと略ほ同一の如くに考へらる卽ち男女共に頭髮を項部の邊にて一樣の長さに剪り下け女子は前頭より左右に振り分け手拭の如き布を額に纏ひ其兩端を後部に結ひ置けり、從來アイヌよ關する諸書よ「土人は髮を被り袒腹して爐邊に夷居す云々」とあるか故に彼等には理髮の制なかるへく思はるれとも實は然るに非す、老幼男女ともよ各相守ると

このあり且つ平常髮を取亂し置を以て恥とす又無禮なりと信するものあれはなり、幼年兒女等の髮を理するに生れて五六ヶ月後項上よ少しく髮を殘して其餘を剃去るもの、髮を兩耳の傍に殘して他を剃去るもの、前髮のみを殘し置きて其他を剃去るもの等あり、而して兒女八九歲位よ及へは其剃りたる髮を延はし十四五歲に及んて始めて元服なし成人の式に作るを常とす但し男子は後頭部卽ち腦戶の邊を一寸位及ひ額上を五分位剃り上るを例とす、左れは彼の稱して土人に上下の禮なく髮を被り云々と云ふは恰かも人は鳥獸の言語を解せさるより漫然彼の禽獸を目してもの云ふ能はすとなすと一般なる誤謬的速了の見解たるなからんや

## 祖先及口碑

アイヌに文字なきを以て史傳唯父祖の事業を口碑よ依りて傳唱するよ過きす、然るに其說多くは荒誕不稽なれは輕々敷信すへからす且つ年代は久しき偶々內地人等より聞きたる話をもアイヌ固有のもの、如くに考へ做す如きに至れるもの多し、注意すへき事也、其アイヌ人の祖先に關しては種々の說あり曰く太古女神天降り土人の祖となれり云々、而して是れは各部落に於て均しく說く所なり竊かに案するに以前舊幕時代の政略上何か爲めよする處あらんと欲し人をしてアイヌ間に此の如き說を流布せしめ扞て我朝の古事に附會せしものなるへし、又曰古昔神の國より一人の貴女船よ乘り此地に漂着し岩窟に住み玉ひしか雄犬來りて其貴女に近つき馴れ染めたりしか遂よ女人は之よ依りて姙娠し男女二人の兒を產みたり、是れ卽ちアイヌの祖先にして人と犬と合せて出來たるものなるか故にアイヌと名つけたり云々、按するに合及ひ犬なる語は日本の言語なるか故にアイヌ人等の祖

先か用ゆへき筈なし若し貴女なるものか日本人にありしと雖も本邦の俗例(なら)へ令男子たるも尚ほ此の如きことは良心に恥ちて口外すへきにあらされは況んや婦女子の口より其子を犬よ因りて産みたるか故に公然合犬と命名するか如き事萬々あるへき筈なし、然るに前の帝國大學に於ける某外國教授及ひ在札幌某宣教師の如きは皆以上の口碑を信しアイヌなる名稱は合の子なる誤より轉化せるものなりと其著書に記す誤謬も亦甚しきものにあらすや、假りに一歩を譲りて合の子なる日本語より來れるものなりとするも右の語は維新前後洋妾と外國人との間に生したる兒に命したる新俗語よして間(あひ)の子(こ)なる意味なれは數百年前よ於て此の如き語のあるへき理なし、蓋し是等の誤信は所謂宗教國民か有する一種の弊害なるへし

## 言語

アイヌ語よは子音多くして母音少なり又濁音を用ゐること甚た稀なり、彼等は古代の希伯來人等に於ける如くエシーなる語の發音に苦しむ、而して是れは天性に因るもの、如く察せらる、記者一日登別村に於て内地人某のアイヌ小女を襁褓の中より貰ひ受け本年十八歳となりたる女を見たりしか彼は全く和人の中に育てられたる者なるにか、はらす尚はジエー或はゾーなる語音を發する能はす即ち雜巾をチョウキン冗談をチョウタンと云ふか如し、且つ内地人か土語ベツ即ち幌別、登別などをベ、言ふは質にベツにあらすしてペツトなるを知るへし而してベ或はビを有する内地語の土人に依てベ或はビよ變化せらるゝも一奇なり例へは鍋をナベ鐵瓶をテツビンとするか如し、アイヌ語中英語よ於けるか如く内地人の爲し難きものわり例へはウレーエクの如きウエテーエクの如き語の前後は軟音にして中間に強音を用ゐるもの、類なり、總て土人は物に名付け或は地名を命するには其特情若くは土地の産物等を取りて之よ附す例せは石狩はイシカラベツにして回流川の意なり而して石狩川は實際に於て屈曲回流す、三月はモキウタチユブよして始て草根を堀るの意なり而して此月彼等か食料となすへき山百合其他の草根を掘るなり長萬部(ナシヤマンベ)はオシヤマンベにして比目魚(ひらめ)のある所の意味なる等の如し、土人の用ゐる算數名稱頗る迂遠なるものなり、例へは三十五よ云ふへきをアシクネイカシマ ワン エトホツネ即ち四十の其上の十より五を引きたるものと云ふか如し、子女に名付くるよ男には才辨、勇猛、漁獵れ事等を以てす女よは禾黍、裁縫針糸の類を假りて命名す、又女子の名の下よノを附するものありエアノの如きものなり、而して内地婦人の名よもハギノ、キクノ、ツコノ等の如きものあるを見れは或は本邦古代の遺風なるへきか、獨り人名のみならす言語の中にも本邦古語の遺れるものあり、即ちヲトナ〔大人(をとな)〕イナホ〔稻穗(いなほ)〕メノコ〔女の子(めのこ)〕の如きものなり然るに吾奥羽地方特に秋田南部等よ於て今尚はアイヌ語の俗間よ用ひられ居る一奇なり例へは獵師をマタギと云ひ牛をベコ、靴をケリと云ふか如き類なり、以上の事實よ就て考ふるも吾人日本種俗とアイヌ人とは古來極めて親密の關係を有するものなれは吾人は彼等か今日の饑窮を救ふは公義將

に然るへき所にして決して對岸の火を視るか如きものと同日に論す可らさるものなり

## 品性及知識

世人多くアイヌの性質怯懦魯鈍なるを以てす、乍併記者は其然らさるを見る、熟々往時に溯りて之を案すれは鹿乃市、沙具沙允等の松前藩に叛き戰亂を開きたるあり、更に世上よ於ては安倍比羅夫、坂上田村麿等の率ひたる王師を惱ませ之か爲めに朝廷は特に征夷將軍を置くに至りたるを見るもアイヌか今日の暗愚無能は其天性に非すして實は千有餘年以來漸々其境域を失ひ北方荒蕪の地に遷移一糊口の路を得る甚た困難なりしと爾來松前侯に征服せられ其窘蹙する所となり、言語文字は勿論農作、工業の大より飲食服裝の微なるものに至るまて悉く和人に漸化するを禁せられたる等の結果遂に第二の天性をなせるものにあらさるなき乎、其證としては今日内地人に對し温順なるか如くなれとも彼一朝山野に狩り猛熊と格鬪し或は一葉木皮船に乘り怒濤を凌きて激流を渡るか如き危險を冐して死を顧みさるの擧動を見れは思ひ央に過くるものあるへし、然れとも其質朴順良なること全く天性に出るものなるは彼等の行爲及ひ談話の聲の頗る温柔なること及ひ老幼に對し甚た親切なる等を見るも容易に察し得らる、なり、土人の無知無才なるは天性の然らしむる所に非らすして實は教育せさるに因るなり、而して仔細にアイヌの說く所を聞き又彼等か野馬を駁し、羆熊を捕り、川の盈虧に因て朔晦を量り、星辰を考ひて船を操り、地を相して家を建る等の事を察すれは決して心中才智を藏せさる者なりと斷言す可らす之を要するに彼等は多年優等人種に抑壓せられ一定の居所を定むること能はす東遷西奔の中よ固有の文物を失ひ子弟の教育等をも怠りたるの結果に外ならさるへけれは今後吾人は放任主義に代ゆるに恩愛撫諭を以てし敎ゆるに方法の宜しきを以てせは吾邦北疆の一良民となる毫も疑ふへきにあらさるなり、而して又彼等か脅力を利用し拓殖撫墾の業に從はしめ勇敢冒險の氣質を利用して北鎭の步騎兵となすに於ては益し露國哈薩克兵に劣らさるものとなし得へきは論を俟たさるなり

## 風俗及習慣

土人の被服はアッシを以て製す、アッシは檾（おひや）の軟皮を紡績したる者にして其長さ脛よ至り單衣の窄袖なく而して此れに唐草樣の形を肩及ひ緣に刺繡して飾となす、其は單に衣服のみならす脚半、烟草入、刀の鞘等に至るまて略は同一の形を刺繡或は彫刻して飾と爲すを見れは彼等の頭腦には未た北鳥人物等の形を寫出する事を解せさるもの、如し、且又アイヌは赤、紫、黃及ひ其他の色を造る事をも知らす併し是等裝飾品は同族相集りて國をなし掛くも數百年の平和を來したる後にあらされは發明或は進步せられさるものなれは多年他人種よ逐はれて東西に遷移せるアイヌ人よ對し彼等には物色及ひ裝飾品なきか故に無智野蠻なりと斷するは酷評の太たしきものなりと云ふへし、彼等の境遇既に此の如くなれは前記唐草樣の裝飾もアイヌ固有のものにあらすして他人種より學ひたる

ものなるへし、而して今日土中より出るクロボックル人の器物類にアイヌのものより少しく異なる所ありと雖も均しく唐草樣の摸樣あるを見れは或は彼等より學ひたるものならんか、アイヌ婦人か口手ま入墨する習慣はクロボックルの婦女より習ひ得たる者なる事は各部落とも悉く口碑を一にする所なり、アイヌに關する諸書多くは（婦人の既婚者は口唇を黥し手甲を刺し縦横文を爲し以て其夫ま對し他なきを盟ふ）云々と記すは誤なるへし婦女の黥は幼時より鼻下に少しく施し年齡と共に縦横其巾を廣め適當の形に達して止む蓋し婚未婚を問はさるなり、其着色ま用ゆる染料は樺或は海□魚の脂を焼きたる煤を用ゆ、此習慣は内地人の眼に醜く見ゆるか故にアイヌまも同樣ま感すへしと考ふるは誤りまして彼等の眼には一種言ふへからさる愛嬌ありとなし全く虚飾の一ま屬するものなる乎、勿論今時内地の古着及ひ木綿等を用ゆるを常とす、婦人は上衣也土人の被服アツシは單衣なれは春夏の候のみ用ひ冬期には男女共熊鹿の皮を以て衣服となし、併し今時獲物の寡なきと皮の價格騰貴せる爲め内地の古着及ひ木綿等を用ゆるを常とす、婦人は上衣にのみ内地奥羽婦人の衣るか如き窄袖の被服を用ゆると雖も下衣まは必す彼等か昔時上衣として用ひたりと云ふ衣服即ち袋形に縫ひ合せたるものにして頭部の少しく開きたる歐米人の寢衣の如きものを着く、今日大和、奈良地方の古墳より出つる古代の土隅は其形ま大同小異ありと雖も大抵以上の如き衣服を着け居る樣ま察し來れは或は本邦上古の風俗は幸に彼の土人に依りて今日まて保存せられ居るものにあらさるなきか、アイヌ婦人の盛裝にシトキと稱する首掛を用ふ之を頸ま懸くれは神靈其身を護り又其身の禮義を正すものと信す又土人は一般太陽を崇拜す、而して是等は皆吾邦太古の風俗にして

神武天皇は屢々御躬自から日神の子孫なりと稱させ玉へたるを史上ま見るか如し、土人は今も尚ほ刀劍及ひ丸形の鏡等を尊ひ家の重寶となす、然るに之れも亦

皇祖天照大神の往時に行はれたるものにして三種の神器は世々吾朝の重寶たりと稱するま至れるも實は其當時の人民か吾人今日金剛石、黄金の如きものを尊ふ如くま以上の如きものを珍重せるより來れるものたるや明知するに足るへし、アイヌは男女共に銀又は銅鐵の環を耳朶に穿ちて飾となすも、然るに是等の風俗も本邦の上古に於て專ら行はれたるものなりと云へは彼等或は其を眞似たるものなる乎、勿論今時内地即ち大和地方の古墳より出つる耳環は今日のアイヌのものま比ふれは其形稍少なりと雖も是等は時の流行等よも因ることなれは其器の大小は論する所ま非すして單ま耳に環を下けたりと云ふ事實を取るへきものなりとす、乍併此風習は唯り本邦の古代及ひアイヌ人のみまに限らす今日の歐米諸國の婦人（往々男子にも見るところなり）を始め支那、土耳其、印度其他の東洋諸國より亞弗利加及ひ南洋の野蠻人等に至るまて同しく玉石を連ねて頸に懸け耳に環を貫きて飾となすより見れは太古蒙昧の時代人類の茅原たる大陸れ或る處に於て盛んに其風俗行はれ以後戰乱飢饉及ひ其他の事情に因りて國民四方ま散し漂泊遷移數千年を經過せりと雖も尚ほ舊時彼等集合の

時に行はれたる習慣の幾分を保ち今日よ至り東西相期せすして其風俗を同ふするものなるへき歟非歟敢て大方の誨を俟つ

## 生　活

土人は一般鳥獣魚介の肉を以て常食と爲し穀食は第二なりしか故に彼等の多くは尚ほ未た耕耘よ依らす自然生の草根木實を食とす夏日には河海に漁し冬期には山に入りて獵を事とす、而して獲るに從つて之を其食に充て僅かよ飢渇を凌くのみ、然れとも近時獵の甚た捗くなりたると時々政府よりの鹿を狩る事を禁する等の爲め勢ひ止を得す穀菜を用ふるもの年を逐ふて多く耕耘に依りて粟、黍、馬鈴薯等を作り食よ充て來りしか近年の洪水續きにて其畑の大部分を流されたる爲め彼等の赤貧は實に洗ふか如く爲に草根を掘り木の果を拾ふ等日夜役々として其其の爲めよ奔走す誠に憫然の情に堪へさるものあり、加之内地人の移住するもの年々増殖するよ從て諸物價の騰貴も甚しく且つ土人等も自然内地風よ化せられ米飯を喜ひ酒煙草を嗜む一層甚しきに至れり然るに彼等か一方の收入を願みれは僅かに他の役夫となるか或は數畝の畑を耕すに過きす老人寡婦にして一戸を有するものよ至ては唯に餓死せさるを僥倖となすのみ、而して斯の如くよして竟にアイヌ種族を絶滅に歸せしむるは吾帝國民の德義よあらさるへし

## 宗　教

アイヌ人の宗教思想は其生活と同しく極めて單純なるものにして總て人力を以て造り能はすと想像するものは皆神として尊拜せり、其最も尊信するものは造物主なるコタン、カラカムイ次を太陽の中に存在すると信するトカプチヨプカンイなりとす其他義經の靈を拜し又大山、古木、大石等枚舉に遑あらす、彼等は幸よして未た佛教徒の侵入を蒙らさるか故よ追善冥福等の迷信よ關する諸種の儀典を存せす而かも其信仰の念に至りては甚た厚く座臥寢食の間と雖も敢て俯仰悉く畏敬の儀を欠く事なし、又彼等の内に別に僧侶神主等あるなし然れとも其祭禮を司とるには酋長必す之に當る例せは沙流、平取旧酋長辨理は當時貧困無賴の一老翁となれりと雖と尚ほ依然義經神社の宮司として自ら任し人も亦許しつゝあるか如し土人の神を拜するや必す酒を神前に供し已も亦之を飲む特よ熊祭よ於て然りとす盖し彼等か始めて酒を得るや口腹に美を感したるか故よ先つ其愛信する神に捧くるとの意より出てたるものなるへし、次に彼等はイナホと稱する幣帛を立て、祭の印となすイナホは内地の幣と同し、楊或は白質の木にて作る、此起源は酒と等しく往時珍木の枝を尊敬するものの前に捧けたるより生したるものなるへし、而して是は唯りアイヌ人のみならす本邦、支那、彼斯、巴比倫、埃及、猶太國等に行はれたる古代の風俗なりとす、本邦の古代に於ては神前に榊或は稻穗等を捧たるものなるへしと雖も後には單に儀式として木を削りたるものを用ひたるものならんか、維新前までは江戸の俗として正月に削り掛と稱へ白楊を以て製したる幣を神棚よ捧けたるもの

りと云へはアイヌか今日用ゐる木幣も均しく本邦古代の遺風なるへし、或人の説に曰くイナオの起りは往時音信の取遣りよ木片に託せるものを用ひたるものなるか故に土人かイナオを立て、祭るは之をして神に使ひせしむるの意なるへし云々

## 禮式

呼んて蝦夷と云へは世人は夙く非禮暗愚の野民なりと想像すへしと雖も實は然らさるものなり、彼等には老幼序あり男女別あり妻は夫の言を守り敢て背くなく、婚必す媒あり而して野合は最も土人の卑む處なり其貴人に對し両手をけて已か額の邊よ及ふは他を奉戴するの意なり、其他食を頒つ甚た均して飲食必す禮讓あり酒を酌むに七分を以て度となし滿酌を卑む、又禮終らされは互に語らさるを主とす、總てアイヌか尊敬する所は富にあらすして品行にあり、左れは古來孝子仁人を出せること少しとせす、夫婦相和睦し共力生計を營むのみならす婦女子は己れ丈馬の勞に服するも良人をして終生安居せしめんことを願ふと云ふ、婦人にして此の如き風習を存するものはのアイヌの外に琉球土人に於て今日見る處なりとす、男子に擧手、握手、撫肩等の禮あり又二三の土人等相連りて貴顯紳士の前に出つるときには互よ手を取合せ腰を屈す雁行して進むことあり蓋し最敬禮を表するの意なり、女子の禮は男子の如く鄭重ならす、即ち其對する人を両手に奉戴するか如くよして次に右の食指か或は袖にて己か鼻の下を撫るを以て普通の禮とす、其婚姻には女の家に刀を贈るを以て



禮となす、一家死者あるときは一族屍の傍に集り慟哭する事數日然る後其死者か平生嗜好せるものと屍体と共よアッシに包み東方の牖より出して葬むるを例とす此の如くするは死者を神にするの意なり、而して婦人か喪に居るときは髪を理せす三年に至るまて忌帽子を冠りて厚く勤ると云ふ、以上の事實の如きはアイヌに關する諸書の所謂「無上下の禮節」民の處行なるへきか、極言すれはアイは禮なきにあらすして觀察者の明未た十分彼等に禮儀の存することを看取し能はさるものあれはなり

## 人口減少の理由

土人の人口年々減耗するは優勝劣敗の理數より來るものにして人力の如何ともすへからさるものありとは普通學説なるか如しと雖も斯は到底記者の同意し能はさる處なり假りに若し然りとせんか昔時我國の優等民族に位せる公家貴人等の京都より配謫せられて南部津輕の野人の巢窟に遷移せるもの其徒者を合せて夥しき數となり奥州宮古の如きは之か爲めよ殆んと一市街をなせりと云ふに明治三十一年の調査よ依れは今日尚は公家の落人の子孫なりとして該地に門戸を有するものは僅か二三軒に過きす他は皆死絶へたりと云ふ、又た平氏の一族は檀の浦を落延ひ隱岐大嶋等に逃れて其地方に永住せりと傳ふれとも今は其痕跡をたに止めす佛國は近時世界の優等文明國なりと雖も其人口年々減少しつゝあるは著しき事實なりと、若し眞に優等人種の劣等民族に勢力を有し彼等を敗使して

其自己子孫の發達を期し得らるへくは奚そ以上の如き事の理由あらんや而して其理由必すや茲に存するにあらすして他に存するあるや自ら明かならん、往時日本全國に瀰蔓したるアイヌ民族か年々歳々減耗しつゝあるは果して人種の競爭に因りて然るものなるか、或は平素水草を逐ふて遷移し糊口を求むるに忙はしく爲めに子弟を敎育し衞生の道を講する等の暇なく遂に今日の如き不幸を來せるものなるか、記者は寧ろ第一說に賛せすして第二說の眞理に近きこと多きを認むるもの也、試みにアイヌ部落に入れは白髮皺々の老翁にして鬱鑠たるもの、紅顏の兒童等三々五々屋外に戲遊するもの、夫婦間必す哺乳の幼兒を擁するもの等頗る多きを見るへし文政五年蝦夷人口を撿し二萬三千七百二十二人となす明治十九年の統計にては男女一萬〇三十五人とせり、然るに前者は內地人との雜種兒をも土人に合して算入せるものにして後者は雜種兒を算入せさるものなれは其差違は勢ひ將さに然るへき理なりとす、而して明治二十四年には人口一萬七千二百〇一人となり同二十二年には一萬七千五百七十六人より增加せるを見る、勿論八ヶ年間に於て僅々三百七十五人の增加なれは彼等人種の前途甚た杞憂に堪へさるものあり、蓋し其減少の原因たるものは前既に述へたる如く彼等の衣食住の粗末なると醫療充分ならさるより一朝傳染病の流行するや一村悉く死絕へることあるが如き事、血族婚姻を主とするか故に子孫の繁殖を妨くる事、卑賤の婦女子內地無賴の漁夫、工夫等より病毒を受けて之を同族間に傳播せしむる事、內地人の雜種するもの增加するに從つて酒煙草等の



供給は前よ倍し無識なる彼等は終日沈湎し其業を怠り併せて健康を破る事、婦女子の適當なる育兒法を知らさる事等は其重なるものなりとす、右の如く人口減少の理由數多ありと雖も歸する所は彼等の無智より來れるものなれは其根本たる大原因を社絕するを以て今日の緊要となさゝる可らす、而して其方法如何、他なし彼等の爲めよ特よ設けられたる簡易なる普通敎育及ひ實業工藝の術を授け以て彼等に自活の道を得せしむるにある耳　（理學博士坪井正五郎氏識）

# 第九章　千島土人誌

## 總論

余は先達て往復七十日餘を費して千嶋よ行きたれは、今夕は、千嶋に就ての「總論」として同嶋の有様と土人の風俗に付て諸君に余か見聞する所を談話せん、千嶋の土人は現存する者僅に六十二人に過きす此處にある寫眞は余か今回千嶋よ於て撮影したるものなり即ち今夕は此土人の事に付て述へんと欲す（寫眞は插入せす）

余の千嶋に向ひたるは本年五月の候なり恰も帝國軍艦か毎年一回警備艦として密獵船其他の取締の爲めに千島全嶋を巡回すること、定まれるを以て本年も例の如く武藏艦か千嶋を巡航すること、爲り余は東京帝國大學より海軍省よ願ひ之に便乘すること、爲りたり

武藏艦は函館を發しり根室に寄り根室より色丹に着けり當時千嶋の土人は悉く色丹に移住せしめ居るを以て余は取調の便を得る爲めグーゴリーと云へる能く物事を辨へ居る本年五十有餘歳の老人を備ひ入れたり是より武藏艦は色丹を發し國後を經て擇捉の中なるルベツに着せるを以て余は上陸しトシモリ附近の地を探檢し再ひ武藏に乘りてボロモジリ嶋よ行き又此處よ上陸して取調を爲し次に艦は占守嶋の片岡灣に碇泊せり占守は有名なる郡司大尉の居る所なり余は直ちに上陸して占守の各所を調査し一週間の後此處を發してオコッックを經てウルップ嶋よ着せり是より武藏は巡回して擇

捉嶋のルベツよ又到り次に色丹嶋に着せり色丹嶋は當時千島土人の居住所なるを以て調査するの必要上より軍艦と別れて此處に滯留すること、せり即ち二十七八日間色丹よ滯在したる間に余は土人の體格風俗其他口碑宗教等の調査より寫眞撮影の事に從事せり二十七八日後根室より船の來るに會し之よ乘りて再ひ擇捉嶋のモヨロップに着し遂に根室に歸り直ちに根室を出帆して函館よ到着し陸奥の地を踏んて東京に歸着せるなり

北海道及ひ樺太よアイヌの居ることは能く人の言ふことなれとも千島の土人に至りては深く之に注意したる者少し假令多少之よ注意したる者あるも唯之を懶惰の民として若くは無智の者として之を看過し未た人類學上よ於ては全く暗黑の裏に在りたりと謂ふも可なるへし

天明寛政の頃近藤重藏最上德內等の諸氏始めて擇捉、國後及ひウルップを探檢せり彼の近藤氏か露西亞の標木を仆したるは擇捉なり、此時に方りウルップ、擇捉探檢の必要を感し續々此等の地に赴きたる者あり、露西亞人も亦カムチャッカを經て占守、ボロモジリよ來り南下せり日本人は北海道を經て國後、擇捉、ウルップを探査せんとしたるを以て、其突衝點は常よウルップ邊よ在りたりアイヌか往時日本內地に雜居したることは歷史上爭ふへからさる事實なり、現今其の血統の尙ほ內地人間に存するや否やは一の疑問なりと雖も、全くアイヌと同一なる種人の既に內地に雜居せさることは明かなり、唯北海道よは今も猶ほアイヌの存在を認む、而も此アイヌは尙ほ南千嶋の國後、擇捉兩嶋に迄も同一なる種族の者住居す、故に國後、擇捉及ひ北海道の土人を蝦夷アイヌと云ひ樺太に居る者を樺太アイヌと云ふ、然るに尙ほ千嶋のウルップ以北カムチャッカ半嶋則ち占守よりラサッ嶋迄の間に居る土人は千嶋固有の土人にして、從來多く人の知らさる所の者なり、從來日本人の千嶋土人と視たる者は多くは蝦夷人即ち擇捉、國後のアイヌよして、今日色丹に殘存する所の眞の千嶋土人は謂ひに非るなり

尙ほ一の注意すへき事あり、ウルップ及ひ占守には舊と千嶋固有の土人に非る者にしてアルリアン諸嶋中より移したる者住たり（此種族はアリユートなり又片岡灣にもアリユート土人の家四五軒ありたり）然るよ千嶋交換の後此土人は他に移りたるを以て今はウルップ、シンシルは無人の嶋と爲りたるよき

余の今回の調査は主として北千嶋よ住する千嶋固有の土人よ就てなしたり、されは余は彼等に就て出來得る限り、體質、言語、風俗、習慣、古傳、口碑等の取調をなしき、余は調査の結果を述るに先ち、是迄千嶋土人は世間よ如何程まて知られ居る乎を諸君に御話申すへし、余は是迄千嶋土人よ就ての參考書を求めしよ先つ左の種類のものを得き

（一）ミルン氏　Notes on the Koro-pok-guru or Pit-dweller of Yeso and the Kurile Islands.

此論文は日本亞細亞協會報告第十卷第二冊（一八四―一九八頁）よ記せられたるものなり氏は最初

にプラキストン氏か始めて北海道の竪穴、石器、土器、に注目せられたる事より次に自身か根室及ひ歯舞島、擇捉嶋其他北海道の竪穴を見、土器、石器を採集せし事に及ひ扨是等の器物か製造使用し、竪穴ゟ住ひし者は抑も何者なる乎との疑問を起したり、アイヌは之ゟ就てコロボックルの遺物なりと傳ふ、千嶋の北端ゟは今尚ほ竪穴に住へる者あり、此所ゟ於てか氏は此竪穴に住ひし人民は或は北海道ゟ石器、土器を遺せしアイヌの所謂コロボックルゟ非る乎との考へを有し、一八七八年（明治十一年）氏は千嶋の占守嶋に渡航なしたり、當時は未た現今の如く千嶋は無人の土地にあらすして、同嶋にも土人は居住なせり、ミルン氏の占守見聞は以上の論文中、僅に一九一頁の所、一頁にのみ登載せられたれ共此事實は最も有益なる報告にして、今日千嶋土人の事ゟ云ふ者は此一頁の報告を常ゟ參考として使用するに至れり

氏の占守に赴かれる際には人口は男女小兒合して僅に二十二人に過さす、而して彼等は自から□□と呼ひ固有の言語の傍聊か魯語に通す、容貌は蝦夷アイヌと稍や異る觀あり、鬚は濃なれとも短く、蝦夷アイヌの如き長髯の者を見す、頭は圓く身長は小ゟして衣服は西洋形にて獸皮、鳥皮等より作り足ゟ海獅子の長靴を穿つ、而して彼等の住居は竪穴なり、更ゟミルン氏は土人の語れることを記して曰く、彼等は時々木船ゟてカムチヤトカに行くと云ふ、二年以前彼等の或者は南方に移りたれ共其何嶋に至りしやを知らす、然ゟスノフ氏によれは其南方に移りし或者は一八七九年、一八八〇年の冬間マツアに住ひ、後又轉してラシア及ひウシシルに來れり、要するに彼等の移轉は常なきものゝ如し、尚ほスノフ氏は云へらく彼等の或老人は云ふ土人の最初は唐太嶋より來れりと

以上はミルン氏か論文中に揭けたる千嶋土人に關する事實なり

この文は頗る簡單なりと雖も、千嶋土人の色丹移住前の有樣を知らんとするには是非とも參考すへきものにして且つ其の體質の二三の記載は又大に注意すへきものとす

〔二〕スノフ氏

一八九七年の出版なり、氏は船長の職を務め久しく千嶋ゟあり、氏は專門學者に非すと雖も、氏は千嶋の事情ゟ精しき人はあらさるへし

同書は其名の如く千島に於ける一般の事を記載せしものにして、其中に含まれる者は歷史、動、植、人類、地質、地理、氣候等あり、何事にあれ苟くも千嶋ゟ就て云はんとする者は是非本書を一讀すへきなり

本書中吾人の參考となすへきは第三章「千嶋の住民篇」第六章「諸嶋嶼海峽篇」の二なり

住民篇記載中注目すへき點は左の如し、氏の一八七八年に千島群嶋に至りし際ゟハウルップ、ウシシル、シユムシル、マヅウ、カリモコタン、シヤシコタン、ヲネコタン、パラモジリに古村落の跡あり、亦ケトイ、エカルマ、アライドは土人漁獵の足留地の

跡あり、されど千嶋土人生活の中心は全く占守嶋なりき、一八八七年よりは盛に外國船の此所に漁獵を爲し始めしを以て、土人の風俗の上には非常なる土俗學上の變化を來したるを述へ、其れより彼等の竪穴に住する事、風俗、言語ゑ等記載せり

「千嶋諸嶋嶼篇」には千嶋各嶋嶼の山川港灣等を記せし者なれとも其中ゑ所々古村落即ち竪穴の遺跡ある事を記せり、吾人は此點ゑ注目すへし

スノフ氏か千嶋土人ゑ就ての意見の大要を記せは左の如し、千嶋土人はアイヌ種族なるや明なり、蝦夷及ひ擇捉のアイヌとしては比較的固有の性質を有する者なれ共、擇捉以北の千嶋アイヌは吾人を以て見れは彼等は純粹のものに非すして、蓋しカムチヤトカ土人、若くは魯西亞人の曾て茲ゑ移せしアリウトの雜種ゑ非すやと思はるゝなり、則ち其體は少鬚、小眼、出唇、肥顯等の如き是にして、殊に肥顯はカムチヤトカ土人に類似するか如し、尚ほ土俗上に於ても蝦夷アイヌと異なるものあり、則ち彼等の絶へて熊祭をせす、髭篦を用ひす、彫刻を爲さゝる是れなりとす、而して彼等の言語は全くアイヌなれ共、殊に唐太のアイヌ語ゑ類似すと、著者は尚ほアイヌの口碑、コロボックルの遺せし竪穴と千嶋土人の竪穴との比較を述へたり

本書は色丹移住以前の土人の事を調査するには最も有益なるものにして殊に千嶋土人の色丹移住前の土俗、生活の狀態を知るゑは必す參考ゑ供すへきものとす



（三）ヒチユコック氏

この論文はスミソニアン報告（一八九一年）四一七—四二七頁ゑあり、而して文中、色丹土人、同居住の寫眞銅版六葉と他ゑ根室の地形、北海道石器時代遺物圖（遺物の中に僞物混せり例せは土偶の如き是なり）を挿入せり

同書四二〇頁より四二二頁迄にはミルン氏亞細亞協會報告第十卷第二冊の一八八—一九〇頁に記せしものを重記したり、而して氏は北海道及ひ擇捉に存在せる竪穴、これより出る土器、石器は抑も何人の手になりし者なる乎との疑問を起し、アイヌの口碑コロボックル、日本人の古史の所謂土蜘蛛の事に移り、尚ほ參考としてミルン氏の占守の竪穴、アリウトの竪穴、及ひ曾て羽柴氏か東京人類學會雜誌に投せられたる庄内竪穴類似の小舍を引用せり

氏の文中見るへきものは四二三頁より四二五頁までにして、此ゑは色丹土人の人口、戸數、土俗の大要を記し、殊に家屋の事を精く記せり、本篇の主點は全く茲ゑあらん

スミソニアン報告編者は此論文を有益なるものとして殊に同年の報告中に納めたり、余は未た此論文ゑては滿足なし能はされと、兎ゑ角、色丹土人の當時半穴居の有樣を精く說明するものは此他に無れは千嶋土人の竪穴の事を云はんとする者は、必す此書を參考引用せさる可らす

（四）サブエージランドア氏

一八九三年の出版、氏は曾て北海道を一周し且つ色丹嶋よも渡航し、歸國此書を公にせられたるなり、本書中千嶋土人に關する條は第九章「竪穴住民コロポックル篇中の八七—九〇頁と第十二章「千嶋群嶋」の全篇（一二一—一三一頁）を附錄三〇四—三一二頁となり

「千嶋群嶋」篇よは氏の、スケッチ、せられたる色丹人男女三人の容貌、風俗を圖す、而して一二一—一二四頁には主として千嶋群嶋の地形、名稱を記し、一二五—一二八頁に色丹アイヌと土俗を記し、一二九—一三二頁に擇捉、國後、兩嶋の事を記せり、要するに此篇見るに足る者なし、第九章「竪穴住民コロポックル篇は大に見るべきものあり、其大要は色丹土人は全くアイヌにして其脛骨の異なる外（則ち蝦夷アイヌは脛骨偏平、色丹アイヌは圓形）二者更に異なる所なしとてミルン（亞細亞協會報告の文）兩氏を駁されたるなり

氏は容貌、體質よ於て色丹アイヌと同一なりと云はれたり、殊よ是迄世人か千嶋土人の身長を少なりと思ひシモ氏は色丹アイヌの身長六一インチより六二インチ四分の三、蝦夷アイヌなるものにあらすとせり、此結果は又小金井博士の測定に等しと云ふへし

余は氏の說よ就て疑はしと思ふ事あり、氏は何の證ありて色丹アイヌの脛骨を圓形となせしや、第九章の文中一も其測定を示すなく、又附錄三〇四—三〇五頁の色丹土人測定れ文中、一も其事實を示すなく、只單に「脛骨甚た長し」と記せられたるのみ、氏は斯くの如き有益なる事實を色丹土人の中に發見せられ乍ら何か故に其の測定結果指示數を書中よ明記せさるや、余は甚た疑なき能はさるなり、氏の色丹土人の體格調査を見るに骨格にてなせしものに非すして、生體にて調査せられたるものとせは、決して外面より其脛骨の形狀を知り能ふへきものに非す然よ氏は之を公然と記す、余は未た氏の精確なる測定調査の報に接する迄氏の云はるゝ脛骨の圓形には同意する能はさるなり

尙は氏は色丹土人は竪穴よ住ますとなし、バッチエラル氏を駁し、又占守土人の曾て竪穴に住ひしは是れ先住者の竪穴を利用したるものならんとてミルン氏を駁せられたることきは、實よ余は氏の見聞の博からさるに驚かさるを得す、占守土人の竪穴を自から作り、之に住するは、只たミルン氏の記載にのみ存する者よ非して、ボロウスキー氏の千嶋誌、長谷部氏千嶋巡航雜誌、スノフ氏の千嶋誌、其他諸書に散見する多し、殊に現今色丹移住の千嶋土人は移住前これを作りたりと稱す、此事實は少しも疑ふ可きものにあらす氏よして之を疑ふこそ、反て疑はしけれ、且つ現今の色丹土人は竪穴に住ますと云はれたれ共、是れ氏の調査の充分ならさることを世よ示す者にして色丹土人の人は何人も之を疑はさる所なりとす

氏は附錄三〇五―三一二頁中に集められたる蝦夷千嶋両アイヌの單語は參考とするよ足るものなれ共、余は氏が両アイヌ語を互に區別するか、或は二者に印しにても附せられさりしを遺憾とす、氏の單語集にては何れか蝦夷何れか千嶋なる乎を知るよ若しむされど氏の色丹アイヌを以て蝦夷アヌイと同一なりとせられたるは、吾人は氏よ向て其調査の勞を謝せさる可からす

〔五〕小金井氏

小金井敎授は都合二回アイヌ調査として北海へ渡航せられたり、而して第二回巡回の際には色丹土に寄航せられ曾て千嶋群嶋より移し來りし千嶋土人の人類學的調査を試みられたり、其調査報告は醫科大學紀要アイヌの論文第二冊「生體調査」等に登載せらる敎授は此論文中千嶋土人に就て如何なる事を記せられたるか、其を左に記載せんとす

體質敎授の調査よ最と重を置かれたるは此部門なりとす、而して其調査は骨格よ因てせられたるに非す、專ら生體に就て測定觀察せられたるものとす、敎授の調査よ係る人員は男子七人、女子十三人合計二十人なりとす

氏は說き出して曰へらく、ミルン氏は千嶋アイヌを身長短小、圓頭、濃き短鬚を有し、長鬚の者なく且つ容貌も蝦夷アイヌと異なるか如く云はれ、又スクリバ氏は千嶋アイヌはカムチヤトカと魯西亞人との雜種ならんと云はれたれ共〔二九八頁〕余か體質調査の結果は千嶋アイヌは蝦夷アイヌと等しき者にして二者特別に異なる點なきを告く〔二九九頁〕と記せらる、而して敎授の測定は二七三頁より二九七頁の中にあり、尙は尙人としての體質上の記載は男子は三六三―三六六頁、女子は三九一―三九六よあり、更に二七三―二九七頁の測定は一覽表とし、尙千嶋土人の容貌體質を示すが爲めに圖版第六版六、第七版四に寫眞を出したり

敎授は體質上千嶋アイヌは蝦夷アイヌと全く等しき者とせらる、今敎授の測定せられたる者の中より一二の測定を揭け、千嶋、蝦夷、唐太の三アイヌと比せは左の如し〔男子〕

| アイヌ | 指示數 |
|---|---|
| 唐太 | 七六、七 |
| 蝦夷 | 七七、二 |
| 千嶋 | 七八、三 |

| アイヌ | 身長〔ミ、メ〕 |
|---|---|
| 唐太 | 一五六六 |
| 蝦夷 | 一五六六 |
| 千嶋 | 一五七九 |

小金井敎授は男子の中一人、女子の中一人、ツエルナヤステパニダ或は魯西亞人との雜種にあらすやと疑はれたり〔三六四頁及ひ三九三頁〕

言語　千嶋のアイヌ語は蝦夷のアイヌ語と毫も異なるなし、只た發音、其他の少しく異なるは是れ

二者の久しく相接せさるに因る、其證として總計二十五の代名詞、名詞を比較せらる

口碑　敎授は明治九年長谷部氏等の「千嶋巡航雜記中記する口碑を基礎とし、千嶋アイヌは元得撫嶋附近に在りしか漸時ょ北進せしものなりと云る〔二九九頁〕

名稱　人名は現今魯西亞名を用ゐれ共、固有語は全くアイヌ名なり則ちストロソアヤコフのコンガグルの如し〔二九九頁〕

土俗　風俗は魯化なしたりと雖も、尙ほアイヌ固有の風の殘り居るものあり、假令は婦女の口邊及ひ手甲の入墨の如き是なり、現今魯人は堅く之を禁したり〔二九九頁〕

以上は小金井敎授の千嶋アイヌに就ての研究の結果なり〔色丹嶋の現今の家屋の記載は三〇六―三〇八頁にあり〕

現今千嶋アイヌ調査の精密〔體質〕なるもの此論文の外にあらさるへし、されは苟くも千嶋アイヌ殊に彼等の體質を云はんとする者は此書を座右に置かさる可らす

〔六〕ラタム氏

〔七〕同

二書ともラタム氏の著なり、前者〔一六八―一六九頁〕後書〔四九七―四九九頁〕ともにタライカ、蝦夷、千嶋の單語を列記せり、コノ三種族の單語全く相類似せり、此書にはタライカ、蝦夷、千嶋語の傍に滿州語カムチヤツカ語、チユクチ語、コリヤク語、ナモロ語等の比較もあれは參考とするに便利なり、兩者とも出版は古けれとも參考とするには可なり

〔八〕バッチエラル氏

バッチエラ　氏の書中に直接千嶋アイヌの事を記する所なし、只第二三章「日本の有史以前」中の三一一の所一頁に千嶋土人の事あり

氏か千嶋土人を茲に記せしは此章に於てコロボッグルとの比較を爲せしを以てなり、氏は云へらく色丹其他千嶋群嶋に居住する土人は堅穴を作れり、且つ色丹土人の身長は蝦夷アイヌよりも短小、容貌氣質も又稍冥なり〔氏はミルン氏より取りたる所多さか如し〕而して蝦夷の或アイヌは彼等を以てコロボッグルの殘り者と爲す者ありと

要するに氏の千嶋土人に就て記せられたるは以上の如き者而已されと此文は常よミルン氏の論文と共ょ千嶋アイヌの身長短小、蝦夷アイヌと容貌の異なれりと爲す人々の屈強の引證となす所のものとなれり、サブエージランドル氏の駁したるも此點よあり

バッチエラル氏は同書三一一頁中ょ千嶋土人の堅穴の內面外面の二圖を出されたり

〔九〕スクリバ氏の說

スクリバ氏の色丹アイヌ說は要するょ千嶋土人を以て〔今日色丹へ移されたるもの〕カムチヤトカ

ダールと魯西亞人との雜種よりなりし者ならんとせらるゝにあり、氏は此說を別に自から論文として世に公にしたるものに非す、單に、、、

ボリシエレツクよ退けり

一七一三年ヤクートヌキーの鎭臺司令官はコリツキルスキーなる者を遣はして千嶋の取調を行はしむ、而して氏の事業は大よ功を奏し、占守イテウルの人民よ毛皮の貢を課したるのみならず、日本人は鑛物採集の爲め屢々來航する事を知れり、一七一九年測量上ヱウレキン、ルジンなる者占守嶋に渡來す、一七六六年及ひ一六七年よ百夫長なるチエルニー案針助手チエンジンは毛皮貢徴集の爲めに渡來し、ヲチエンジンは蝦夷嶋に來れりと云ふ、是よりして千嶋航海の端を開き魯米商社はウルップ嶋に支店を開設せり、其他貿易の事業の爲め魯米の商人は屢々渡來せり、魯人サルキチエウは一七八九年に來り、英の航海者ブロウトンは一七九六年に、海軍大尉フヲストーウタウイゴ（魯人）は一八〇五年に船長ゴロウキンは一八一一年よ來りき、ゴロウキンは遂よ日本人の爲めに國後に擒となれり

北部千嶋の漸々魯領に歸すると同時に、耶蘇敎も傳播し、一七四七年カムチヤツカの掌院ホロウンチエウヌキーなる者は修道司察イヲサプを傳導に遣はせり、當時占守イテウルプ二百五十三人の住民ありき、其中五十六人を洗禮して歸れり、而して少年敎化の爲め小學校を開設せり

（一二）石川貞治氏千嶋巡檢雜記

東京地學協會報告第十六年第三卷よあり、石川貞治氏か明治二十七年に千嶋を巡回せられたる事を記す、本文は主として地質學上の調査なれ共、左の件は吾人の最も注意すへきものなりとす

氏は云へらく擇捉嶋シヤナ市街よ竪穴の痕跡ありて繩紋ある土器の破片、夥しく散在す又郡役所よりシヤナ橋に下る所の崖端に骨層あり、海獸の骨骸と覺しきもの地中に堆積し此中より土器及石鏃の破片を發見せるものあり（報告一二一頁）

是はミルンとチユコックの文と互に比較すへきものとす、尙ほ氏はシヤシコタン嶋の所よ關して云へらく（一二九頁）「小屋の側より繩紋ある土器、石鏃、其他赤及ひ綠色を用ひ草花を畫きたる磁器の破片を得たり、磁器は本邦製の者と思はれす、或は露人と居住せる事あるか、又は土人が露人より得たるものか詳ならす、此地の穴居はシユムシニ嶋に於けるものと同一なるか如きも著しく廢滅せり」此文は大に參考すへきものにして、同嶋には確かに石器時代の人民の棲息せしこと是に因て知るを得

（一三）ミルン氏

ロンドン地學協會報告第三卷中よ在り、本文中吾人に最も必要なるは二六―二七頁に於ける人類學上の注意是なり

氏は云へらく、札幌、室蘭、釧路及ひ千嶋諸嶋に竪穴の遺跡存在す、アイヌは之に就て云ふ、此遺跡は彼等と曾て戰ひし所のコロボックルの手に成りしものなりと、余は擇捉嶋にて數百の竪穴を實

見せり、且つ千嶋の最北シコムシユにて千島土人の竪穴に現在接息するを實しき、是等の千嶋土人は現今日本政府の治下の民となり千嶋の最南色丹に移され人口は總計僅かに七十人許なりとす、日本人は南方に於てアイヌと會し之を北方よ追へり、アイヌは北海道に於てコロボックルに會し彼等を再ひ追へり、彼等の殘物は蓋し千嶋土人乎、されど千嶋土人は今や殆んと絶滅せんとする運に至れり

以上はミルン氏の説なり、氏は亞細亞協會報告よ記載せられたる千嶋土人の文と両者對照比較すへし

（一四）長谷部氏千嶋巡航概記

明治九年開拓中判官長谷部辰連同五等出仕時任爲基氏等か官命を受け千嶋諸嶋よ航したる時の紀行なりとす、此轉載せられて東京地學協會第十四、第十五両年報告中にあり、今同書中記する所の大概を記せは左の如し

氏等か千嶋に航したる際には、千嶋アイヌとアリウトの二種族住居せり、前者は主としてシムシユ、シヤシコタン、オネコタンに在りて、後者は全くパウルップ、シンシルの両嶋に在り、二者とも固有の言語を有し又傍ら不充分なりと云へ共露語を解す、而して二者の住所は共に竪穴にして、アリウトにては皮張船を製船を製作使用す、二氏はシムシユにて彼等の祖先は曾て南方千嶋より移住なし來りしを聞きぬ、此傳説は引用せられて小金井教授色丹土人傳説（アイヌ論文第二卷二九九頁）よあり

此報告は是迄本邦人に多く參考として用ひられたるものよして、彼の海軍省の千嶋航路誌、郡司、笹森両氏の探檢　にも出されたり、而して此報告は明治九年の紀行なれはミルン氏スノフ氏の文と互に對照すへきものなりとす

（一五）千嶋千嶋　嶋地　略

此書は明治十九年廣田舊根室支廳長か色丹土人、ヤーコフストローゾブ、ケプリアンスト：ゾブの両人を支廳議事堂よ召し、千嶋諸嶋の事を聞取りたる記錄なり、本書は又人類學上の參考とすへきものなりとす、両人の語る所よれは色丹移住前、彼等の千嶋に於ける本居と定めたるはシムシユにして、時々水陸の鳥獸を逐て縱横群嶋内を獵渉せしか故に　嶋中漁獵の要所には假屋を搆へたり、今其語る所の著明なるを記せは左の如し

ポ　モシリ嶋、二十年前にはハカバリウに九戸ペードフに四戸の土人家ありたり

オネ　タン嶋テシコタマイに土人舍四戸アシリメンダリに土人舍若干あり

ラサヲ嶋ラレシチプイに九戸の土人あり、酋長ヤーコフの本陣は茲なりき

ウシシル嶋、土人出獵小舍五戸ありき

千嶋土人は由來水草を追ひ、鳥獸を獵渉し、一定の永住を好まさる種族なり、彼等の遺跡か千嶋各嶼に存在する又宜なるかな

（一六）ボロンスキー嶋千嶋誌

此書一八七一年出版は榎本子爵か露京滯在中、之を飜譯し傍らクルゼンステルン、ゴロウニン等の著書を參照したるものにして、苟も千嶋の事を云はんとするものは、本書を一讀せさる可からす、されと本書は版本として世に存在せす、余は大學より公の手續を經て外務省より借用し、榎本子爵の同省へ納めたる原書を讀みたり

本書は寫本都合四冊あり、人類學上最も必要なるは第一、第二の兩冊なりとす、第一冊は最初より千嶋の地理、物産を記し、人種、風俗、宗教等に移り、之より魯西亞人の千嶋に關係する歷史を記し始む、第二冊は前冊に續きたる歷史を記す、第三冊以下は又第二冊に續きたるものなれ共其記載は ウルップ以南我北海道との政治的交涉史なるを以て除り人類學上の參考となるものにあらす

同書に記する所によれは哈薩克の始めて東察加へ到りし時、土人より聞くに千嶋土人を遠近の二ヨ分てり、其近をウイウトエスケ其遠をアウンクルと云ふ、前者はシユムシユ、ポロモジリの兩嶋及び東察加半嶋の南部に在る土人を云ひ、後者は其以前にある土人を云ふ

東察加半嶋、バルシヨイ及アワチ河以南シユムシユ嶋より居住せるクリル人は固よりクリル人種にあらされ共クリル人と近く交を結ひしより風俗言語を更め固有の名を失ひ顏色容貌より至る迄クリル人に化すより至れり、是等の土人はカムチヤッダールと同種よして屢々小船に乘りて同種のカムチヤッダールを侵掠し彼等を震慄せしめたる事あり、然るに哈薩克の東察加に來住せし以來クリル人の外侵を抑制し、カムチヤダールは哈薩克と共にクリル人を襲ひ南進し他の嶋に迄到りし事あり、常時クリル人は往々遁れて山に入り、又はシユムシユ嶋の山谷にも多く遁入たり、此土人は元來其數多からさりしか一七六八年に東察加より疱瘡流行し來りて更に人口を減したりと云ふ

以上に據りて見れは千島の最北端にはカムチヤダールに類似せる土人の棲息するを知るバラムシル嶋より住める民は純粹のクリル人即ち毛人にして此民は元來ヲチコタン嶋並に其以南の諸嶋より移來りし者なり、而して此土人も人口は多かりしか其後他の嶋々へ轉住せしを以て其數を減せり、遠嶋のクリル人を魯人の始めて知りしは東察加に漂流せし日本人の話にて聞き及ひしなり、

クリル人は已れの何種の人種に屬するを知らす自からアイヌと云ふ、而して自から我は某嶋のアイヌなりと稱す、此語遂に全諸嶋人種の總稱となれりクリル人は他の北方の民と異なりて壯年に及へ肢體よ黑毛の深く生するを以て毛人の稱を得しなり

以下彼等の衣、食、住、宗教、器具、口碑等を精密よ記載し遂に編年史に移れり

此書の記す所よ因て見れは魯人の最初千嶋に到りし際よは二種の土人棲息せしもの、如し、一は則

ち稍やカムチヤダールよ類する者、一は我北海道、唐太のアイヌ種族よ類する民族なり、現今の千嶋土人は此二種族の雜合せるもの乎、將に此二種の中一種の存在するもの乎、大に注意すへき事なりとす

同書中土俗を記する條人類學上參考とすへきもの多けれ共、就中左の數件は最も注意を要す、其記載よ曰く其矢は鹿を以て箆とし石又は骨を以て鏃とせるものなり、兵器は元來石又は骨類を用ひて造れる者のみなりしか後來漸く變して鐵なしたり、弓矢も其隣人と相戰ふ事の止たるより殆と不用よ歸し海戰海鳥を射るにも今は多く銃を用ゆる事となれり

尙は第二卷は千嶋各嶼の地理物産の事を說けり、其中に左の件ありケトイ嶋ゴロウイン氏の記よ曰く上陸せし際嶋中粘土あり、一穴中に青色の粘土あるを見る、人の發掘せし跡なるへしと云ふ、シムシル嶋チリポイ嶋の方へ差出たる岬上にアネイウシ山あり（北緯四六度五〇分東經二〇八度四分烟焔常に斷へす）此山に一種の石あり、土人は鐵に代て鏃とす

此二條は前の石器と共に深く味ふへきものとす、ケトイ嶋の粘土は是れ或は千嶋より出つる土器製作の原料よあらさる乎、シムシルの石は黑曜石なる事明かなり

以上は唯千嶋誌中記する所の一二を略記せしのみ、要するに本書は最も有益なるものにして千嶋の人類學的研究を爲すものは是非共熟讀すへきものとす

（一七）榎本子爵千嶋疆界考

東京地學協會第十四、十五兩年報告中よ在りポロンスキー氏クリル諸島誌の縮編として出されたる者にして、書中の記事は主として日魯交涉政治史なりとす、其書中の材料は主として本邦の記錄より取りたるものなり、千嶋の沿革史、殊よ千嶋に於ける日魯交涉史を知らんとせは此書は最も必要なるものとす

（一八）チヤムスレン氏文科大學紀要第一册第一號

此書の千嶋に關し必要なる點は本文に非すして反て附錄の部にあり、氏は蝦夷アイヌよ關する諸書の目錄を揭け其出版年月、記事概要を併せ記されたり（一三七―一七四頁）德川時代の千島よ於ける本邦人の仕事を見るには此書は最も便利なるもなれなり

（一九）水科七三郎氏色丹アイヌの單語表

氣象集誌第十一年第九號よあり、氏は明治二十四年和田雄治氏と共よ北海道巡回の傍、色丹に立寄られたる際同戶長和田良成氏より色丹土人の氣象に關する單語を多く聞取りて書集められ一覽表とせられたるなり、千嶋土人の言語を研究するには參考とすへきものなり

（二〇）得撫外二郡巡視復命書

此復命書は明治十一年八月開使官吏井深基氏か手になりしものなり、此報告は明治九年長谷部氏等

## 第九章　千嶋土人誌

の千嶋巡航概記（一四）ょ次て參考とすへきものとす

井深氏か玄武丸ょて占守嶋モロップ灣ょ到られしか茲ょは最早一人の住民なかりき、されに當時は己ょ魯人等は本國ょ歸りたるものなり、而して當時千嶋土人は同島ノベットポに接息し、其時同地ょ在りたる者は男女合して二十人なりき

ミルン氏か占守嶋ノベットポを訪ひしは又明治十一年にて其人口も同しく二十二人なりき玄武丸は占守嶋を去て新知、得撫兩嶋を訪ふ、是は此二嶋に住するアリュートを訪はんか爲めなり一行は上陸せしも已に人影なく只土人の穴居跡を存するのみ

以上に因て見れは明治十一年には新知、得撫兩嶋に住するアリュウト種族は其前年に此地を去りしものと考へらる、此復命書は文簡單なりと雖も大に參考とするょ足る

以上余か今日までに讀みたるものなり、尚は郡司、笹森、多羅尾、諸氏の近時出版の千嶋に關する書と參考すへし、千嶋ょ關する徳川時代の書籍の事は他日別に寄稿せんとす（理學博士鳥井龍藏氏識）

## 第十章　北千島調査報文

北千嶋の我版圖ょ入りしより茲に二十有六年其年所既に久しからすこせす而かも近歳唯僅かょ報效義會占守嶋移住のことあるに止り世上又能く該嶋の實況を審ょし其眞價を知る者鮮し是を以て會々之を論する者と雖も或は盛んに漁獵の別あるへきを揣摩し或は風土氣候の移住に適せさるを臆斷するか如きょ過さす

小官今回千嶋巡視れ命を拜するや具さに報效義會色丹土人の情態竝ひ北千嶋れ狀況を視察せんことを期し豫め調査の網目を制し隨員技手栃内壬五郎同相澤元次郎屬大川末吉事業手河野常吉拓殖事務囑託員安東義喬及根室警察署在勤警部岡部雄貞の六名を部署して其分擔を定め六月十三日根室を發す

此行元と他の用務を負へる軍艦に便乘せるものなれは其日數頗る短く僅々二十餘日に過きす是を以て各勵精事に膺らさるにあらさるも猶充分の調査を爲すこと能はす然れとも小官の見る所は北千嶋は或論者の言の如く甚た漁獵の利に富むものょあらす又亙寒居住ょ適せさるものにあらす即ち茲に小官見る所の實況を約言すれは

一風土氣候は能く移住に適す

一農業は主たる業となすへからさるも猶蔬菜類の栽培ょ差支なし

一貴重なる海獸即ち臘虎膃肭獸の如きは已に殆んど其跡を絶ち陸獸たる狐熊の獵業も亦永續の見込なし

一漁業は鮭鱒は所々の河流に泝上すと雖も其産額多からす漁撈の方法隨て小規模ならさる可からされは終に能く北千嶋の富源たるを得す其獨り將來利益あるものは鱈漁とす

此の外更に鑛物あり北千嶋は本來硫黄に富むと聞くと雖も巡回日子頗る乏しく調査の鑛物に及ふこと能はさりしを以て今之を除外するも猶前記のことく北千嶋は決して移住に望なき處にあらす況んや露國は現に力を此北千嶋群嶋の一なる占守と邇く相對する東察加の開拓に効たし已に著々其事業の進捗を現はすに於けるをや本邦亦正に國家の利益暨ひ其體面上北千嶋開拓の經營は一日も忽にす可からさるなり

而して報效義會の狀況果して如何ん彼は國家保護の下に於て事業を經營したるものなるも其成績未た觀る可きものなく且事務上整理を要する點なきにあらすと雖も既に數年來の經驗に基き其業務の端緒を啓きたるものなるが故に尙之に相當の保護を與へ以て其成績を擧けしむること亦北千嶋開拓の一手段たるを知る但其保護の方法は從來の如く直接なる可からすして宜しく間接なるへし而して間接護の法固より種々ありと雖も北千嶋開拓上定期航海を開くを以て最急要務とす惟ふに定期航海にして一たひ開始せらるゝに於ては啻に報效義會をして其處に賴らしむることを得へきのみならす又以て他の移民を招來するの道たることを得へし

又色丹土人を北千嶋に移住せしむへきことは曩に根室支廳長の意見を容れ廳議一たひ之に決せられたりと雖も小官の査察する所は未た其可ならさるものたるを認む

以上之を視察の梗概とす若し夫れ其詳細は錄して別冊に在り庶幾くは以て北千嶋の狀況一斑を悉すことを得ん而して其卑見に係るものは切に高裁を仰く乃ち電覽の便を計り玆に其添屬書類の要旨を列叙すれは

（一）千嶋巡視日誌

六月十三日根室を發し千嶋を巡回し七月六日根室に還りたる旅行の概略を日記す

（二）北千嶋諸嶋概況

今回實視したる所と從來の書類とに據り得撫嶋以北の地理沿革産物等を各嶋別に記す

（三）北千嶋諸嶋氣候

今回實査したる所及從來の書類並に報效義會の觀測表に依りて記す

（四）北千嶋植物

今回實査したるものを記す其採集植物目錄は札幌農學校教授理學博士宮部金吾に囑託し調査したる所なり

(五)北千嶋土人
今回實視したる所及從來の書類竝ょ色丹土人の談話ょ依りて該土人の歷史及風俗習慣等の沿革現狀を記す

(六)北千嶋業
北千嶋の漁況を概說し且現今漁業を營む場所の景況を場所毎に記す

(七)東察加漁業
東察加の漁業に從事する人、函館稅關、報效義會員等に就て調査し其概況を記し且參考の爲め聞きし所の談話を附錄す

(八)色丹土人ょ關する調査及意見
色丹土人は其舊鄉たる古守に轉歸せしむへしとは曩に一たひ廳議の決定せられたる所なり然るに小官今回巡視する所轉歸の得策にあらさるを發見したるを以て本書に於て從來土人救護の沿革及現狀を叙し轉歸の利害得失を論し最後ょ之れか處置に關する卑見を述たり

(九)報效義會に關する調査及意見
報效義會は政府の保護に浴したるものなるを以て小官巡視に際し充分其狀況を査察し將來の方針を確定するの必要を認めたるに依り本書ょ於て同會の前途を觀察し最後に之に對し將來執るへき方針としての卑見を陳せり

(十)英人スノー著千嶋列嶋編譯
本編は英人の著ょ係るも我千嶋の狀況を記する精細にして頗る參照に資するもの多かるへきを以て譯したるものなり

終に臨んて特ょ閣下に告く帝國軍艦武藏號艦長以下艦員諸氏は厚く小官等の一行を遇し且調査上各般の便宜を與へられ又巡回中隨員は夛な善く指揮ょ從ひ各其分擔の事項を調査して遺憾なからんことを期し時に端艇を放て幌筵海峽を渡り或は遠く北千嶋の端頭に位し人跡未た至らさる古守の荊棘を踏破して普く全嶋を一週し或は氷雪を履たて幌筵嶋の踏査に從ひたる等倶に艱難を凌き危險を冒して以て調査に勵精し各其勤務を盡せり

明治三十三年十一月十七日

北海道廳長官　男爵　園田安賢　殿

北海道廳參事官　高岡直吉

○

千嶋巡回日誌〔略す〕

北千嶋各嶋概況〔略す〕

## 第十章　北千嶋調査報文

# 第十章　北千嶋調査報文

## 北千嶋諸嶋氣候

北千嶋諸嶋の氣候は未た完全に調査したるものなし報效義會よ於ては水銀晴雨計、寒暖計等を備へ之れか觀測をなすと雖も其觀測の方法宜しきを得す是を以て之を基礎として其地の氣候を說く能はす僅に見聞する所に依り概略を記するに止むるのみ

**温度**　北千嶋諸嶋は何れも其面積廣からさるを以て嶋内多く海上氣象の支配を受くるを免れす而し て海水は陸地に比すれは温度の昇降少なくを以て常に其海水に圍まる、所の嶋地の温度も自ら然らさるを得す即ち夏の暑氣は甚た薄く冬の寒威は極めて強からす毎年野草の發生は消雪に伴ひ五月下旬に萌し溪間の如きは七月に至りて發芽するもの少なからす而して二三箇月間に於て生育を遂け九月下旬よ至れは早く革凋す故に府縣人の目より見れは冬季甚た長く春過きて直に秋よ入り殆んと夏なきの想あり冬季の温度比較上低からす報效義會員の言よれは古守嶋に於て室内にある酒、石油等の氷結せる現象は殆んと見たることなしと之れを本道上川地方の折々室内の酒、石油の凍合するよ比すれは其寒威の度推して知るへし故に北千嶋の嚴寒は卅八人の想像すそ如きものよあらさるなり

北千嶋諸嶋は北緯四十五度より五十一度の間にあり其南部に位せる得撫郡の諸嶋には尚琪瑞樹、千嶋櫻、白樺、笹、款冬等を生すれとも新知郡の諸嶋に於ては絶て之を見す色丹郡の諸嶋よ至りては



樹木は「ミヤマハンノキ」「ミヤマナナカマド」「ハヒマツ」柳「ヒメシャクナキ」其他小灌木を合せて僅に十餘種に過きす其狀況は府縣に於ける八九千尺の高山の巓に異ならす即ち南部より北部に至るに從ひ温度の漸次減するを知るへし

諸嶋の東岸は專ら北東より來る寒潮の洗ふ所なれとも西岸は南西より來る微弱なる暖潮の餘派を混せり因て西岸は東岸より温度稍高きもの、如し

風　春は風勢尚強く其前半期は風向一定せす夏は風向區區なれとも概ね南東及南西の風卓越し風力微弱なり秋は風向西乃至北西となり十月以後強風多く冬は概して北西風にして風勢強暴なり

各嶋強き海風を受くるを以て植物の生長不良なり「ミヤマハンノキ」「ミヤマナナカマド」柳の如き樹木も平地に在ては其高さ三四尺に過きす溪間に至ては僅に二三間に生長するものあるを見る占守嶋の如き地勢低くして深谷を成さゝる處よ於ては其高さ四五尺以上の樹木は絶て見る能はす

雨雪　雨は北海道本地よ比すれは甚た少なきもの、如し雨多き時期は秋にして雪は毎年十月下旬に降り翌年五月下旬に止む積雪は十二月以後にして其量風強き地は一二尺に過きされとも吹き集る地は二三丈に達し平均三尺許ならん平地の過半消雪するは五月下旬とし谿間の殘雪は七月よ至らされは融消せす

海霧　五月より九月に至る間に生し七月最も多し之を生するは軟風の際にて其風位の如何よ係はらすと雖も殊に南方の風に多く且濃厚なり而して風力加はるときは消散し概ね北西の強風によりて吹拂はるゝなり

海霧は海面よ生し陸に進み來ると雖も山を越へ風よ隨ひて概ね消散す故に嶋の半面は折々晴天にして天日の輝るを見る光を洩らさゝるも他の半面は折々晴天にして天日の輝るを見る

天氣　前に述へたる如く夏期は海霧多く冬期は荒れ易く晴天の日なしと雖も秋期は比較的快晴多し又四五月の交晴天少なからす

報效義會の氣象觀測　報效義會は占守嶋片岡に於て毎日午前六時、午後二時、午後十時の三回、氣壓、温度、風、天氣等の觀測をなすと雖も擔當者は其技術を有する人よあらす故に器械の裝置其所を得す觀測の法亦宜しきを得す觀測時刻の如き最も正確を缺けり故に他の石確なる觀測と比較對照する能はす（別に明治三十二年六月より三十三年五月に至る一箇年間の氣象表「氣象表は略し次に片岡及熊別の平均温度表を掲く」を掲けて參考に供す但し其氣壓は中央氣象臺より貸付せられたる水銀晴雨計に據りたれは器械は完全なれとも觀に誤謬あり温度は家屋内火力等の影響を受くる稍少なき處に於て測りたるものとせる温度表を添へあれど略す）

## 北千嶋植物

北千嶋に於ける樹木の種類は樹木灌木を合せて得撫嶋には二十五六種あり漸く北して漸く減し幌筵、占守に至りては殆んと其半はに過きす土人酋長ヤーコフの語る所よれは「イチキ」は羅處和嶋を限りとし「タケカンバ」は松輪嶋に盡き笹は計吐以嶋以北に生せすと云ふ

「タケカンバ」は南部の諸嶋に生し北千嶋列嶋中最大の樹木にして得撫嶋の溪間よ於ては高さ四間周二尺に達するものあり以て建築材薪材に供すへし「ミヤマハンノキ」「ハヒマツ」の樹林は諸嶋に於て廣き地積を占め其高さ平均三四尺よして溪間に入れは「ミヤマハンノキ」の高さ二間餘よ達するものあり重要なる燃料たり「ガンコウラン」は處々に密生し恰も絨緞を敷くに異ならす其上を踏て容易よ歩行するを得へし

草は樹木よ比すれは其種類多く且生育佳良なりと雖も之れを南千嶋諸嶋及北海道本地に比すれは其種類少なく且其生長も概して不良なり然れとも亦間々本地に産せさるものを見ることあり現に今回採集せるもの、内よも三種の創見種あり

總て植物は毎年五月下旬消雪の後發芽し花を開き實を結ひ九月下旬に至れは既に黄凋す故よ生育の時期は兩二ヶ月間に過きす

海岸にして風勢強き地は植物の生育概して不良なれとも山間にして風力弱き地は其生育稍佳良なり

（次に理學博士宮部金吾農學士川上瀧彌二氏の調査よ係る採集千嶋植物目録及ひ草圖あれとも略す）

## 第十章　北千嶋調査報文

我國に於て千嶋植物の研究を創めしは宮部博士にして明治十七年に擇捉及ひ色丹両嶋に於て植物を採集し其採品二百九十種を基礎とし外國人の採品よして據るへきものを網羅し千嶋植誌 The Flora of the Kurile Islands の著あり所載の品種實に三百十七種なり後宮部博士は鋭意列嶋植物の蒐集を力め年々其數を增加せり神保小虎、石川貞治、内田清、横山壯次郎、多羅尾忠郎、川上瀧彌、北原多作の採品最も多く兒玉亥八、田中壤、五十嵐修治、幸田成延、郡司成忠、常松晟、齋藤幸太、永富長藏、梶原重紀、神戸又吉等亦多少の採品ありて千嶋植物の仝數は六百種に上れり今回の採品は三十八科百五屬百四十四種よして内本邦に於ける創見種三外に新に千嶋植物誌に加ふへきもの三種あり而して採品中本邦内千嶋列嶋の外未た其産地を知らさるものにして和名なきもの九種あり宮部博士は一行の探撿を紀念せんか爲め高岡直吉及採集者相澤元治郎、栃内壬五郎、河野常吉と多年千嶋の拓殖よ盡せる郡司成忠の姓を取りて其九種に新和名を命せり即ち左の種類是なり

一、チシマキンポウゲ *Ranunculus* sp.〔千嶋毛茛の義〕毛茛科に屬する草木にして本邦創見の新種なり占守嶋に産す其根は纖細よして叢生し高さ四五寸莖葉無柄線形三乃至四葉輪生し長さ五六分幅一分許り莖葉よ微毛あり一莖上一乃至三の黄花を著く〔第一原圖〕

二、グンジサウ *Parrya macrocarpa*, R.Br. 十字科の多年生草本占守及得撫嶋に産す高さ二三寸根生葉針形疎に缺刻あり花莖頂十數花を攅簇す花瓣紅紫色なり〔第五圖原形〕

三、ァイサハサウ *Oxytropis nigrescens, Fischer.* 荳科の年生草本にして占守嶋に於て岩高蘭と混生す高さ一二寸根生葉奇數羽狀葉長さ一寸許り毛茸多し花莖上一二花を生す其大さ五分蓼筒上黑色の微毛多し瓣紫藍色甚た美なり〔第七圖原形〕

四、カウノサウ *Oxytropis* sp. アイザハサウに似たる荳科植物にして幌筵嶋に産す本邦創見の一種なり形アイザハサウより大にして高さ二三寸全體白毛密布し花莖上數花を着く蓼筒黑白の毛茸混生す花瓣紫藍色〔第二圖原形〕

五、トチナイサウ *Androsace villosa, L. var. latifolia, Ledeb.*〔栃内草〕櫻草科の小草よして幌筵及得撫嶋よ産す高さ一二寸根葉革質にして葉及花莖共に白色の微毛あり數花攅簇漏斗狀白色の小美花あり〔第三圖原形〕

六、ハマカンザシ *Armeria vulgaris, Willd.*〔濱簪の義〕磯松科の多年草にして幌筵及占守嶋よ産す高さ一二寸線狀にして一寸許りなれ根葉叢生す花苞紅色にして美なり數花攅簇して頭狀をなす〔第四圖原形〕

七、タカヲカサウ *Mertensia paniculata Don.*〔高岡草〕紫草科の一奇草にして占守嶋よ産す露國人嘗て同嶋に於て採集せることあり高さ三寸廣卵形にして毛茸多き數葉ゟ互生し數花を頂生す鐘狀よして紅紫色なり〔第六圖〕

## 第十章　北千嶋調査報文

八、ウルップシホガマ *Pedicularis versicolor*, *Wahlbg.*（得撫嶋塩釜菊の義）玄參科の多年草にして
得撫、幌筵及占守嶋に産す

九、アイザハシホガマ *Pedicularis* sp.（相澤塩釜菊）玄參科の多年草にして占守よ産す高さ三寸許
り根葉奇數羽狀にして長さ一寸許り裂中纖細なり唇形花密に穗狀をなす
新よ千嶋植物誌よ加ふべきものは左の二種なりとす

ウミドリ *Glaux maritima*, *L.*（櫻草科）捉擇嶋よ産す
シロバナヘビイチゴ *Fragaria elatior*, *Ehrh.*（薔薇科）色丹嶋に産す

## 北千嶋土人（略す）

## 北千嶋漁業

北千島列嶋は從來獵業を主とし漁業は僅に食料よ充つるに足るの收獲をなせしよ過きす明治十四年
栖原角兵衞始て得撫嶋床丹に鮭鱒の漁場を開き數年の後廢止し同二十四年柳田藤吉復た其地よ就き
鮭鱒の漁業を營み僅に其業を繼續せり同二十六年報效義會員占守嶋に移住し同二十九年以來稍漁場
を調査し今日占守、幌筵兩嶋中數個所よ於て漁業を營むと雖も其規摸尙小にして觀るに足らす故に
河川の漁業は其大略を知るを得るも沿海漁業に至ては漠然として尙詳かならさるもの多し
河川漁業は鮭鱒の族を主とす然れとも各島何れも幅員狹小にして大河を成さす故に數多の鮭鱒溯上
せす床丹川は得撫嶋第一の大川なれとも其一箇年の漁獲高は平均一百石を越へす別飛川も亦占守嶋
第一の大川よして其一箇年の漁獲高は二百石の上よ出る能はさるへし故よ今後尙河川の漁場を增加
し得へきを其收獲する所知るへきのみ之れを要するに北千嶋の鮭、鱒漁業は川に於てするも又其川
口の海に於てするも皆規摸を小にして之れを營むに外あるへからす若し一時の多獲を望み濫漁すれ
は則ち忽ち其繁殖を妨け其業を持續する能はさるに至るへし
沿海漁業に於て將來最も見込あるを鰒となす先年道廳に於て其調査を報效義會に囑託し該會よ於て
占守幌筵二嶋の近海を探檢せしも惜むらくは其調査精細を闕き報告完全ならす然れとも略は其沿海
鰒に富めるを知るを得たり又現に幌筵嶋口の出に出稼漁業者の談話によれは其沿海に於ては漁夫一
人に付一日拾束を釣るを得ると則ち鰒漁業は將來も望を屬すへきものたるや疑なし
鰒の外稍多き海魚は鱈、大鮃「カジカ」「アブラコ」「カマス」等とす概して得撫より温禰古丹に至る
諸嶋の沿海は魚類少なく幌筵嶋以北は魚類多きもの、如し
貝類は北寄貝、日和貝、最も多く海藻は昆布、若布、海苔の類に富めり其外蟹、章魚、海膽等多し
現今幌筵嶋港よ於て海膽を採り雲丹の製造を試み居れり他日移民增加し交通の便開くるに於ては今
日棄て、顧みさる處の魚藻も亦少産物として採取せらるゝに至らん
北千嶋諸嶋に於ける漁場は左の如し

## 第十章　北千嶋調査報文

得撫床丹　根室の人柳田藤吉の漁場にして年々漁夫十二三名を遣はし鮭、紅鱒を合せて七十石乃至百二十石の收獲あり

幌筵ペットボ　幌筵嶋の南岸にありペットボ沼の水流れて武藏灣に注く出稼の色丹土人其川に於て紅鱒を漁し明治三十二年千三百尾を獲たり

幌筵嶋シーペツボ　ペットボの北東凡二里、嶋の東岸にあり河沼ありペットボより稍大なり明治三十一年報效義會に於て試漁し鱒五十八石を獲たり同三十二年人員七名引網一統を用ひ紅鱒、鱒、鮭合せて三十三石を收獲せり

幌筵嶋熊川　トルキーの北嶋の東岸よあり明治三十一年報效義會に於て試漁し鱒五十八石を獲たり同三十二年報效義會員等七名出張して漁舍を設け引網一統を用ひ鮭二十五石を收獲せり本年は鱒、鮭、鱒、を漁する見込なりと

幌筵嶋加熊別　嶋の西岸にあり明治三十一年試漁し同三十二年鱒十五石を收獲す本年は海膽を採り雲丹の製造を試みる計畫あり

幌筵嶋港　嶋の北岸村上灣の西にあり明治三十二年函館の人成田金太郎報效義會と契約し漁夫凡二十名を伴ひ來り鱒、鮭、鱒を漁す收獲詳かならす本年は僅かよ數名の漁者ありて鱒を釣るのみ

占守嶋片岡　報效義會本部の在る所にして漁族多からす僅かに會員の食料を目的として漁獲するのみ

占守嶋別飛　片岡の北西三里にあり別飛川よ於て漁す明治二十九年以來の漁場にして紅鱒を主とし鱒、鮭「オショロコマ」之れよ次く一箇年百石乃至二百石を收獲す

占守嶋及川　片岡の東にあり明治三十一年始て試漁し同三十二年鱒二十六石を收獲せり

占守嶋中川　片岡の北東凡六里にあり明治三十一年探撿し同三十二年鱒、鮭合せて三十八石を獲たり

鱒の望みある漁場は未た鮭、鱒漁場の如く判然せす、本年報效義會に於ては三艘の帆船を以て此漁業をなす計畫にして先發の一艘は六月三十日占守嶋に到着せり惜ひらくは本年着手の季節稍後れたるもの、如し

（漁場、漁舍、漁族、漁期、漁夫、漁具、製造、木材、薪炭、交通、番人、衛生、海藻、沿革、產卵場、貝類等各漁場に區別し之れを詳よしあれを略す）

占守嶋狩獵　昨年は當所に二名越年し十月より本年三月までに狐六十頭、鷲四羽、海豹五頭を獲たり、狐狩は十一月より翌年一月迄を好期とす、其後は積雪多くして困難なりと云ふ

東察加漁業

## 第十章　北千嶋調報文

沿革（略す）

漁業者　露國政府は自國人の外は東察加の漁業權を許可せす而して其許可を得たる露人の内自ら漁業を營むは唯「シールスキン」會社のみにして其他は皆密かに日本人に轉貸して貸料を得るを目的とするもの、如し今日本人よして漁場を借り出稼きするものを擧れは左の如し

東察加漁業事務所（函館大町）前項に記する如く齋藤豁三郎か露人ブリーネルと契約する所よして初は資本金を十二万となしブリーネルは資本を出さす又齋藤は元來薄資にして獨力業を營む能はす故に函館産業會社に相謀り茲に東察加漁業事務を設け東察加よ漁業をなすこと、せり齋藤とブリーネルとの契約は之れを知るを得すと雖も其契約期限は明治三十二年より向十箇年にして純益の幾分をブリーネルに配當する約なりと云ふ（本項福原金一郎談話參照）

蛯子太郎左衛（渡嶋國錢龜澤村）明治三十二年阿部茂惣八なるもの露人ジフコーフより借る所にして帆船三艘を遣はし漁業をなす計畫なりしに蛯子太郎左衛門更に之れを借り本年より漁業に着手せりジフコーフとの契約は之れを知らす蛯子と阿部との契約はクロノツク、チヤジミ二箇所にて借賃千二百圓とし尚多額の漁獲あるときは謝禮をなす約なりと云ふ

福本某外數名組合　其歷詳かならす某露人より漁場を借り其借賃として收獲物の一割三分を漁場主なる露人に與ふる約束よして本年函館にて鮭百石よ付八百圓よ青田賣をなし諸準備を整へて出發せりと

以上今日確實なる漁業者と認むへきものなり其外帆船の東察加に出漁せるもの凡二十艘ありとも多くは確實なる方法よらさる者の如く中には函館の希臘教信者にして先年宣教師の紹介狀を持し薩哈嗹嶋に赴き漁場を特許せられたる前例を賴み復た紹介狀を持して東察加よ赴きたる者ありと云ふ

漁場　東察加の東岸は該半嶋を横斷する所の山脈の傾斜急よして平地乏しく大河なし稍北に至りて東察加川の如き半嶋第一の巨川あれとも其地に漁業權を得たるは唯「シールスキン」會社あるのみ本邦漁業者の出稼地にあらす而して該川以南は大河なきを以て鮭、鱒族の好漁場少なく蛯子太郎左衛門の出漁せる　チヤジミ、クロノツク東察加漁業事務所の出漁せるアサチヤの如き皆本年始めて着手せし所なれは未た漁況の如何を知る能はすと雖も好結果を得るは恐くは困難ならん

東察加の西岸は山脈の傾斜頗る緩慢にして丘陵となり高臺となり海岸は多く平坦の砂地となれり地勢斯の如きを以て大河多く鮭、鱒族の遡上夥しくヲセマヤ、キシカ（又ホルシヤと云ふ）コンハコバヤを目的地として赴きたる漁業者少なからす、オクルコモナ其他有望の漁場甚た多きもの、如し本年東察加漁業事務所の出漁せる場所はウツチクヒルよりヲクルコモナに至る凡百海里の間にして其漁場七箇所あり又帆船にてキシカ又はヲセマヤを目的地として赴きたる漁業者少なからす

魚族及漁期　東察加地方に於ける鮭、鱒の種類及季節左の如し

「ジエーチヤ」函館にては「鱒ノスケ」と稱する鮭よして其形大なり解氷と共に群來す然れとも海上荷流氷の憂ありて航行困難なるを以て本邦より出漁すること難し

「クラスナイ」即ち紅鱒にして七月初旬より河よ遡上す

「ハイコウ」鮭の一種よして「クラスナイ」と同時よ河に遡上す

「ケージス」即ち秋鮭よして八九月の交群來す其終期には風浪の爲め航海危險の患あり

漁獲　漁具は建網曳網の二種を用ひ其規摸の大小一ならす東察加漁業事務所に於ては建網を用ひ一統に付漁夫二十名乃至二十五名を使用し蛇子太郎左衛門は曳網を施し一統に付漁夫三四十名を使用すると云ふ

從來の經驗に據れは漁獲高は漁夫一名に付鮭鱒族八十石乃至百石を收獲し得るものゝ如し故に本年の出稼漁業者は皆之れを標準として豫算をなせり然れとも是迄經驗せる場所は何れも好漁場を撰ひたるものなれは之れを以て一般を推すへからす蓋し最良の漁場に於ては實に漁夫一人に付百石以上の收獲あらん然れとも本年の如きは早計より從來經驗なき場所に赴きたるもの少なからされは中には意外に不良の場所ありて失敗を招くものなきにあらさるへし

航海　東察加の東岸は斷崖絶壁多くして風濤を避くへき港灣に乏しく西岸の地方は概ね遠淺にして漁船は二三海里の沖に投錨せさるへからす加之精細なる海圖なきか爲め航海甚た困難なり故に出稼漁業者か運搬の爲め船を雇はんとするも喜て之れに應するものなく強て之れを雇へは殆んと普通に倍せる賃錢を拂はさるへからす現に本年雇漕船賃を聞くよ蛇子太郎左衛門の雇漕船北州丸（噸數六百二十八噸）は一日に付第一回の航海には三百三十圓、第二回の航海には三百七十圓又東察加漁業事務所の雇漕船伊吹丸（噸數六百四十二噸）は一日に付第一回の航海三百圓、第二回の航海四百七十圓となす又頼朝丸（噸數六百四十二噸）は一箇月雇賃九千圓の外に雇主にて石炭を支辨すると云ふ乃ち運搬費は漁業者に取りて經費中最も重きものなり

「明治三十二年函館東察加間船舶調は略す實業者か參考せんとするに年々最近の調査を要すへし」

福原全一郎談話（七月十八日）全一郎は東察加漁業事務所員にして本年東察加に赴き歸り來れる人なり

一露人ブリーネル（浦塩斯徳の紳商）なるもの先年東察加にて漁業權を得たり函館の人齋藤豁三郎之れと共同營業の契約を結ひしが資本乏しきを以て函館產業會社に謀り其社員と共同營業をなすことゝなり茲に東察加漁業事務所を設けたり初めブリーネルと齋藤との契約は資本金を十二万圓とし各其半數を支出する筈なりしか其後契約を更めブリーネルは資本を出さすブリーネルの名義の下よ漁業を營み純益の幾分をブリーネルよ配當することゝなり漁場借用の期限は十箇年なりと

云ふ

一明治三十二年試漁の爲め帆船觀陽丸（七十二噸）長榮丸（六十二噸）の二艘を東察加に遣はしたるに觀陽丸はウヲロスコイ（地圖にボロツフスキとあり）に於て多量の漁獲あり長榮丸は時期後たるか爲め漁獲せずして歸せりと雖も東察加漁業の見込十分なるを以て明治三十三年は西海岸に於て七箇所漁業をなす事となせり（其地名、網數、漁夫の數、營業稅、手數料等細記しあれとも略す）

一西海岸にて漁場ある地方は山嶽なく地勢内部に潮昇し遙かに高山の聳ゆるを見るのみ樹木は岸邊には樺、赤楊等あれとも其高さ六七尺に過ぎす内部に入れは大木に乏しからすと云ふ雪は六月中旬東海岸には尚二三尺ありしも西海岸には積雪殆んと無かりしと

一西海岸には處々數戸乃至二十戸の土人部落あり何れも川口を距る四五里の處なり蓋し川口は土地低く冬期荒浪打ち寄するを以て住居に適せさるに因るならん家屋は丸太組よして漁業をなすよは專ら簗（ヤナ）を用ふ性質甚た温順よして時々馬に騎し我漁場に來訪し宿泊せしめたる事ありしに彼も亦祭禮の時我出稼者を招きて撫應する等極めて親切なりき

一東察加の西岸には良港灣なく中秋以後は航海甚た危險なり、夏期海霧多し潮汐の干滿甚たしく建網の使用にも往々不自由なる事あり、風浪荒きときは漁船は避けて古宇嶋邊へ避難せさるへからす

一漁夫は津輕、江差、福山地方にて募り又函館よても少しく雇入れり一漁期即ち六月より九月迄の給料は平均一人よ付三十五圓とす大抵前金として半額を渡し殘り半額は解雇の際渡す約なり、外に收獲物九一の手當を與ふるを以て一人得る所は合計七八十圓に達するならん

一東察加行漁船の雇賃は伊吹丸（六百四十二噸）は一日に付第一回の航海三百圓、第二回の航海四百七十圓なり賴朝丸（六百四十二噸餘）は一箇月九千圓の約束よて石炭一晝夜の航海に十三噸を要す）は雇主より支辨す

色丹土人に關する調査及意見（略す）

報效義會に關する調査及意見（略す）

英人スノー著千嶋編譯（本文略す）

附錄

概論－千八百七十五年（明治八年）日本か樺太嶋を露國に與へ其代りとして北千嶋列嶋を得たりしは之を政治上より見れは甚た賢なりしか如しと雖も然れとも經濟の點より之を觀察すれは日本は實に莫大なる損失をなせるものと云ふへし樺太嶋よは貴重なる鯨魚鱒海藻及其他の水產物を產する夥し此等は日本人か多年間探察し來りし處よして此他鑛物木材毛皮等の產物あり

斯時日本人に知られし所よ憑れは北千嶋列嶋よりは此種の物産殆んどむるなく木材は皆無よりして耕作は氣候不順の爲め嚮望なく而して漁業又た甚だ成算なかりき此處には多少の硫黄鑛あれども現在之を採掘せんとすれは収支相償はす諸嶋の主價は臘虎及臘鮪獸獵にあり然れとも両國交換の當時に於ては臘鮪獸か蕃殖の目的を以て千嶋列嶋に來遊すること判明せさりき而して日本人か臘鮪獸の千嶋より存在することを知りしは千八百八十一年（明治十四年）著者か此獸の蕃殖場を千嶋に發見せし時以後よあり（多年古魯米商會の頃に在て臘鮪獸は千嶋列嶋よ於て僅に之を獵へしと稱せられたり）

千嶋よ於ける臘鮪獸の蕃殖地は摺戸岩、雷公計嶋及牟知岩の三處なりき十一年一万二千頭乃至一万五千頭の臘鮪獸は各摺戸岩及雷公計嶋よ來り約二三千頭は牟知岩に來れり而かも今日に於て此動物は以上の處を合せて單よ百頭來れるのみ彼等は日本及外國の狩獵者か此れ等の蕃殖地に於て老若の區別なく濫獵を逞くせしを以て殆んと獵盡せり漸次其姿を減するに至れり

千嶋に於ける臘鮪獸は六月初めて移來す雄獸先つ來りて蕃殖處の位置を定め雌獸は六月下浣よ來るもの僅少にして其多數は七月初旬中に移來するものなり蕃殖場よ到着するや雌獸は直に一幼兒を擧く而して三日乃至五日の後再ひ交尾す故に胎兒の母體内に宿する期間は三百六十日なり臘鮪獸は十月末乃至十一月初旬よ至るまて蕃殖地に止まり降雪を見て奔竄し去るなり

雄獸中勢力あるものは七頭乃至二十頭の雌獸を擁ふ雌獸か蕃殖場よ上陸する頃に於て雄獸は互に相爭鬪す雄獸の若き獨身者は體質羸弱にして爲めに驅逐せられ弱年者のみ一の組群をなす而して蕃殖期を過くれは嫉妬心去り又再ひ他獸の群よ合するに至る

雄獸か六七歳に達し充分成長したる時は體長殆んと七呎體重約四百英斤あり或る成獸に至ては初期彼等か非常に肥滿せし時に於て恐くは以上の斤量に二割五分を増加するなるへし充分成長したる雌獸は長さ殆んと四呎半而して體重平均八十五英斤あり

雌獸及幼兒の叫聲は甚た能く綿羊の啼聲よ類せり故に之を「海熊」と稱せんよりは寧ろ「海羊」と稱するの至當なるを覺ゆ彼等は綿羊の如く集り綿羊の如く逐はれ又綿羊の如く叫ふ彼等は彼等の熊に類する點毫末もあるなく臘鮪獸の肉は適當に調理すはれ甚た美味なり然れとも脂肪強く且つ臭氣あるを以て悉く之を去らんことを要す之を以て日本人の謂ふ所に據れは斯肉は強烈なる催淫劑なり其香は鹿肉に髣髴たり鹿の日本異名は「山臘鮪獸」なり臘鮪獸の肝臓心臓及舌片は其香綿羊のものと全く相似たり臘鮪獸獵は現在四五艘の獵船に依て春季日本海岸の沖合よ於て營まる各船は一万二千頭より二万頭を獲、狩獵區域は海岸を距る二十五乃至百五十浬なり

若しそ海驢よりして使用さるへき途ありとせは千嶋列嶋には其材料甚た多し列嶋は實に世界中海驢蕃殖地の最大なるものを保てり十八箇所の蕃殖場に於て少くも一万頭の海驢は各季に於て移來す海驢と臘鮪獸の性質は殆んと相一致せり雌獸は幼兒一を擧くるに止まる而して産卵期は六月にして母獸

は幼兒と共に十二箇月を經過するなり老雄獸は六頭乃至十頭の雌獸を妻とす若雄獸は逐ひ拂はれ雄獸間の爭鬪は雌獸の爲め屈々行はる海驢の幼兒は膃肭獸の幼兒に比すれは初めて水中に入ること早し蕃殖期の初期に於て充分に成長したる雄獸は體重千二百英斤乃至千五百英斤あり而して充分に成長したる雌獸は之に半はす雄獸は長さ十乃至十一呎而して肩の周圍に八九尺の帶を有す

海驢皮は甚た劣等の鞣皮となる其の容積の大なるに比すれは油分少く其脂肪層は軟骨質なり雄獸の長き頰鬚は長さ二十乃至二十二吋にして支那人の賞用する所なり支那人は之に止まらす又此獸の膽嚢、睪丸及陰莖骨を藥用に供す大形の犬齒は時には殆んと四吋に達し其質象牙に類し時としては日本人之を彫刻して根付に製す

海驢の肉は格段に宜し脂肪に至ても膃肭獸又は海豹の如く嗅氣を帶はす肉質粗なるも柔軟にして水氣多く容易に消化せさる故に之を以て良「スープ」を製するを得

海驢は天然多くの讎敵を有するなるへし然らすんは其數忽ちに增加して膃肭獸を凌駕せさるへからされはなり其幼兒は膃肭獸の幼兒に比すれは初めて水中に入るの期早し而して膃肭獸に比し遲鈍にして不活潑なるを以て鮫及鯱に殺さるゝ數恐らくは夥しかるへし

縱し海豹の多數が千嶋列嶋に棲息すと雖も此の獸の狩獵は決して利益あるにあらす何となれは其商業上の價値甚た尠少なれはなり一海豹は能く己れに四五倍の體積を有する海驢に比し二倍の脂肪を保つ此獸は六月分娩し一腹に一兒を產す彼等は蕃殖場に群集せす雌獸は普通單身にして其幼兒を擧けんか爲めに低岩又は崖礁或は波打際に匐上す而して幼兒は生後間もなく水中に入る一夫は多妻を有せさるか如し天氣晴朗なる時は此獸の十數頭か水に洗滌され又は僅に水面に露出したる岩礁上に臥息するを見ること屢なり之に近けは彼等は直に水中に轉落し次て周泳し而して小舟に近く突進し來る毫も恐怖の念なく其狀恰も彼等の好奇心を滿足せしめんとするもの、如し彼等は進行中海中に沒却し數分秒時を經て再ひ海面に顯出す此獸の海中に入るに當りては殆んと何れの時に時ても先つ尾端より沒入すれとも海驢膃肭獸及獵虎等は之に反して頭部先きにして水中に潛入す

海豹は普通聲を發せす然れとも時々音響を洩らすことあり而して此の音響たるや單調なる短き吠聲にして恰も犬聲を聽くか如し

海豹の肉は甚た暗黑にして粗肉なり而して脂肪甚た强し又此獸は多量の血液を保有す

蕃殖場の荒廢さる、間に臘虎は著しく其數を減し現在全千嶋列嶋に沿ふて捕獲さる、もの僅に七十乃至八十頭に過きす臘虎は千八百七十三年（明治六年）以降斷へす狩獵されたり而して之を狩獵するもの多くは外國船なりしも千八百七十四年（明治七年）以來日本人亦此動物の價値あるを知り海岸に於ける獵場より或は爾後に至り日本國旗を掲けたる風帆船より之を狩獵するに至れり

縱し倫敦市場に於て臘虎の皮は其品質により十五磅乃至二百十磅の價値を有すと雖も此の動物は著

しく其數を減し且獵者か之に接近すること漸く難く船舶より之を狩獵するも經濟に適せさるに至れり

現在千嶋列嶋よ於て膃肭獸及膃虎の數甚し〳〵減したりと雖も若し日本政府よして適當の保護方法を執りたりせば必ずや今日の如くならすして其の蕃殖地は保存せられ日本政府の永久なる財源たりしならむ日本政府自身及其役人を責むるの外誰れにも之を責むへからす漸次日本政府は海獸保護の必要を感し來れりと雖も日本人は外國人をして此狩獵業を管理せしめ或は其顧問として傭聘し又は外國人よ其狩獵權を允許し又は外國人をして日本人と共に斯業を營ましむることを欲せさるを以て露西亞と經濟上の損失をなして交換したる唯一の財源を永久に棄却したるものと云ふへし外國人の扶助或は忠告なくして日本人は此職業を營むこと能はす彼等は屢々此職業を試みしも其結果は常に失敗に終れり

千嶋列嶋の膃虎は格段よ美麗なり倫敦市場よ出る最美の毛皮は多く此地に産するものなり此の動物の最好狩獵地は海藻繁茂したる岩點或は隆礁附近にあり列嶋の緣端及太平洋沿岸には膃虎却て多しオコック海沿岸即西北側には尠し此理由は恐くは太平洋は沿岸冬期間は風下にあり且つ流氷よ閉塞さるゝの憂なく夏期に於ては海霧充ち之を狩獵し難きに由るなるへし

膃虎の食物は主として海膽、蟹、海林檎等よして此等は列嶋到る處に充ち殊に廣大なる海藻叢中にあり此上に於て若し妨害するものあらされは膃虎は此處よ横はり波浪のまい々々搖らるゝことを好む

一度狩獵を中止せし後膃虎は海藻中に群集するに至れり以前は二十頭乃至百頭以上の膃虎群を見ること普通なりしと雖も現今は十二頭の群を見ること稀なり

狩獵期間膃虎は海岸を離れて遠き沖合即ち陸地を距る五浬乃至十五浬の處にあり彼等は暴風に際會すれは海藻叢に來る而して夜に及んても亦此處に來り未明に再ひ遠洋に向て去る

膃虎は一夫多妻ならす雌獸は普通一腹に一仔を産す然れとも時よは二仔を産することあり著者は嘗て膃虎の屍體より二胎兒を獲たることあり膃虎は其仔を産せんか爲めに陸上よ上ることなく普通は海藻叢を求めて其中に産兒す然れとも時に幼兒は海藻あらさる海中にて生まるゝことあり雌獸は甚た幼兒を愛す而して之を狩獵すれは母獸を殺され或は甚しく負傷するか又は屢々潛入する爲めに幼兒か溺死するよ至るまては件の幼兒を自身の躰より放つことなし其海中よ沈むや母獸は頭後の皮を咬へて幼兒を携へ海面にあるときは母獸は幼兒を其胸上に載せて仰游す此狀態は水上よ於ける膃虎の普通の位置なり

膃虎は格段なる產兒期を有せす何れの月に於ても幼兒を見ることを得懷姙期確かならす又雌獸か何歲よ至りて始めて分娩するに至るやも知れす膃虎は生擒して之を飼ふ能はす故よ其性質及生活の歷

## 第十章　北千嶋調査報文

吏を知る能はす膿虎の叫聲は猫の叫聲よ酷似す然れとも少し鋭し幼兒を伴ふ母獸を狩獵するとき母體か何れにあるかは幼兒か絶へす叫聲を發するより容易に之を識ることを得

膿虎は普通太平洋側に於て三隻の小舟を有する「クーナー」より狩獵さる各小舟には獵手か合せて五六人乘組む而して此の獵手は小舟の舳に立ち獵銃を以て海面を見張る天氣晴朗なる時は小舟は未明に母船を離れ列をなして進む若し膿虎を見たるときは合圖を與へ三隻の小舟は膿虎を圍んて互に三角形をなす各舟の距離六百乃至八百碼なり膿虎か呼吸せん爲めに海上に顯るゝや最も近き小舟より射撃せらる而して若しも膿虎か直に沈まさる時は他の小舟より射撃す膿虎若し海中に沈むや否や三隻の小舟は忽ち其位置を變し再ひ浮き上り來る膿虎を包圍す膿虎か疲勞し其潜匿する時間短少となるや小舟は彼等の距離を減し早晩膿虎は射殺せらるゝなり

天氣靜穩よして海面充分平滑ならさるへからす然らされは膿虎を狩獵するに難し膿虎は狩獵さるときは其身體の大部分を海中よ沈め僅に其鼻端を水面よ露はすよ止まる故に之を發すること甚た困難よして且つ之を狙ふ時に當て銃口を向くる面積甚た小なり然れとも屢々一發よして殺さる但し強くして狡猾なるものに遇ふときは之を獲るに一二時間を要するなり或る時著者は膿虎を追究すること二時間に及ひ其間に殆んと四百發の銃丸を發せしを見たり膿虎は時として過て端艇の附近に現はれ驚き慕地として鮭魚の如く數秒時毎に海面を破りつゝ逃れ去る最も近き小舟は之を一直線に追撃す



而して膿虎か波を破ると同時よ屢々發砲す他の二隻の小舟は此舟の両側より之に從ひ約六百碼後へにあり膿虎は遂よ引き還して後よ向ひ後二隻の中間に來たる遊戲者の爲めには膿虎獵は實に壯快なる業なり膿虎を獵するものは熟練したる銃手ならさるへからす加之膿虎狩獵者は非常なる判斷力と強力の眼と敏捷、忍耐、冷頭其他膿虎の性質に關する智識及ひ強軀幹を有せんことを要す膿虎獵に非常なる興味を與ふる處のものは各小舟の競爭なり各獵手は各自膿虎を獲んことを欲すと雖も而かも適當なる位置以外よ進む能はす而して縱し適當の位置に在るも發砲すへからさるときに發砲すれは他舟をして機會を失せしむ故よ獵手は全收獲の割合よ從て支給せられ決して各手自身に獲たりし數の多寡に準せす

千八百七十三年〔明治六年〕以降此の太平洋沿岸殊よ千嶋列嶋附近に於て膿虎獵に從事する船舶五十二隻ありき一年殊に多かりし年は十二隻なりき此等の或るものは桑港より他のものは日本より來れり此等五十二隻の中十三隻は破船して其乘組員悉く死せり〔此太平洋沿岸に於て十隻而して三隻は他處に於て〕他の十七隻は太平洋沿岸よ於て破船し十二人の乘組員を失へり五隻は露國巡洋艦の爲めに捕獲沒收せられ殘れるものは十四隻なりしか其後減して今日に及ひては僅よ三隻となれり之等の中二隻は日本船よして他は外國船なり膿虎獵に用ゐる船舶は普通三十五噸乃至百噸の「スクーネル」にして二十人乃至二十五人の水夫を保つ

## 第十章　北千嶋調査報文

臘虎の成獣は長さ約四呎重約六十乃至七十英斤毛皮は體に在て非常に緩和よして本框よ釘付となし
て之を張り以て乾燥せしめたるものは長さ八十五乃至九十吋にして幅三十二乃至三十六吋あり而し
て尾の長さ約十吋なり

「アリウト」人及其他の土人狩獵者は臘虎の皮を丸剝きとなす即ち後鰭足及肛門を通過して皮を切開
して後頭部に向て徐々に剝き終る而して脂肪を去り之を張て乾燥せしむ白人は尾端より腹部に沿ひ
下唇に達して之を縦よ割き而して前足及後足に及ほし以て剝皮す次て其れを擴けて平に張り詰め然
る後脂肪分を除き天日に曝して刮削し殘油を出來得る丈去らしめ充分乾燥して白色となるまて框上
に張置く而して此の毛皮は打撲かれ此の狀態に於て倫敦市場に送らる

臘虎の肉は甚た強臭よして文明の食膳に適せす然れとも北方人種の多くは他肉よりは多く之を嗜む
擇捉及國後二嶋よ於て千嶋交換前日本は既に千嶋の大なるもの及貴重なるものを占領したり毛皮を
獲ん爲めよは此等の諸嶋は現在餘り必要ならすして單に僅少の熊狐或は時に臘虎を獲るに止まれり
以前よ臘虎は擇捉海岸の沖合に甚た夥しかりし而して凡へて他の諸嶋に於けるよりは此の一島に於
て却て多數の臘虎は獲られたり彼等は不斷の狩獵の爲めに殺され或は驅逐せられたり
此等諸嶋の價値は漁業にあり凡へて諸嶋の河川及湖水は鮭鱒を以て充たされ沖合には鱈、鰊、鰛、
オヒヨウ」及ひ他魚よ富めり

鮭鱒漁業は擇捉及國後に於て可成盛よ行はれ非常に多く捕獲さる之を粗末よ鹽藏して而して南方よ
輸送す一鮭鱒罐詰處は紗那に立てられたり擇捉よ於ては多少の鱈を獲へしと雖も此の嶋にては殆ん
と鮭鱒を捕獲することのみを務む

國後及蝦夷よ於ては鰊及鰛多量よ獲らる而して之は食料よ供せらるゝよあらす之等魚類の數
百噸は漁獲せられ之を煮沸して油を搾り其粕を取る油は外國に向て輸出され粕は南方に送て肥料と
なして販賣せらる「オヒヨウ」鱈、魴魚、板魚「キウリ」等は夥しと雖も彼等を漁せんとするもの
殆んとあるなし或る期節間得撫に於ける一二の水流に於て鱒魚行はる

實際上より述ふるときは得撫及温禰古丹間よ於ける千島諸嶋中に於ては一の魚類なし崛筥及占守近
海には鱈「オヒヨウ」及其他の魚類に富み水流は鮭鱒を保てり然れとも之れ等諸嶋は今日まて放擲
され來れり

列嶋に於て臘肭獣及臘虎獣は此後之を行ふに最早實際價値なしと雖も此處には尚起すへき多くの產
業あり若し此等を適當に爲さは大利得を生するならん　（農學士高岡直吉氏報文）

## 第十一章　開墾の方法

北海道は尚ほ未開の原野多し之を開くよは重もに府縣より移住する人々の力によらさるを得す、されど府縣と本道とは風土同じからす殊に移住者の多くは開墾の業に慣れす若し移住の初よ誤りて無益の手數を費し資本を失ひ見込通の收穫をなすこと能はさらんには其の困難は實に少からざるべし因て移住者の決心、小屋掛け、開墾耕作の事より風俗、衞生、簡易調理の事に至るまで其の概略を記して移住者開墾の枝折よ充つ始めて未開地に入りし人之を讀み兼て其の地方にある先移住者中老功なるものに就きて聞き糺し勉勵從事したらんには庶幾失敗なきを得ん

**移住者の決心**　如何なる事業にても之を成し遂ぐるには隨分骨折れるもれなれば最初より堅き決心を以て撓まず倦まず之に從事せさる可らず況して移住者が久しく住みなれたる故郷を去り遠く北海道に移り交通不便の地よ入り開墾をなすは容易き業よあらさるが故に一際堅き決心を要すべし今日石狩、渡嶋、後志、膽振、日高等の國々には立派に開けたる村落も多けれど其の原因を尋ぬれば初は皆交通不便よして草木生ひ茂り甚だ淋しき處なりしを先の移住者が種々の苦勞を忍ひ困難を耐へ奮發勉强して之を開き以て今日の樂しき住所を作りたるものなり、されば此後の移住者と雖も同樣の精神を以て開墾に從はさるべからざるは言までもなき事なり北海道の仕事は府縣に比ぶれば利益多しと雖も其の利益は正直に勉强して得らるべきものにて輕薄なる怠惰なる人よは得らるべきもの

よあらす故に定りたる目的もなく万一の僥倖を希ひて彼方此方と迷ひ歩く人は必ず失敗に終るべし此類の人は是迄の移住者にも少なからず仕事を變へ居所を換へて迷ひ居る内に持ち來りし資本は皆費ひつくし仕事は一ツ成し遂けす其の上「山師とか」「氣の定らぬ人」とか評せられて終よ世人に疎んぜられ身の立場もなきに至るなり

行末に樂しき目的を持ち堅き決心を以て開墾に從事するときは自然よ勇氣も出で勉強忍耐の心を生し色々の困難に逢ふも容易く之に打勝つを得べし數年を經て開墾の業成るの後は一廉の土地は立派なる耕地となり穀物も蔬菜も豊かに育ち生計よも餘裕を生し草小屋を改めて柾屋を建て庭に植ゑたる草木も實を結ぶなど其の愉快甚だ大なるものあらん假令稍々肥沃ならざる土地にても肥料を與へ耕作に注意せば肥沃の地に於ける怠惰なる農家に優る生活をなし得べし其の上自分の開きたる土地は子より孫と代々相傳へて「此畑は我が先祖の開き給へる所、此樹は我が先祖の植ゑ給へる所なり」と言囃され其の功は行末永く殘るべし

居小屋の事　〔一〕位置　移住者か未開地に入れば先づ居小屋は一度之を造れば更に他所に移すこと難きが故に能く注意して其の位置を撰び定むべし其の位置は土地の模樣により豫め定め難きも成るべく高く乾きたる處にして且つ飲料水を採るに便利なるを良しとす低く濕りたる地は衞生に宜しからざるのみならす洪水よ浸さるゝの憂あり又成るへく其の地の中央若くは中央より後部に定るときは仕事の上に都合宜しかるへし尤も團結移住者なとにて繁け々々顏を見合ひ諸事相談し互に慰むるなとの便利を望まは適宜相近よりて居小屋を作るもよし

〔二〕材料　普通小屋掛に用ふへき樹はヤチダモ、イヌエンジュ、シコロ、アカタモ、ハンノキ、カバラヤナギ等にして草はカヤ、ヨシ、クマサヽ、ナヽ、ツバ、ボーナ等なり此等は大抵貸付地内にあるも場所によりては他より運はさるへからす釘繩莚の類に豫め賙求むへし

〔三〕構造　移住農民の居小屋は「掘立小屋と云ひ」地を掘り丸木を建て、柱となし之に桁、梁、楹等を渡し草を以て屋根を葺き四方を圍ひ床に板を敷くを普通とす其の大さは家族の數なとより同しからすと雖も七坪半（二間半に三間）より十二坪（四間よ三間）迄のもの多し移住の時期後れ開墾の時期迫りたるときは（拜み小屋）と稱する簡便なる小屋を造るをよしとす其の形は下圖に示すか如きものにて中央及ひ兩端に一本宛柱を立て其の上に梁を渡し左右の地上より其の梁に勾配を急よ丸木を立て掛け之に横に丸木を結付け又前後の二方は眞直よ丸木を立て横に丸木を結付けカヤ、ヨシ、サヽ、又は木皮を以て葺き覆ふなり但し冬期草を得難き場合は割木筵等を以て覆ひ四五月の頃に至りヤチダモ、シコロ等の木皮を剝き又はサヽを刈り又は野の枯れ草を採りて

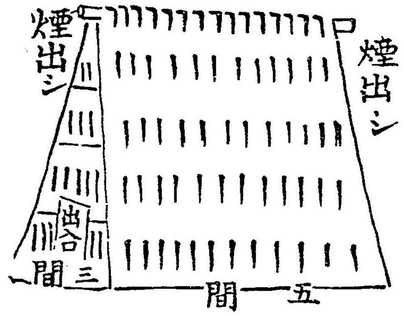

修繕すへし總て未開地は濕氣多くして種々の病氣を誘起し易きか故に床は必す板を敷くへし若し已むを得さるときは一時ヨシ、カヤ、サヽ等を厚く敷きて濕氣を防くへきも一日も早く板に取換ふることを怠るへからす

開墾の事　移住者先つ小屋掛を終らは直に開墾に着手すへし而して開墾の難易は立木の有ると無きと又立木あるときは其の員數種類及ひ下草の種類等によりて大に違ふものなり又開墾の方法も種々ありて一樣ならす左に其の大略を記さん

〔一〕伐木燒拂　伐木は雪中に於てなすを便利とすれとも降雪未た少きか或は雪多きも軟かなる時分に無暗に伐木をなすは勞費多きか故に十二月下旬より一月上旬の頃に至りて着手するを可とす（最も雪少き地方は此限りにあらす）さて木は斧及ひ鋸を以て伐り倒し倒れたる木は必す鳶口又は槓桿を以て動かし得る位に伐り置き之を順序よく成るへく隙間なき樣三重四重に積み重ね其の上に枯れたる枝を加へ之に火を付け能く燃へる樣になれは又小枝を其の上に加へ斯くして少しの注意を爲せは大木も殘りなく燒拂ふことを得へし凡て大木を積み重ね燒拂をなすには數人共同して働くを便利とす若し移住の時節後れ十分の伐木をなし能はさるときは小木のみを伐り大木は樹幹の周圍を伐り廻はし木皮を輪狀に縱幅一尺位に剝き取るときは自然に枯るゝものなり然らされは稍々危なけれと木に上り其の枝を伐り落し之を燒拂ふへし地方により木少く薪炭の需用ある場合にありては倒したる木は程良き長さに伐り二三ヶ所に積み置き小枝のみを燒き拂ふへし決して木を其の儘縱橫に倒し置き新墾の妨けをなさしむへからす

〔二〕下草除去　下草を除去するには之を刈り集むると燒拂ふとの二法あり刈集むるは燒拂ふよりも多くの手數を要するも土地の養分を失はす、されと初めは手輕を貴ふ故一般に燒拂ふ方多しカヤ、ヨシ、ナヽツバ、ハギ等は之を刈取ること容易きもサヽに至りては甚た困難なるにより殊に其の除去法を示さん

〔イ〕鋭き鎌を以て根元より刈り倒し之を散布乾燥して火を付けること

〔ロ〕晴天打續きたるときサヽの立たるまゝ火を付け燒くこと

〔ハ〕前法の如く一度火を入れたる後燒け殘りたるものあるときはサヽを鎌にて刈り倒すか或は稍々重くして鋭き平鍬を以て地中一二寸の深さに打ち入れ倒すこと此法は最も多く行はる

〔ニ〕前に同しく一度火を付たる後燒け殘りのサヽ株あるも其の儘になし置き翌年再ひ燒倒すこと

右の方法はサヽの摸樣、開墾の時期、天氣の如何等により適宜に之を行ふへし尤とも開墾に餘力あらは手數多くとも成るへくサヽを燒かす刈取りて開墾し天然の肥料を失はさるやうにすへし

開墾のため火入れをなし延て山野の樹木を燒き莫大の損害を生すること少からさるか故山野火入取

締規則の設けあり此法によれは開墾地等に火入をなさんとする三日前に火入期日、個所、地目概略、反別及ひ字名、四境隣接の景況を記し警察署若くは駐在巡査に届出て又隣地の所有者に通報し隣地官林なれは森林看守よ届出て周圍よ十分の防火線を作り風の弱きHを見て火を入れ番人を附け置かさるへからす然らされは科料に處せらるゝなり又火入の際よ小屋に移り燒けさるよう能く々々注意すへし

〔三〕新墾　濕地の外は下草を除去したる後は直よ新墾をなすを得へし新墾には普通鍬を用ふれとも草原地にありては數戸共同して耕馬及ひ新墾犁、「ハロー」を購入れ馬耕をなすときは勞力を省き開墾の進歩大なり樹林にてサヽある地を新墾するには左の數法によらは便ならん

〔イ〕鍬を用て地面を薄く削り翌年も此の如くす斯くて三年目頃に至れはサヽの根は腐るなり

〔ロ〕俗に「スジオコシ」と稱するものよして種を蒔くへき一條のみを墾し除草の時に畦間を薄く削り翌年に至りて畦間を新墾して熟畑となす

〔ハ〕種を蒔くへき箇所のみを點々新墾し除草、培土のとき周圍を墾し翌年よ至り又其の間を點々墾し周圍を耕す故よ二年目の終りよ至れは熟畑となる

〔ニ〕前法の一層簡略なるものにしてサヽを除去したる後新墾せす直に鍬等を用ひて適宜に小穴を穿ち大豆小豆等を播き除草のとき畦間を薄く削り或は深く墾し翌年に至り作物跡を墾すへし

〔ホ〕地面を薄く削り或は直に之よ菜種又は蕎麥の如き作物を散播す翌年よ至れはサヽの根餘程枯れ腐るか故に墾すること易し

濕地と雖も甚たしき箇所よあらされは別に排水を設けすして新墾播種することを得るの法あり俗よ「秋田起し」といふ即ち地面を縱横一尺位宛よ深さ六七寸に截り鋤を以て第一列の表層土五六寸を起し反轉して第二列の上に載せ第四列を反轉して第三列の上よ載せ同しく五列を六列の上よ載せ八列を七列の上よ載せ順次此の如くするときは玆に幾條の二尺巾位の高畦を得て播種するを得へく其の畦間は幅二尺位深さ一尺位の溝となりて排水の用をなすへし而して翌年は畦を全く底部より半は左右の溝内に反轉し再ひ新よ畦を作るへし尤も畦幅の廣さは作物の種類、地味の良否により多少の變更をなすを要す

十勝國、膽振國、釧路國等の潤濕たる原野には「チヤボーズ」と稱する草ありて開墾者の最も困難するところなり之を除去するには種々の法あるも先つ排水を設くるときは「チヤボーズ」は勢ひ衰へて土に接するところ即ち其の頸は漸次細くなるを以て鋭き唐鍬にて其の首を切り之を所々に正しく並へ置き樹木なきときは直に馬耕をなし木株あらは鍬を以て「チヤボーズ」を細かく切り之を全面に散在するか或は其の首を切りて所々に積み重ね其の間を鍬にて新墾し毎年積み重ねたるものを細かく切りて地上に散布し肥料となすへし

## 第十一章　開墾の方法

## 第十一章　開墾の方法

要するに開墾は時は徐り丁寧に過きて播種の時を誤らさる様になし成るへく收穫の多からんことを計るへし然れとも地味の劣りたる土地等にありて徐り粗放なるときは作物熟らす見込通りの收穫なくして困難するか故よ能く注意すへし又何時までも粗放的開墾をなすは不經濟なれは成るへく木根を除き馬耕をなし得る様よ勉むへし

開墾の勞力は樹木及ひ草の摸様並に墾し方によりて一様ならすと雖も通常一反歩に要する人員は草原にありては四人より八人、樹林地は十人より二十人として此外「チヤボーズ」を除くには四人より八人を要す草原を馬にて新墾するときは二頭曳よて一日に五六反歩は容易なり

〔四〕成功年限と開墾反別　北海道未開地處法によれは土地貸付の期限は許可の翌年より起算して普通十ヶ年以内となす尙ほ貸付地積の大小によりて左の標準を定む

| | | | |
|---|---|---|---|
| 三千坪未滿 | 三年以内 | 一万五千坪未滿 | 五年以内 |
| 三万坪未滿 | 六年以内 | 六万坪未滿 | 八年以内 |
| 十万坪未滿 | 九年以内 | 十万坪以上 | 十年以内 |

植樹又は泥炭地の開墾に限り特に二十ヶ年以内の期限を以て貸付け又は天災其の他避くへからさる事故より貸付期限内に成功する能はさるときは貸付期限の半期まて延期するを得へし扨て移住民は未開地貸付出願の際右の標準によりて毎年墾成すへき見込反別を起業方法書に記載し貸付を受くるを以て其の起業方法書通りの反別を墾成せは返地を命せらる、ことなしと雖も一日も早く全部を墾成して自己の所有地となす方得策なれは餘力あるものは勉強して起業方法書以上の反別を墾する樣心掛くへし

〔五〕風防薪炭用地　本道は府縣よりも冬永く寒氣も亦甚しけれは薪炭の必要なるは明かなり故に國有未開地處分法よれは貸付地面積の十分の二即ち貸付地五町歩なれは一町歩は風防薪炭風致用として未開地のまゝ保存し置き付與せらる、定なれは能く其の地の方位、風向、地勢等を考へ一は風防の爲め一は薪炭用の爲め樹林を保存すへし舊移住者中よは盡く樹林を伐採りたるため思はさる風害と薪炭の欠乏を告け掛からざる困難をなすものあれは將來の移住者はよく々々注意すへきことなり若し貸付地に樹木なきときは樹を植ゆること必要なり其の樹の種類は落業松、ハコヤナギ、ドロヤナギ、ナラ、ヤチダモ等とす

耕作の事　未開地の貸付を受けたる人は一方に於ては之か開墾をなし他方よ於ては耕作をなさゝるへからさるか故に多少粗放に流る、は止むを得さる次第なりとす故よ開墾すへき土地ある以上は成るへく力を開墾に盡し割合よ多き收入あるも手數を要する作物を後にし食用又は新墾に適する作物を先きにするよう心掛くへし

〔一〕作物の種類　新墾地に適する作物は大豆、小豆、粟、黍、玉蜀黍、蕎麥、菜種、馬鈴薯等とす麥

## 第十二章　開墾の方法

類は新墾地に於ては概ね莖葉のみ茂りて結實少き憂ひあれは新墾三四年の後より作るを安全とす稻、亞麻、藍の如きも新墾より耕作するは困難なれは數年を經て時機を見て作るへし

本道は各地氣候地味等を異にするを以て作物の種類を一定すること能はさるも石狩、渡嶋、後志、膽振、日高等の諸國に於て普通良き種類を擧くれは左の如し

大豆　黑目中粒、白中粒、鶴の子

小豆　丸葉、劍先

小麥　マーチンアンバー、白肌、赤皮赤〔秋蒔〕、グリーンマウンテン〔春蒔〕

大麥　ゴールデンメロン、シバリエー

裸麥　青實、白三石、大實、細實

玉蜀黍　ロングフエロー、黃色八行

馬齒薯　アーリーピユーラーオフヘブロン、アーリーロース、スノーフレーキ

粟　三盃不知、青柳

稻　香早、赤毛、六八日

菜種　ハンブルク

亞麻　二號種〔ベルギー種〕、一號種〔ロシヤ種〕

藍　上粉の小上粉、小千本

開墾中は萬事忙しくして播種期も多少後るゝことあり斯る場合よは收穫は稍々少きも霜害を受けさる中熟種を用ふるの安全なるに如かす

〔二〕種子　種子は作物の本源よして作物の善惡は種子の如何によること多きものなれは少しく價高くとも確實なる前移住者又は信用ある種子商を撰ひて買入るへし然らされは其の損害は勘からす殊よ移住の初にありて不作に逢へは其の影響極めて大ならん又本道の氣候地味は府縣と異なるを以て縱令府縣に於て好成蹟を上けし種子と雖も本道に適當せさるもの多きか故に移住者は其の移住地方に於て買ひ求むるを可とす普通小粒の種子は大粒の種子より惡しく輕き種子は重き種子より惡し、之を撰ふには篩或は唐箕を用ひ或は鹽水を作りて其の中に種子を入れ浮上りたるものを除去し又種子の外觀は立派なるも發芽せさるものあり今種子發芽の歩合を知らんと欲せは其の百粒を取りて濕たる布若くは紙の間に之を並へ暖かなる處に置きて時々少量の水を加へ斷わす其の種子を濕るようにして發芽するものを數ふへし若し九十粒位の發芽あれは先つ良き種子とすへく六七十種よ過きさるときは惡き種子と知るへし買入たる種子にして不安心と思ふときは此の法を用ひて種子の善惡を試むへし

〔四〕耕耘　消雪の期は地方よより或は年によりて差異あるを以て耕作に着手する時期も一樣ならす概





## 第十一章　開墾の方法

## 第十一章　開墾の方法

して開墾の業進み人口の増すに従ひて消雪期も稍々早くなるか如し偖て雪解け地面に程良き濕氣あるよ至れは耕作よ掛るへし新開の樹林地にありては普通鍬を以て手耕をなし新開の草原地及ひ樹根の朽ちたる畑にありては馬耕をなすを利とす本道にては往々春霜の後れて來ることあるを以て晨夕雪消早く播種の準備整ふと雖も霜害の憂少き麥類、豌豆、亞麻等の如き作物を除くの外餘り早き蒔をなすときは思はさる損害を受くることあり去りとて播種の期後るれは秋霜の害を受くること少しとせす故よ其の地方の氣候に從ひ程良き時に播種し遲くも六月下旬頃までに播種し終らさるへからす從て耕作の期間甚た短かくして非常に忙しけれは成るへく耕馬を買求め之を使用して耕耘を助け兼て肥料を得るようにするを便とす然れとも開墾當時は馬の使用も少なけれは大金を出して壯馬を買ふに及はす二才位の小馬を買ひ置きたらんよは開墾終り耕地の廣まりたる頃馬は生長して十分使役に適するに至るへし

既に播種を終らは除草に勉めさるへからす況して粗放なる開墾をなしたるとき或は草原よりては雜草の甚しく茂りて作物の生長を妨くるをやいま本道普通農作物の播種期、播種量、（一坪よ就て）播種の方法及ひ收穫期を擧れは左の如し

| 種類 | 播種期 | 播種量 | 播種の方法 | 收穫期 |
|---|---|---|---|---|
| 馬鈴薯 | 五月上旬より六月中旬まて | 二俵より三俵まて | 二尺五寸幅に平畦を切り一尺五寸より二尺毎に下種す | 八月下旬より十月中旬まて |
| 玉蜀黍 | 五月中旬より六月中旬まて | 二升五合より三升五合まて | 二尺五寸幅に平畦を切り二尺毎に二粒つゝまく | 九月下旬より十月上旬まて |
| 黍 | 五月上旬より六月上旬まて | 四合より七合まて | 散蒔又は二尺幅に平畦を切り平蒔になす | 九月下旬 |
| 粟 | 五月上旬より六月上旬まて | 三合より五合まて | 同上 | 九月下旬より十月上旬まて |
| 蕎麥 | 七月上旬より七月下旬まて | 八升より一斗まて | 同上 | 九月下旬より十月中旬まて |
| 裸麥 | 四月下旬より五月上旬まて | 四升より五升まて | 二尺の幅に平畦を切り平蒔にす | 七月下旬より八月上旬まて |
| 大麥 | 同上 | 五升より六升まて | 同上 | 同上 |
| 小麥（秋蒔） | 九月中旬より十月上旬まて | 四升より五升まて | 同上 | 八月上旬より八月中旬まて |
| 大豆 | 五月上旬より六月上旬まて | 三升より四升まて | 二尺の幅に平畦を切り一尺三寸毎に二粒つゝ蒔く | 九月中旬より十月中旬まて |
| 小豆 | 同上 | 二升より三升まて | 同上 | 九月中旬より十月上旬まて |
| 燕麥 | 四月下旬より五月上旬まて | 六升より八升まて | 散播又は二尺幅の平畦よ平蒔す | 七月下旬より八月中旬まて |
| 豌豆 | 四月上旬より五月上旬まて | 三升より五升まて | 二尺幅の平畦に七八寸位に二粒つゝまく | 八月上旬より八月中旬まて |



## 第十一章　開墾の方法

## 第十一章　開墾の方法

| | | | |
|---|---|---|---|
| 菜豆 | 五月中旬より六月上旬まで | 同上 | 九月中旬より十月下旬まで |
| 菜種 | 八月下旬より九月中旬まで | 五合より一升まで | 八月上旬 |
| 大麻 | 四月中旬より五月中旬まで | 三升より五升まで | 九月中旬 |
| 亞麻 | 同上 | 八升より一斗まで | 七月中旬より七月下旬まで |
| 稻 | 五月苗代に蒔き六月中旬移植 | 苗代一坪に付六七合 | 十月上旬 |
| 南瓜 | 五月上旬 | 凡そ五合 | 九月中旬 |
| 胡瓜 | 同上 | 凡そ一合五勺 | 八月中旬 |
| 夏蘿蔔 | 五月上旬 | 四合より五合まで | 九月下旬より十月中旬まで |
| 秋蘿蔔 | 七月中旬八月上旬 | 同上 | 九月中旬より十月上旬まで |
| 午蒡 | 四月下旬より五月上旬まで | 凡七合 | 九月中旬 |
| 甘藍 | 四月上旬より苗床下種 | 凡十五匁 | 九月中旬より |
| 茄子 | 同上 | 凡そ四合 | 同上本畑に二尺に一尺の距り移植す　八月上旬より |

二尺幅の平畦に一尺三四寸毎に二粒つゝまく

散播又は二尺幅の平畦に平蒔す

散播又は五六寸の幅の平畦に平蒔す

散播

本田には一坪に付六十株より百株を移植す

六七尺四方に三四粒を下し後一本立とす又苗床に蒔き植替てもよし

二尺五寸幅の平畦に七八寸毎に二粒つゝを下す

二尺の幅よ高畦を作り七八尺毎よ五粒を下し漸次間引て一本とす

同上

一尺七八寸の幅に高畦を作り平蒔にすべし

苗床に散播し後本畑に三尺四方毎に一本つゝ移植す

同上本畑に二尺に一尺の距り移植す

但し右は大略を示すものにて氣候により地味によりて大に酌せさる可らす例へは沃地にては畦幅を廣くし瘠地よりては畦幅を狹くするを利とす從て播種量にも違ひあり又釧路國根室國の如きは氣候も他の地方と餘程異なれは其の地の老巧なる人に就て聞き糺すを安全とす其の他の地にても成へく先に移住せる人よつき能く聞き糺すへし

〔五〕新墾時期の輪作法　輪作とは作物の種類を年々換へて作るをいふ凡て作物は其の種類によりて吸取る養分を異よするものなれは毎年同し作物を續け作るときは其の養分は漸く土中に不足となり終に收穫を減す他の作物を代へて栽ゆるときは其の作物は前作物の吸取らさりし養分を取りて繁茂するのみならす莖科植物（大豆、小豆、菜豆の類）の如きは空氣中又は深き土中より養分を取り之を地中に殘すを以て後作物は之によりて收穫を增すの利あり又作物は其の種類の異なるに從ひて各々異りたる害敵を有つものなれは毎年同し作物を續け作れは其の作物の害敵は次第に其の地に繁殖て益々害を加ふれとも他の作物を代へて作るときは其の害敵は減るものなり以上の理由より輪作法は最も必要なるか故に開墾中の農業にても成るへく輪作をなすへし其の輪作の順序は大略左の如し

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一年 | 二年 | 三年 | 四年 | |
| 〔イ〕 | 馬鈴薯、玉蜀黍 | 黍、粟類 | 大豆、小豆類 | 麥類 |
| 〔ロ〕 | 菜種、蕎麥 | 大豆、小豆類 | 馬鈴薯、玉蜀黍 | 麥類 |



## 第十一章　開墾の方法

〔ハ〕黍、粟類　馬鈴薯、玉蜀黍
　但し開墾全く終り熟畑となりし後の輪法は多少之に異れり
〔六〕果樹　移住者は移住の年或は翌年少許の金錢を投して果樹の苗木を買求め小屋の周圍に植ゑ時々害蟲を取り枝を去り或は肥料を施すときはグースベリー、カーランツ、西洋苺の如きは翌年より多少實を結ひ苹果、櫻桃、梨の如きは數年後に至れは美しき實を結ひ雪に子女の娯樂となるのみならす之を見れは自然土地を愛する心を起すの一助ともなるへし苹果の種類は多けれとも其の良きものは紅魁、利笑、小町（以上早熟種）紅絞、中成子（以上中熟種）鳳烏卵、赤龍、晩成子、倭錦、滿紅、柳王（以上晩熟種）
〔七〕作物の害敵　作物の種類よより或は地方によりて種々の病氣や蟲の害あり且つ一般に開墾の進むに從ひ其の害も增すものなれは豫め注意して其の害を除くことを怠るへからす
本道に於てはバッタ、ヨトウムシ、テントウムシダマシ、アブラムシ、ネキリムシ、ズイムシ等の昆蟲は作物を害すること少からす又小鳥或は時として野鼠は新開地より於て大害をなすことあり此等を驅除するよは或は網を以て之を捕へ或は藥品を用ひて之を殺し或は明溝を掘りて之を捕へ又蛾（昆蟲の親蟲）の夜間飛行く際火に誘ひて燒き殺す等の法あるも既よ其の害の蔓延する後には之を除かんこと難きか故に成るへく其の害の生せさる內よ豫防すること必要なり即ち昆蟲は不潔の處よ集るものなれは畑は常よ清潔になし又秋期に耕し幼蟲を嚴寒よ曝らして之を殺し又ズイムシの害多かりし年は其の莖を燒捨て、翌年の害を防くへし
本道農家の常食とする麥、黍、粟、馬鈴薯等は屢々徽菌のため種々の害を受け其の收穫を減するものなり粟、黍、の黑穗を豫防するよは華氏寒暖計百三十五度、裸麥、大麥、小麥等の黑穗は其の種類により華氏百三十度の湯に五分間浸すか或は六時間計り水に浸したる後華氏百三十度の湯に五分間浸し然る後之を乾燥し播種するときは黑穗の害を防き得へし馬鈴薯疫病を防くには其の法種々あるも其の簡易なるものを擧くれは左の如し
〔イ〕早熟種を植ゆへし
〔ロ〕種薯は健全にして病に罹りたる虞なきものを用ゆへし
〔ハ〕六七月頃に株邊に培土すへし
〔ニ〕馬鈴薯の畦間株間に密に過くへからす
〔ホ〕收穫するよは莖葉の枯燥さたる後晴天にして乾きたる日よ於てすへし
〔ヘ〕貯藏よは濕潤ある處を避け又餘り厚く積重ることなく薯二斗五升に付一升の割にて石灰を散けは甚た効驗あり
此の外雜草を徹菌や昆蟲の害に劣らさる害物よりして繁殖力强く風よりて四方よ飛散り畑中に發生

## 第十一章　開墾の方法

し作物の吸取るへき土中の養分を奪ひ取るのみならす陽光の透射、空氣の流通を妨け從て害蟲黴菌等を誘ふものなれは除草のことは甚た大切なり要するよ作物の害敵の豫防驅除は單獨にてなすも其の効少けれは一致共同してなすへきものとす

尙ほ作物の害敵の豫防驅除等よ就ては夫々手心を要することありて容易ならさる場合もあるものなれは詳細は其の地方の農會又は道廳より時々巡回する農業教師等に聞糺す方安全にして確實なるへし

風俗の事　前よ述たるか如く移住者は其の移住地を以て永住の場所と定め撓ます倦ます其の業よ勉勵するは言ふまてもなく何事にも誠實よして是迄の風習善きは之を守り惡きは之を改むるやう心掛くへし凡て人は財産を增すの必要なると同しく智識道德を進むることも亦必要なり

〔一〕協同一致　團体にて移住する者は勿論單獨にて移住するものと雖も既に相集りて一部落をなす以上は互に親切に交際し心を協へ一致して事を行はさるへからす況して未開の地よては万事不自由勝なれ孤立して一層困る事多かるへし事業の上よも風俗の上にも協同一致は誠に大切なりと知るへし

〔二〕相互救護　移住者は互よ相助け相慰め相救ひ苦勞を忘れて愉快に其の事に從ふへし殊に病氣に罹りたるとき其の外不時の災難を被りたるときは最も親切よ救ひ助けさるへからす從來の團体移住者中には止を得さる災難のため仕事の十分よ出來さるものある場合には一同にて其の地の開墾耕作を



なして之を助くるものあり誠に良き風習と云ふへし

〔三〕勤儉貯蓄　仕事に勉強すると共に儉約して無益な費用を省くへし衛生に害なき限り衣服も食物も住居も成るへく儉約し其の金を事業に使用し決して贅澤よ費さす尙ほ漸次餘裕を得は事業の擴張改良を謀り又貯蓄して不時の用よ供ふへし是迄の例よよれは移住の際資本少なき人にして勤儉の結果數年の後却て資本多かりし人よりも好き成蹟を得て財産を造りたるもの少なからす又團体移住者に在りて大抵移住の翌年より協同して各自應分の金錢や穀物を貯へ或は祝日祭日の外一切酒を飲むことを禁する等の規約を結へり單獨移住者と雖も必す此心掛なかるへからす

〔四〕賭博をなす勿れ　本道の農民は冬期長きかため退屈の餘り人よ誘はるゝまゝ、賭博に手を出すもの少なからす初は飮食物なとを賭けて之をなすも漸次深入りするか賭博の常にて後に金錢を賭けて之を行ふに至るなり素人同士の間にても賭博は惡きものなるに況して其の間には恐るへき博徒か素人らしき樣子をなして交り込み巧みよ金錢を奪ひ去るか故に終には折角開きたる土地をも失ひて甚し き困難よ陷るなり實よ賭博の移民を害するは洪水旱魃の害よりも甚しとす故に移住者は賭博を大々禁物となし決して之よ手を出すなかれ

〔五〕冬期の注意　樹林地に入るもの開墾を終るまては冬期伐木に忙はしと雖も草原地よ入りたるもの又は伐木を終りしものは冬期閑勝（ひまがち）にて此際の惡風に染み易きものなり故に移民は冬期は最も注意し

## 第十一章　開墾の方法

## 第十一章　開墾の方法

て有益の事に從ふへし即ち鞋〔藁又は玉蜀黍皮にて〕ツマゴ〔藁及ひ夏期に採り置たる苧にて〕俵〔藁、莚、又は燕麥稈にて〕等を作り種々の農具を手落なく修繕し又自ら作り得る道具は之を作り他の開墾地の樹木を貰受けて薪を採り其の他何事によらず働きて夏期の仕事の手剩たなし置くへし冬間に於て手落なく準備せは大に夏期の仕事の助けとなるものなり又地方よりては木挽、炭燒、運搬等の業もあるへし決して些細の事なりとて打棄て爐邊を圍んで無益に貴き時を送るへからす尚ほ暇あらは老巧の人に就き農業上の話なとき、て智識を廣むる工夫をすへし

衛生の事　都會及ひ開けたる村には病院又は開業醫あり其の他の村落は多く村醫を置くと雖も新開地は概ね醫師の所在地に遠く且つ樹木も十分に伐採せられす光熱も十分に通らす濕氣多く府縣とは氣候を異にするか故に能く衛生に注意して身の健康を保つへし尤も是迄の經驗によれは存外病氣も少なしと雖も若し永く病床に臥して故郷を夢み移住當初の精神を失ひ中途よして其の業を廢するか如き不幸あらんには實よ殘念の次第なり左に注意すへき事柄をれへん

〔一〕住宅　前よ記せる如く小屋は成るへく高燥地に作り濕氣を避け床を高くし小屋の周圍よは成るへく排水を設け惡水を滯らしめす又便所の位置は井戸其の外飲用水場に近からぬやう離れて設くへし

〔二〕飲料水　本道の河川の水は到る處大抵清潔なれとも低く濕りたる場所に於ては間々水質不潔にして直に飲用に供し難きものあり此等の水は先つ之を煮沸して用ゆへし又塵芥を含むものは細砂、砂礫、木炭、麻布等を用ひて之を濾過すへし

〔三〕間歇熱　間歇熱は本道新開地の風土病とも云ふへきものよして移民の最も多く罹りて困難するところなり此病は一種の蚊の媒介して傳染する所にして土地に濕氣多きは之か發生を助くるものなり故に土地の開くるに從ひ漸次減るを例とす治療の藥品はエンサンキナエンなり數人共同して其の一瓶を購ひ置きて不時の用に供ふへし

〔四〕眼病　新開地に於て眼病は冬期最も多きか如し是れ一は小屋の構造惡しきため煙の散出を妨け一は陽光か積雪に映りて眼球に射返すによるなり故よ小屋は煙の散出を自由ならしめ又雪中に外出するときは色眼鏡を用ゆへし

〔五〕凍傷　冬期嚴寒のため手足耳鼻等に凍傷をなすことあり戸外勞働者は之に罹ること少なきも小兒には却て多し之か藥品はヨジムチンキ、テレビン油、カンフルチンキ等にして用法は傷所よ塗付るにあり

〔六〕害蟲　未開地よ入りて一二ヶ年の間は蚊、虻其の他微細なる蟲類多くして小兒は殊に其の害を受るを以て移住者は是非蚊帳を準備せさるへからず村亦除蟲菊を作りて之を乾し粉末となし之を床上よ散布するときは蚤虱を防き又之を藁へ或は白湯に入れ之を沸すときは其の湯氣は蚊を追ひ出すものなり刺されたる部分にはアムモニア水を塗れは多少痛痒を減す

## 第十一章　開墾の方法

〔七〕食物の中毒　有毒物を食して中毒したるときは直に多量の清水又は塩の微温湯を飲み指を口中に入れて盡く之を吐き出すへし本道よは食用菌多きも亦毒あるものあり其の毒の有無を鑑定するよは鍋の中に白銅貨を入れ菌と共よ煮沸し變色するものは必す毒ありと知るへし其の外誤りて有毒植物を食ふへからす左に重なる毒草を記さん

| 草名 | 適地 | 備考 |
|---|---|---|
| キンポウケ | 原野陽地 | 高さ一尺位五六月頃黄花を開く生の時味辛く毒あり |
| トリカブト | 原野陰地 | 高さ五六尺に達す晩秋藍色の美き花を簇生す大毒あり土ブシを作るに用ゆ |
| ツルブシ | 原野林中 | 高さ二三尺八九月頃花を出す毒あり |
| ドクゼリ | 原野汚水 | 高さ五六尺複葉なり毒あり「セリ」と間違へて食し中毒することあり |
| クサノワウ | 廃地路傍 | 高さ一尺位複葉なり晩秋尚は花あり莖葉を斷れは黄汁を出す味辛くして毒あり |
| ノウルシ | 原野林中 | 同上莖淡赤色五六月頃淡緑色の花を簇生す草の全部毒あり |
| バイケイサウ | 卑濕林野 | 高さ五尺淡緑色花を開く根太く毒あり殺虫劑とす |
| ナツトウダイ | 草原沃地 | あ高さ一二尺莖は傘狀に枝を分け五六月頃花あり草の全部毒あり |
| ザゼンソウ | 原野林中 | 高さ五六尺五六月頃暗紫色の厚き一瓣の花を開く臭氣あり根太く毒あり |

〔八〕薬品の用意　右に記したる薬品の外アンチピリン〔風邪薬〕ソーダ〔胃病薬〕シヤリエン〔膩薬〕石炭酸、昇汞水、〔負傷薬〕等を準備すれは好都合なれとも其の用法を誤るときは却て害あるか故に醫師に就きて適當の薬を受くるを可とす尤も薬店よある普通の風邪薬、膏薬等は必す之を用意し置くへし

簡易調理の事　新開の地は概ね當初は交通の便悪けれは買ひ入れんとする物品は總て價高く生産物の賣價は甚た安し故に成るへく米穀等の買入を減し各自作るところの作物を以て之に代へ之に種々の調理を加へて味善く愉快に食るへし今簡易なる調理法を擧れは

〔イ〕馬鈴薯を湯煮にして放冷し皮を剝き臼等よて搗き碎き之に蕎麥又は小麥の粉を交せ少しく食鹽を加へ團めて味噌汁又は小豆汁の實として食すれは其の味美なり

〔ロ〕馬鈴薯を生の儘皮を剝きて摺卸し之を絞上け其の汁より自然に沈下る澱粉を採り前に絞上けたるものと交せ之に食鹽少量を加へ少くチギリ落して味噌汁の實となす

〔ハ〕前と同樣に摺卸し汁の底よ沈みたる澱粉を採り之に小麥粉又は蕎麥粉を交せ食鹽を加へ厚さ貳分程の圓形に延し燒て食すれは其の味佳なり又辨當よ用ふるよろし

〔ニ〕馬鈴薯の皮を剝き之をサイの目に細かく切り白米其の他雜穀類と共に煮て食す

〔ホ〕前のロ法の如くなしたるものを豚脂又はシラシメ油にて揚て食すれは頗る美味なり

〔ヘ〕糯粟黍は普通餅に製するの外に豆と共よ飯に炊きて食すれは飯に代ることを得へし

## 第十一章　開墾の方法

〔ト〕能く乾きたる玉蜀黍の粒を落し七八升位つゝ臼に入れ之に水六七合を加へ芽と皮の脱るまで小杵にて之を搗き而して箕にて芽及ひ皮を吹出し尚ほ脱さるものあるときは更ょ之を搗き乾上げたる後之を挽割になし大粒のものは粥に炊き或は米麥粟等ょ交せて飯となし細粒のものは麥類の粉を混合せ團子或は餅に製し或は之を燒て食す味よろし

〔チ〕蕎麥粉は普通ソバガキに用ゆるの外多量の水を入れ粥位に溶し脂油を引きたる鍋を熱し其の上ょ落して揚け之ょ味を付けて食すへし

初めて本道新開地に移住し來りたる人々は米鹽の準備十分なるも蔬菜ょ乏しきを覺ゆ幸に春期はすへき種々なる野草の眼前に生へるを以て之を採りて食するを得へしされど若し誤て毒草を食するときは腹痛、下痢等を起し忙しき日を病床に送ることとなしとせす因て左に本道用植物の最も普通なるものを擧ん

| 名 | 適地 | 備考 |
|---|---|---|
| 草名 | | |
| ソラビ | 原野乾地 | 各地方に多し嫩き時取りて煮て食し根よりは澱粉を採る |
| クサソテツ | 原野卑濕地 | 俗に「コゞミ」と云ふ高二三尺嫩苗は乾燥し煮て食す |
| スギナ | 原野林中 | 「ツクヅクシ」と稱する筆の如きものをとり煮て食す |
| カタクリ | 原野陽地 | 地上ょ葉を出し春早く紫色花を開く嫩葉は煮て食し根は澱粉を採る |
| オホウバユリ | 原野沃地 | 淡白肥大の花を開く草の丈六尺を起ゆることあり球根は煮て食す |
| ノビル | 原野沃地 | へし土人は餅となし澱粉をとる |
| スイバ | 原野海岸地 | 糸狀の葉數個を生し秋小花を簇開く其球根を煮て食用とす |
| オホイタドリ | 同 | 高一二尺莖赤色なり之を漬物となす或は生にて或は煮て食ふ |
| フキ | 原野陰地<br>溪間山麓 | 高一丈に超ゆるものあり嫩芽は漬物として食ふへし |
| タンポポ | 原野陽地 | 何處にも善く生長す普通人の食する所なり |
| サハアザミ | 原野濕地 | 人の能く知る所の草なり嫩草を煮て食用とす |
| エゾアザミ | 原野沃地 | 高三四尺葉に刺あり春嫩葉芽を煮て食す |
| ヨブスマサウ | 同 | 蒸肥大高七八尺に及ふ葉に剛刺あり春嫩芽を煮て食す |
| ヨモギ | 同 | 又「ボーナ」と云ふ高七八尺其の葉は三角形なり嫩莖は皮を去りて食す |
| ウド | 山野林中 | 高四五尺に達す嫩葉を食用とす |
| セリ | 山野澤地 | 高五六尺ょ達す春嫩葉を食用に供す |
| ミツバ | 山野濕地 | 人の能く知る草にて食用ょ供す |
| アイヌワサビ | 山野清流の地 | 三複葉なり芽及ひ嫩葉を煮て食す |
| コシヤク | 原野陰地 | 高一尺二三寸五六月頃白花を開く芽嫩根莖は辛くしてワサビに代用すへし |
| | | 高一二尺小白花を開く嫩芽及ひ莖は漬物となし或は煮て食す佳香あり |

## 第十一章　開墾の方法

第十一章　開墾の方法

ヤマユリ　原野濕地　高一二尺花の黄なると黒きとあり其根は煮て食すへし

〔北海道廳殖民部拓殖課編〕



## 第十二章　拓殖の概況

私は拓殖上の大體に就き説明を爲すへし而して本道の面積及ひ人口のことは部長より已よ説明あり
たれは之を略し先つ殖民の沿革より述へんと欲す

扨て明治以前は姑く措き本道に開拓使を置かれたるは明治二年七月にして此時始て蝦夷を改めて北
海道と稱し國郡を分ち百般れ制度を設け拓殖大體の方針を定めたるか當時重に盡力せられたるは開
拓次官たりし故黒田伯よして伯は三年十一月洋行し翌年米國農務局長ケプロン以下種々の米國人を
雇ひ來り諸般の基礎を米國風よし大よ殖産興業の上に經營措畫せらる、所ありたり而し當時の移住
民は總て直接保護の下に支配せられ屋舍家具米鹽等の給與を受けたり是單に農業者のみならす札幌
の如き商工業者よ於ても亦此恩典あり即ち一戸に付家作料百両三ケ年手百五十両宛を給せられ全く
官費移住の狀なりき斯の如くして當時移りし農民中今尚存するものは宮城縣よりの移住よ係る石狩
の當別村、白石村、廣振の幌別村、西輪村、伊達村等なりとす然るよ明治十五年二月に至り開拓使
を廢して一時三縣を置かれたるか開拓使時代よ比すれは規模は縮少せられ開拓大體に於て一頽挫を
來せるの觀ありたり而して時の方針は如何なりしかと言ふよ尚は直接保護を主とし無賃渡航及家作
料種子料給與等の特典あり又當時移住士族取扱規則を發布して士族の移住を奬勵せしか現に鳥取縣
より移りたる釧路國鳥取村、山口縣よりの石狩國岩見澤村の如きものもあり然るに十九年一月三縣

を廢して道廳を置かれし以來大に施政の方針を改め移民の直接保護の如きは殆と之を廢し金品を與へて細民を保護移住せしむるは徒に依頼心を起さしむるのみにして成績不良本道開拓に益する所なく寧ろ道路排水港灣等の設備を完ふして所謂間接の保護を與へさるへからすと爲し先つ第一着に殖民地を撰定することゝし十九年以來專ら之か調査ょ從事し二十三年迄繼續し未開の大原野のみ九十三萬町歩を撰定したるか其の方法は農業其の他に經驗ある官吏を各地に派遣して氣候、土質、用水、其の他動植物の種類交通の便否等萬般の調査を爲さしめ二十三年迄ょ石狩、十勝、釧路、後志、日高等の大地積の撰定を終りたり其の後二十五年より引續き又北見根室其の他の大原野の殘り等を撰定せり而して其の撰定せる土地は如何にして貸付するかと云ふょ即ち二種の區別あり一は區劃割として貸付することなるか之は米國ょ行はる、制度ょ則りたるものにて土地整理移民を入る、に最も便なり今其の順序方法を略説せんに先つ交通の至便なる地方より之を始め河川若くは道路等を起點として縱橫ょ基線を畫し次に之に平行して間口百間奥行百五十間の小畫（五町歩）を設け之を六個併せて三十町歩を中畫とし又此中畫九個を併せて二百七十町歩を大畫となし各區畫地には夫々標杭を建て實地を明了ならしむ而して地方により一定せさるも中畫の周圍に十間、八間、六間、四間の道路敷を設け大凡三百畫五百畫（一畫は五町歩）を標準として一農村とし風防林、公共用地、共有地、墓地の如きものを存置し將來立派ょ農村を作り得へき設備をなすに在り又他の一は區畫を爲さす主として牧場植樹地のためょ貸付するものょして即ち二者か現今土地貸付の形式となれるものなるか區畫地として貸付するは通常にして彼の團結移住の如き全く區畫地を貸付し居れり

次に本道ょ於て移住民の保護は如何にせるかと言ふに第一陸地の保護は毎年三月より六月まで移住の盛なる時季ょ函館、室蘭、小樽大津等の各要港へ當廳より移民係を派し且つ其の所在支廳よりも專任の吏員を派し北海道協會よりも役員を出し而して其の上陸地には休憩所を設けて移民の保護を爲すことなるか小樽の如きは一昨年より此休憩所を設け室蘭の如きも埋立出來たれは今後之を設くるに至るへし扨て移住民の入港するときは各要港の間ょは豫め連絡を附け若し多數の移民他港へ行くものあれは其の他へ向け發電すること、し又上陸すれは原籍、目的等夫々制規の調査をなし宿割、荷物等の世話をなし乘車乘船の割引券なものには之を與へ又汽車ょ上るときは夫々注意し殊に多人數なるときは下車地まて吏員を付し且つ下車地の戶長役場警察等へ打電して保護を加へ又宿屋は大抵割引を爲さしむることに定め凡そ二割乃至三割を割引せり斯の如く注意に注意を加ふるを以て本年香川縣より一時に五百八十何名の移住者ありたる時を僅に一時間半計にて夫々宿屋に着かしむることを得たり尚ほ此場合に一寸御注意致したきことあり扨は今後多數の移住者一時に渡航することあるときは便宜四五十名つ、「イロハ」分けにても宜しけれ目的地等に由りて豫め組を設けし

めて乘船せしむる樣御注意を望む是上陸地にて保護を與ふる上に於て大ょ便利なれなり

扨て移住民か愈々原野に落着きたる後如何なる有樣なるかと云ふょ先年まて別に世話とて爲さゝりしも何分方角の判からぬ原野へ來りしこと故全く之を放棄し置けは自然事情に通せさるより萬事措誤失敗等を來し其の極本道を厭ふの念を起すに至るへきの場合なきにしもあらされは本年り專ら圍休移住に對しては諸種の指導をなすこと、せり尤も小作人の方は多くは本道ょ慣れたる管理者ある以て大なる必要を認めす而して其の指導の方法は各移住地ょ指導係を派遣し實地に就きて指導を爲さしむるょ在りて先つ伐木法、小屋掛法、開墾法、種子の撰擇、農具の事、販賣購買の事等より尙ほ進みては管轄役場の所在敎育備生勤儉貯畜の事等に至るまて悉く之を指導し其の土着心を養成せしめ老幼共に安心して業に就き克く成功を得せしむるを目的とす又漫然渡道し來るもの大に困難すへきより是等單獨移住民のため上陸地近傍ょ區劃地を豫定し置くこと、せり

又移住手引草にも記せることょて己に御承知のこと、信すれとも移住者は第一目的地を定めて渡道すへきことにて彼の漫然として渡道する如きは土地の撰定を誤り若くは種々の山師等ょ誤られて容易に希望を達すること能はす或は遂に土地を得さるか縱し又土地を得るも適當の土地にあらすして失敗するかの否運に陷ることありて獨り其の人の不幸なるのみならす本道の不爲にもなれは豫め目的地を定め土地撰定の上移住すへき樣御注意あらんことを望む

次に團結移住のことは先日來種々御協議ありしこと故特に述ふる程ょは非さるも要するょ團結移住を爲せは未開地ょ於て各自協心戮力し又互に相慰むるの便あり又共同購入共同販賣等を爲すの益もあり又貸付地の豫定存置を得總代人をして土地撰定の上充分準備して渡來することをも得へく其の他尙ほ上陸の際特に保護を受くることをも得て諸般のことに便利多けれは相成るへく之を奬勵せられんことを希望す

移住の時期に就きては之も亦移住手引草に記載しあれとも序に一言せんに何時頃か最も移住ょ適するかと言へは人に因りて一樣ょは定め難けれと先つ小農民に在りては區劃地貸付の願書を受理するは毎年三月頃なれは其の以前ょ來道せさるへからす出來得るならは前年秋期に來りて能く土地の撰定をなすを可とす其の他貸付地の定まりたるもの又は小作人は四月前後なれは融雪の候にて開墾着手ょ便なり然れとも團結移住の如きに在りては前年の秋期ょ數名の壯者を先發せしめて小屋掛其の他翌春の準備をなし冬期に伐木等を爲すこと最も肝要ょして且つ便利のことなりと信す

次に土地貸付の手續を述へんょ三十年法律第廿六號を以て北海道國有未開處分法を制定せられたるか是即ち土地貸付處分の基礎にして其の後三十二年北海道廳令第十九號を以て其の細則を規定せり而して貸付地積の制限は勅令を以て農耕は百五十萬坪牧場は二百五十萬坪植樹地は二百萬坪と定め組合會社等は此二倍まて貸付することに規定せられあるも今日の實際ょては地方ょりては此制限

までの地積を貸付することに至難なる場合なきにあらす之は未開地漸次狹隘となれるに反し追々移民増加せる等の關係よりして然るなり又開墾地の成功年限は普通の無償貸付の小地積に在りては五個年以内大地積に在りては十個年以内にして天災地變等の時は貸付期間の半期まで延期するの特典あり而して成功後は無代價にて附與し且つ二十個年間地租を特免せらるゝことゝなれり又貸付區劃地は前年の十二月頃までに調査と區劃とを了へて官報及新聞紙に原野の狀況を告示し尚ほ其の出願時期は翌年一月若くは二月中に告示し愈々三月の初より中旬頃迄に願書の受理をなすを常とせり而して其の願書は土地所在の各支廳にて受理す尤も團結移住及二十戸以上の小作人を入るゝ土地の豫定存置願は調査を終りて他に差支なき限り何時にても本廳に於て受理することゝし其の他尚ほ區劃地外或は貸付殘地等は何時にても出願次第貸付することゝせり

次に府縣知事の證明に就き御注意を願ひたきは從來往々他人の名義を借り人の財産證明を以て土地の出願を爲すものありて其の弊害甚た多し例へは爰に名義を貸すものありとせは借受けたるものは代人となりて之を利用して土地の貸付を受け其の土地は開墾せすして只立木のみを伐採して賣却すると云ふ始末よして其の結果は官廳より伐木代金を徵收せらるゝことなるか此場合は名義人に於て納入せさるへからさるを以て名義人の迷惑抔からさるのみならす當廳に於ても土地處分上頗る困難を感すれは豫め此邊に御注意ありて今後證明を出願するものあれは果して本人か企業するや否を慥めらるゝことを切望す

次に本道に來りて五町歩の土地を開墾するものに就き其の農業經濟は果して如何なる有樣なるか試に之か說明をなさんに土地の種類よ由りて一概には論すへからさるも稍々疎林にして地味も亦普通の箇所なれは先つ五町歩の內二割は宅風防林用材地等に存置することを得へきを以て實際四町歩を五ヶ年間に開墾するものとし初年二年は專ら支出のみなるも三年目より收入を差引凡そ三十五圓計の利潤を得らるへき計算なり而して四年五年を經て五ヶ年間の支出總計は約七百八十圓なるか之は一家五人の內勞働者三人あり移住の際一人の携帶資金を凡そ三十圓位と定め之を合算して百五六十圓を持參するものとして計算したるものなり而して之に對する五ヶ年間の收入千〇二十八圓よて六ヶ年目より土地は自己の所有となり一反歩八圓と見積りても（上等地は十五圓乃至二十圓の處もあれと）土地の價格約四百圓となり之よ其の他の財產を加へ凡そ八百餘圓の財產を有するに至るへき勘定となる尤も地味瘠薄土地不便の處よ在りては支出よ於て一二割多く收入に於て二三割を減するものと知るへし

又本道の小作法に就きて述へんに本道の小作は府縣とは少しく異なるものあり即ち之を大別して二となし一は普通小作にして府縣と異なるなきも一は開墾小作よして開墾の際より小作をなすものなり先つ開墾小作の方より言へは府縣より小作人を募集するに當り小作人の旅費全部若くは三分の二

を貸付するあり又全部小作持のものゝあり又移住の初年秋季まで米噌を貸付し尚ほ小屋掛料、農具料（種子料等五圓以上十五圓までを貸付し其の上開墾料平均二圓を支給す之は土に由り異にして七八十錢の處もあれは三圓乃至五圓の處もあり鍬下年限は大抵三ヶ年にして小作料は鍬下年限後初年に於て五十錢乃至一圓を徴收し隣地の振合に依り二年三年四年と漸次に之を高くし四五年目には一圓七八十錢より二圓位を徴收する處もあれと斯の如きは今日より於て高き方なり尚ほ本道にて小料の最も高きは德嶋縣民の移住地余市郡仁木村にて此土地は藍を作るを以て收益多く其小作料は一反歩四圓を徴收し居るを云ふ

又此外に小作人をして土着心を起さしめ又は經費を減するの目的を以て土地を分與するものあり其の分與の土地各戸配當地積の三分の一乃至二分の一を普通とし多きは十分の八少きは五分の一を分與するものもあり斯の如く土地を分與する場合には旅費、小屋掛料、農具料等より影響し且つ分與すへき地に於ける開墾料は給與せす又十分の八を與ふるもの、如きは貸與給與等一切の保護をなさす

今開墾小作に關する實例を擧けんに十勝國に於ける神奈川縣高嶋嘉右衛門の貸付地は石川、富山、福井、德嶋等各縣より小作人を入れ居れるか旅費は全部を與へ小屋掛料は金五圓を支給し食料は米二分麥八分の割合にて貸付し且つ農具一通りと初年に限り種子とを貸付し各々五町歩を配當して五ヶ年間に墾成せしむ又開墾料は一反歩金二圓を與へ鍬下年期は初年の開墾地は三ヶ年、二年目の開墾地より四年目は一ヶ年とし小作料は移住四年目七十五錢、五年目は一圓とし六年目より隣地に準し滿十ヶ年よて小作期限了るの例なり尚ほ此外種々の實例あれとも之を略す

次に普通小作に就き述へんに地主と小作人との契約より小作期限一樣ならす而して開墾小作より引續けるものには永く小作の委をなすもの亦少からす小作料は畑に在りては普通一反歩に付一圓乃至二圓にて田に在りては玄米四斗を普通とし高きは六斗の處もあり而して一反歩の平均收穫は三俵より四俵なれは府縣に比して小作料は頗る安し又小作料の徴收は二となし金納と品納との二種あり普通收穫後に納入すすれとも中には半金を前納するものもなきに非す亞麻蓼藍の如き作物を作る處にては夏期に納入し一般小作物は大抵十一月頃納入するを普通とす

以上は移住に關する概略なるか此他尚ほ拓殖上に關係ある運輸交通上より就きて一言せんより先つ航海路は如何と言ふに本道と他道との間には郵船會社船の東廻と西廻と青室間との三航路あり東西兩廻は何れも神戸を基點として小樽を終點として航海し東廻は毎月十回西廻は毎週一回なり又青室間航路は青森函館間一日一回青森室蘭間一日一回とす而して此外に又郵船會社外の船舶ありて農産物水産物等の出廻時期に航行するもの尠からす又本道沿海の航路は如何と云ふに道廳より補助を與ふるもの郵船會社船にては函館根室間、根室網走間、小樽稚內網走間の四線あり尚ほ該會社外の船舶にては函館大津間、小樽天鹽間あり而して別に千嶋航海もありて補助金合計凡十七萬圓な

りとすす

又鐵道の方は目下營業哩數三百五十哩内炭線竝二百六哩餘官設線百四十三哩餘とす而して炭鑛線は明治十三年中小樽札幌より幌内炭山へ通し二十五年に至り室蘭岩見澤間を接續し官設線は二十九年より始め一方は砂川より旭川を經て天塩國士別に達し（今は名寄まて延長せり）一方は十勝線にして鹿越（今は落合まて延長せり）まて通せり尚ほ此他に釜路を基點とし白糖に至るものあり

又道路は三十二年末調査に據れは延長千二百六十六里三十町なるか本道拓殖の上より言へは未た充分なりと稱すへからす故に年々改修新設の方針を取りて計畫しつゝあり又橋梁も數多架設せるも大河の如き多額の經費を要する個所は未た架設せさるもの多し尤も是等の場所には官設渡船場の設置ありて目下其の數百十八個所なりとす

又驛遞は本道交通の一機關にして目下百六十六個所あるか專ら人馬の繼立を爲し又或る場所よりては旅人の宿泊を爲さしむ其の多くは官より放牧地、畑地を貸し又馬を貸し家を貸せり尚ほ其内百三十八個所には補助金を給せるか三十三年度の調査によれは其の金額七千〇七十五圓なり漸次拓殖の進運に伴ひ補助を受けさるも利益あるに至るへく其まては官より補助する筈なり

又郵便電信は三十二年末の現在よ據れは郵便電信局數百八十四にして同年電信發信數百三十八萬餘即ち全國發信數の十分の一に當り同年郵便發信數は千九百二萬餘即ち全國發信の三十分の一よ當れり電話は札幌、小樽、函館、江差よ設置せり

又排水は土地改良のため最も必要なるのみならす通運のためにも必要なるか三十二年末に於ける既成排水溝の延長は二百三十八里二十町なりとす

次に北海道の生産力は如何と云ふに三十二年の調査に據れは農作物の概價千二百二十一萬圓水産物の概價千二百六十三萬圓礦産物概價三百七十一萬圓工産物概價五百九十七萬圓にして合計三千四百五萬圓餘なり然れとも此統計は未た不完全を免れす若し詳細に調査するを得は實際の額は遙よ之より超過するならんと信す

又本道の輸出入を調査するに三十二年中他道及海外へ輸出せし額は三千三百七十五万圓輸入額は四千百七十六万圓にして約八百万圓の輸入超過なり蓋し今日の北海道にては是位の輸入超過は當然のことならんと思ふ

却說以上は專ら現在の狀況よ就きて述へたるか尚ほ之より將來の計畫畫策は如何にすへきか聊か之を縷述せんと欲す抑々從來の移民は成るへく便利にして肥沃なる土地よ入りたるが故に今後貸付すへき土地は比較的肥沃の地少く且つ土地よりては尚ほ不便なる所あり殊よ卑濕の地等にして大改良を要する所尠からす依て今後殖民地の撰定、排水溝灌漑溝の開鑿、運輸交上の發達、農業の改良其の他數多の計畫を要すへきことなるか第一拓殖上最も重要なるものは鐵道の敷設なり今本道鐵道

敷設事業を調査するに明治二十九年中法律第九十三號を以て北海道鐵道敷設法を發布せられ三千三百万圓の豫算よて三十年度より工事よ着手したるか其の敷設は二期に分ち第一期線は三十年より四十一年まて十二ヶ年の繼續事業となし其見込延長哩數五百六十哩にて其内百四十餘哩は既に竣工して營業を開始せり而して此第一期線の箇所に旭川十勝太間（百五十四哩）十勝太釧路間（四十六哩）釧路厚岸間（廿七哩）厚岸網走間（九十哩）厚岸根室間（六十五哩）旭川宗谷間（百八十哩）の六線とす尚ほ此外私設よて函館小樽間の鐵道百四十六哩餘は今後着手する筈にて測量は已に了せり又第二期官設鐵道は第一期線竣工の後着手すへきものにして其の哩數は二百九十六哩なりとす

次に鐵道と連絡して最も必要なるは道路、橋梁、排水なるか是等の設備は如何なるかと云ふに一定の方針を以て進捗すへき必要あるにより十箇年の繼續事業として經營すること、し本年三月議會の協賛を得て九百九十四万餘圓を追加豫算として支出せらるゝこと、なれり之かため本度より四十三度までに設くへき道路橋梁排水は國道三十五里餘、縣道八十九里餘、里道五百七十三里餘、市街道路六十四里餘、橋梁四十八箇所、排水道路千五百里の見込なり

次よ海運の方は如何と云ふに昨三十三年中郵船會社に命し同年十月より三十八年九月まて五ヶ年間郵便物遞送及旅客貨物の運搬をなさしむることゝし其の線路は函館根室線、根室紗那線、根室網走線、小樽稚内線にして一ヶ年の補助金額は十二万七千餘圓なり又小樽天塩間の補助航海も本より五ヶ年間の繼續契約なりとす

次に港灣修築の事は鐵道及道路に次き最も必要なる大事業なるか小樽築港の如きは經費二百十八万餘圓の見込を以て去三十年より十ヶ年の繼續事業とし目下工事中なり尚ほ其の他岩内、江差等重なる港灣よ對しては目下夫々調査中なり

次に治水の調査に就き目下調査中なるは石狩川の治水事業にして三十貳年より三ヶ年間の繼續とし經費五万圓餘にて本年度にて結了する見込なり而して調査結了の上は治水工事に着々歩を進むる豫定なり

以上陳述し來りし所は北海道の沿革殖民地の狀況交通運輸の現況幷よ將來經營すへき政策の一瑣にして尚ほ縷述すくきこと多々あるも餘り長時間に渉るの恐あるよ依り說明は先つ此邊よ止め更よ御質問を俟ちて一々御答致すへし左樣御諒知あらんことを乞ふ（農學士栃内壬五郎氏談）

## 第十三章　北海道稻作調査報文

元來稻は熱帶地の產なるを以て其生長中温熱を多く享受するときは收獲隨ひて多く品質も亦善良なりと雖とも温熱を受くること少きときは收量少く品質粗惡なるを免れす而して西海道の長崎に於ては生長期中に四千度の温熱を受くるを以て收量多く品質善良なりと云ふ漸次北方の寒地に赴くに從ひ收量少く品質粗惡にして靑森に於ては凡そ一千度低く即ち三千度に過きす故も靑森米を九州米に比せは其收獲品質の差甚しとす實に温度の關係大なりと云ふへし今稻も對する温度の關係にて諸學者の說を擧くれは左の如し

一、本邦に來遊せし獨逸人ライン氏は攝氏貳十度を下らさる平均温度を六箇月連續せんことを要とす

二、ハーベルラン氏は千五百度乃至四千五百度を要すと

三、ツエスカ博士は三千度若しくは是れより以上の高温をすと

四、酒勾博士は一千八百度以上なれは靑米を交へさるもの、貳千七百度以上なれは靑米を混したるもの、貳千六百度以上なれは熟出に限り若干の收穫あるへし又夏季一時の炎熱は俄然稻の生長を促進するを以て積算温度を以て一概に律すへからすと

右に述へたる温度と米作研究も便ならしめんか爲め積算温度に付て本道各測候所創立以來明治三十

三年より至る平均と昨明治卅五年に於ける稻の生長期間たる五月より十月より至る六箇月間の積算温度とを調査するは本道稻作關係上最も必要なるを以て左より之を掲記せん

○甲表

| 測候所名 | 創立以來明治三十三年迄の平均 | 明治三十五年 | 温度高低順次 |
|---|---|---|---|
| 函館 | 二、八七八度九 | 二、六六九度〇 | 一 |
| 壽都 | 二、八五一、五 | 二、六五六、七 | 二 |
| 札幌 | 二、七八九、九 | 二、五六七、六 | 三 |
| 上川 | 二、五九九、六 | 二、四七八、五 | 四 |
| 十勝 | 二、五二八、九 | 二、三七一、二 | 五 |
| 網走 | 二、四九五、八 | 以下略す | 六 |
| 襟裳 | 二、四五八、七 | 仝 | 七 |
| 釧路 | 二、三八七、八 | 仝 | 八 |
| 宗谷 | 二、三六〇、九 | 仝 | 九 |
| 根室 | 二、二八七、三 | 仝 | 一〇 |

本表より據れば函館最も高温にして壽都、札幌之に亞き、上川、十勝又之より亞く而して上川以上は毎年相當の收穫あるは世人の知る所にして本道の稻作に經驗ある酒勾博士れ説其當を得たるものなりと雖も昨年の如きは温度の高き函館地方より却て温度の低き上川地方は能く結實し即ち上川地方は稻收穫ありしも函館地方は大凶作を呈し殆んど收穫皆無の狀況にして種籾を他の地方より仰かざるを得さるの慘況に陷れり

今其原因を探究するに即ち昨年は近年稀れなる氣候不順にして到る所凶作を呈せり蓋し平年積算温度より低下すること百二十度乃至二百廿二度なりしは一般凶作を來せる主因なるへし且つ仝年九月二十八日に於ける大暴風の爲め其被害の多少にも因るへしと雖とも上川地方の稻收獲ありしは夏季一時の炎熱は俄然稻の生長を促進せしめたるより尚ほ其原因を探究せんか爲めより最高温度より就き調査せしより即ち左の如し

○乙　表

| 測候所名 | 創立以來明治三十二年迄最高積算温度 | 同上の差 | 温度順次 | 明治卅五年最低積算温度 |
|---|---|---|---|---|
| 函館 | 三、六七〇度四 | 二八三度四 | 三 | 一、八六一度四 |
| 壽都 | 三、四七四、三 | 一四九、五 | 四 | 二、〇四三、二 |
| 札幌 | 三、八〇一、九 | 一一八、四 | 一 | 一、五八九、五 |
| 上川 | 三、七八三、四 | 一三三、四 | 二 | 一、四六三、八 |

〔備考〕本表も亦稻の生育期間たる五月より十月迄の積算にして温度は凡て攝氏なり

本表に依れは甲表平均温度の最高の第一位よありし函館は第三位を示し札幌最も高く上川之よ亞き壽都其下位にあり更よ明治三十五年中の月別平均及最高温度を記せは左の如し

○丙　表

| 月別 | 最高温度 | | | 平均温度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 函館 | 壽都 | 札幌 | 函館 | 壽都 | 札幌 |
| 五月 | 一三度九 | 一二度八 | 一四度三 | 九度七 | 八度九 | 八度八 |
| 六月 | 一六、七 | 一七、〇 | 一九、三 | 一二、九 | 一三、〇 | 一三、三 |
| 七月 | 一九、〇 | 一九、二 | 二一、〇 | 一六、〇 | 一六、二 | 一六、七 |
| 八月 | 二一、五 | 二一、五 | 二四、三 | 一七、九 | 一七、九 | 一七、九 |
| 九月 | 二一、八 | 二一、七 | 二三、四 | 一八、二 | 一七、二 | 一六、一 |
| 十月 | 一七、六 | 一七、三 | 一八、〇 | 一五、六 | 一二、六 | 一〇、一 |
| | | | | 一二、四 | | 八、一 |

依之観之六月より八月に至る三ヶ月間即ち挿秧より開花よ至る時期間に於ては上川最も高温なりしを以て見るも上川地方一時の炎熱は稻の生育をして俄然促進せしめたるを證するに足るへし又明治三十五年の積算高温度を測候所創立以來の平均に比するときは乙表に示せる如く函館最も多く低下せり是れ蓋し全地方凶作の大原因なるへし之よ反して上川地方の如きは其差最も少なかりしを以て稻收獲ありしにはあらさるか而して本道は本邦中低温度の土地なるを以て成るへく期日短くして成熟の早き種類を撰擇して栽培するを有利とす然るに農家は何れも豊收を欲するか爲め僅かよ一二年間試驗して其成蹟の好結果を得たる種類あるか或は他人の始めて栽培して良收ありしと聞くときは直ちに其種子の分與を受け耕作せんとするか如きは輕卒にして目前の利よ走るものと云ふへし斯る種類は其土地よ栽培する種類に比し尚ほ晩熟なるもの多し是等は年々僅少の増收あるへしと雖とも昨年の如き氣候寒冷なるときは早種は多少收獲あるも晩熟種は東北地方よ於ても收獲皆無の狀況にして本道の如きは殊に然り故に低温なる地方に於ては早熟種より尚ほ早生穗中の良種を撰出することゝし且つ栽培法よ注意し改良を加ふるときは最も安全にして相當の收獲を期すへくして昨年の如き悲境に陷らさるへし尚ほ進んて十勝其他の地方よも栽培し得らるゝよ至らは蓋し其利益鮮少ならさるへし

是れより札幌支廳管内に於ける米作栽培の各村落中上位の收獲者に付て調査せし概要を擧けんに同管内中甲地と乙地とは收獲高に多少の差あるは氣候風土或は風防林の存否等に關すると雖とも同一地に於ける耕作者にして其栽培法等の巧拙に依り甲は收獲皆無にして乙は自己の種籾を控除し甲者に供給して尚ほ剩餘あるものあり又同一地主にして同一の場所に耕作して收量に多少ありしものあり今其收穫の結果良好なりし原因に付て概括して列擧すれは左の如し

一、田地の附近に山ありし爲め

二、畦畔又は其周圍に茅葭等繁茂せし爲め